

神奈川県地震防災戦略

～県民総ぐるみアクションプラン～

平成28年3月
神奈川県防災会議

目次

I	はじめに	1
II	基本的事項.....	3
1	『神奈川県地震防災戦略』とは	4
2	地震防災戦略改定の基本的な考え方	4
3	減災目標.....	5
4	対象期間.....	5
5	減災目標とする地震の被害想定（大正型関東地震）	6
III	減災目標の達成に向けた重点施策	9
1	揺れによる死者数を減らす	11
	重点施策 1 住宅の耐震化	13
	重点施策 2 多数の者が利用する建築物の耐震化	14
	重点施策 3 防災拠点となる公共施設等の耐震化	15
	重点施策 4 屋内収容物等の耐震対策.....	16
	重点施策 5 防災訓練の実施（揺れ対策）	17
	重点施策 6 がけ崩れ等の対策	19
	重点施策 7 防災知識の普及・啓発.....	20
	重点施策 8 防災教育の強化	22
	重点施策 9 ハザードマップ等による意識啓発	23
	重点施策 10 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援 （揺れ対策、津波対策）	24
	重点施策 11 企業の防災に関する取組への支援	26
	重点施策 12 地域住民による救護活動の実施への支援	27
	重点施策 13 医療救護訓練の実施	28
	重点施策 14 災害時医療救護体制の整備.....	29
	重点施策 15 大規模災害時の広域医療搬送体制の整備	31
	重点施策 16 道路・橋りょう・鉄道の整備.....	32
	重点施策 17 帰宅困難者対策.....	33

2	津波による死者数を減らす	35
	重点施策 18 津波避難に関する啓発	37
	重点施策 19 津波からの一時避難施設や避難路等の整備.....	38
	重点施策 20 防災訓練の実施（津波対策）	39
	重点施策 21 海岸保全施設等の整備	40
	重点施策 22 要配慮者の避難・安全確保に関する対策	41
	重点施策 23 県民等への情報発信体制の整備	43
3	火災による死者数を減らす	45
	重点施策 24 建物の防火・不燃化対策	47
	重点施策 25 防災訓練の実施（火災対策）	49
	重点施策 26 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援 （火災対策）	50
	重点施策 27 上水道施設の整備	52
	重点施策 28 市街地の整備.....	53
	重点施策 29 避難場所・避難路等の整備.....	54
	重点施策 30 消火活動体制の強化	55
IV	減災効果の算出	57
	参考資料	61
	参考資料 1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の項目に基づく 取組例	62
	1 - 1 取組項目一覧表.....	62
	1 - 2 都市の安全性の向上（ハード面の事前対策）	65
	1 - 3 災害時応急活動事前対策の充実（ソフト面の事前対策）	83
	1 - 4 復旧・復興対策.....	125
	参考資料 2 減災効果算出の考え方	128
	2 - 1 揺れによる死者数の減災効果算出の考え方	128
	2 - 2 津波による死者数の減災効果算出の考え方	137
	2 - 3 火災による死者数の減災効果算出の考え方	139
	参考資料 3 「大正型関東地震」以外の 5 つの地震の減災効果.....	143
	参考資料 4 神奈川県地震防災戦略策定検討委員会 委員名簿.....	149

[減災コラム一覧]

「減災コラム」とは、過去の震災の被害状況、様々な減災のための手法、訓練の内容など、県民等が減災対策に取り組むために参考となる情報を集めた読み物です。

① 大正関東地震（関東大震災）の被害.....	7
② 地震のメカニズム	8
③ 新耐震基準と旧耐震基準	13
④ 多数の者が利用する建築物	14
⑤ 阪神・淡路大震災の揺れによる建物倒壊や家具等の転倒被害の様子.....	15
⑥ シェイクアウト訓練.....	18
⑦ かながわけんみんな防災カード	21
⑧ e-かなマップ	23
⑨ 県民による「自助」・「共助」の重要性.....	25
⑩ 地震防災チェックシート	25
⑪ B C P（事業継続計画）作成のすすめ.....	26
⑫ A E Dの設置場所	27
⑬ ビッグレスキューかながわ	28
⑭ マイM E - B Y Oカルテ	30
⑮ E M I S（広域災害救急医療情報システム）	31
⑯ 緊急輸送道路と緊急交通路	32
⑰ 災害時帰宅支援ステーション	34
⑱ 帰宅困難者の心得	34
⑲ 津波対策訓練	39
⑳ 海岸保全施設	40
㉑ 外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」	42
㉒ 避難行動要支援者名簿.....	42
㉓ 東日本大震災の津波による浸水被害の様子	44
㉔ 感震ブレーカー等	48
㉕ 消防団.....	51
㉖ 自主防災組織	51
㉗ 消防水利	51
㉘ 阪神・淡路大震災の火災による被害の様子	52
㉙ 都市公園の整備	54
㉚ 神奈川県地震災害対策推進条例	56

I はじめに

I はじめに

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、広域にわたって甚大な被害が発生し、多くの人命が失われました。特に津波による被害は深刻でしたが、釜石市では、大きな地震が起きたら、とにかく早く、自分の判断でできるだけ高いところへ逃げるといった「津波てんでんこ」の教えをもとに、普段から訓練を行っていたため、99.8%の児童が助かったり、住民が大声で津波の警告をしたことをきっかけに、近隣の住民が協力し合って避難し、被害が抑えられた例もあります。

この震災を契機に、自助や共助による防災・減災の取組の重要性が再認識されました。

国は、災害対策基本法等の法令や防災基本計画の改正、南海トラフ巨大地震・首都直下地震の被害想定公表、大規模地震防災・減災対策大綱の決定など、東日本大震災の発生以降、様々な防災・減災の取組を進めてきました。平成 27 年 3 月に閣議決定（変更）した『首都直下地震緊急対策推進基本計画』（以下「国の基本計画」という。）では、今後 10 年間で達成すべき減災目標を示し、これを達成するための各施策について、具体目標を設定しています。

神奈川県では、平成 22 年 3 月に策定した『神奈川県地震防災戦略』（以下「現行防災戦略」という。）に基づき、神奈川県に大きな影響を及ぼす地震を対象に、減災目標を設定して各種取組を進めてきました。そして、平成 28 年 3 月に現行防災戦略の対象期間が終了することを見据え、平成 25 年度から 26 年度にかけて『神奈川県地震被害想定調査』（以下「地震被害想定調査」という。）を実施しました。

この調査で想定された被害は、最大の大正型関東地震で死者が 3 万人を超える衝撃的なものでした。そこで、この大正型関東地震の死者数を今後 9 年間で概ね半減させることを減災目標に、『神奈川県地震防災戦略』を改定（以下「新防災戦略」という。）しました。

新防災戦略は、『県民のいのちを守る』ことを最優先としたアクションプランです。これに基づいて、神奈川県は、市町村や国、事業者などの関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

しかし、減災目標を達成するためには、行政機関の取組（公助）だけでは足りません。県民や事業者等の取組（自助・共助）も含めた自助・共助・公助が連携し一体となって、防災・減災対策を進めていく必要があります。県民総ぐるみで、いのちを守る防災・減災に取り組みましょう。

なお、神奈川県防災会議が策定する新防災戦略は、県及び市町村が防災・減災の取組を進める上での指針となるものですが、すでに独自の地震防災戦略等を策定している市町村は、その地震防災戦略等に基づいて取組を進め、協調して県全体の防災・減災に取り組むこととします。

II 基本的事項

Ⅱ 基本的事項

1 『神奈川県地震防災戦略』とは

神奈川県地震防災戦略は、大規模地震による被害を軽減するため、「減災目標」を定め、その目標を達成するために必要な対策について、数値目標や減災効果等を明示し、戦略的に防災・減災対策に取り組むための行動計画です。

減災目標を達成するためには、県や市町村等の行政機関だけでなく、県民、事業者とともに、県民総ぐるみで防災・減災対策に取り組む必要があることから、行政機関のほか、公益的事業を営む法人、NPO法人、自主防災組織、学識経験者等で構成する神奈川県防災会議において策定しています。

平成 22 年 3 月に策定した現行防災戦略は平成 28 年 3 月に対象期間が終了するため、平成 25 年度から 26 年度にかけて実施した地震被害想定調査をもとに改定します。

2 地震防災戦略改定の基本的な考え方

■ 『県民のいのちを守る』ことを最優先に

地震被害想定調査により想定された被害は、最大の大正型関東地震で死者が 3 万人を超える衝撃的なものでした。

新防災戦略では、『県民のいのちを守る』ことを最優先に考え、死者数の軽減を減災目標に掲げます。

減災目標の達成のため、地震の被害を「揺れ」、「津波」、「火災」に分け、それぞれの被害の軽減に有効な対策を「重点施策」と位置づけ、死者数の軽減を進めます。

■ 自助・共助・公助が一体となった取組の推進

防災・減災対策を推進するにあたっては、自らの身を自ら守る「自助」、地域などで互いに協力し助け合う「共助」、県・市町村・国等が行う「公助」が連携し一体となって取り組んでいくことが必要なことから、県民や事業者等の取組も、新防災戦略に位置づけています。

3 減災目標

地震被害想定調査では、次の6つの地震を主な調査対象としました。

大正型関東地震 (Mw8.2)	都心南部直下地震 (Mw7.3)
三浦半島断層群の地震 (Mw7.0)	神奈川県西部地震 (Mw6.7)
東海地震 (Mw8.0)	南海トラフ巨大地震 (Mw9.0)

新防災戦略では、『県民のいのちを守る』ことを最優先とする考え方から、6つの地震のうち県内で最も多い31,550人の死者数が想定されている、『大正型関東地震』を減災目標の対象地震とします。

減災目標は、国が基本計画の中で、首都直下地震緊急対策区域（神奈川県内全域が指定）を対象に、死者数を10年間で概ね半減させる、としていることを踏まえ、同様に『死者数の概ね半減』を目指します。

大正型関東地震の死者数を概ね半減します。

なお、大正型関東地震以外の5つの地震でも、被害の様相は様々ですが、大きな被害が発生します。新防災戦略に位置づけた重点施策を実施し、県内全域の防災・減災対策を推進することは、これらの地震による死者数の軽減にもつながります。

4 対象期間

国の基本計画の目標達成期間（平成27年度～平成36年度）に合わせて対象期間を9年間とします。

平成28年度から平成36年度までの9年を対象期間とします。

なお、重点施策の数値目標の進捗状況については、対象期間の概ね中間年に点検を実施し、課題について検討したうえで、必要に応じて数値目標等の見直しを行います。

5 減災目標とする地震の被害想定（大正型関東地震）

大正型関東地震は、相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震です。1923年（大正12年）に発生した関東地震（いわゆる関東大震災）を再現した地震で、国も長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震です。

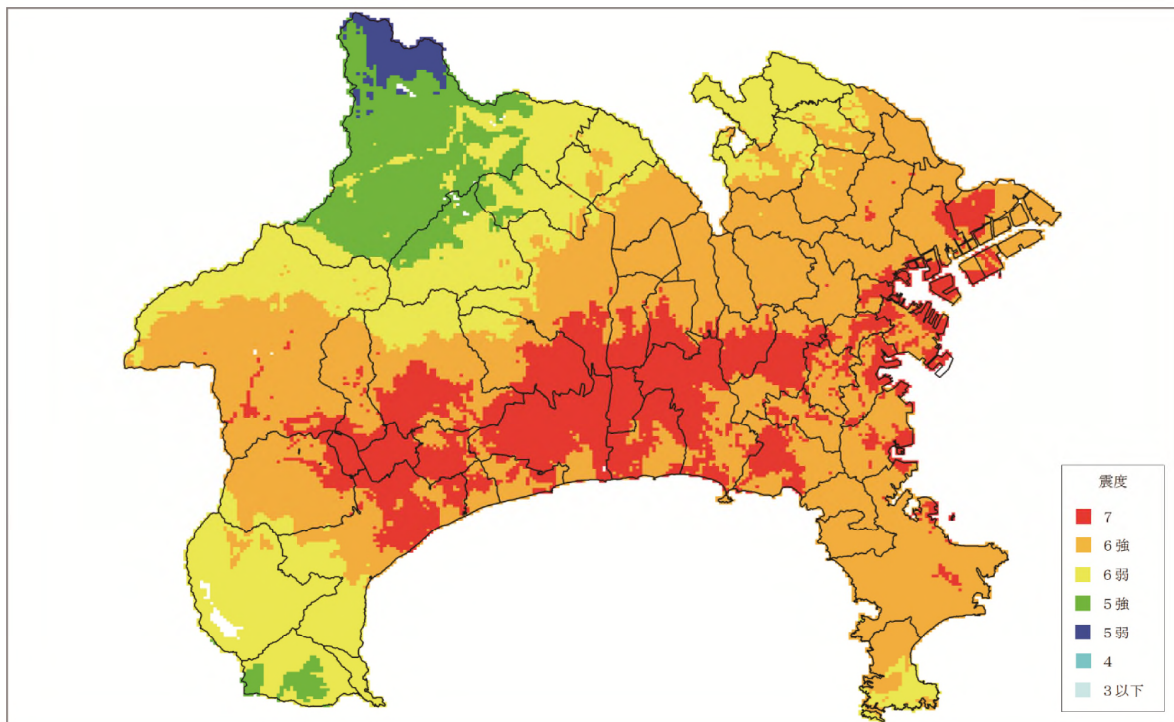
地震被害想定調査における大正型関東地震の被害想定結果（抜粋）は以下のとおりです。

大正型関東地震による主な被害量（冬18時）

要因	全壊・焼失棟数	要因	死者数	
揺れ	411,950 棟	揺れ	建物被害	15,110 人
液状化	15,900 棟		屋内収容物	1,770 人
急傾斜地崩壊	1,280 棟		ブロック塀等	750 人
津波	5,270 棟		急傾斜地崩壊	60 人
（ダブルカウント）	△40,760 棟		屋外落下物	10 人
火災	169,780 棟	津波	12,530 人	
		火災	1,330 人	
合計	563,420 棟	合計	31,550 人	

※ 冬18時発災（ただし、津波は深夜0時発災）、各地域の平均風速を条件に被害量を算出しています。
 ※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は一致しません。
 ※ 火災の逃げ惑いによる死者数を除きます。

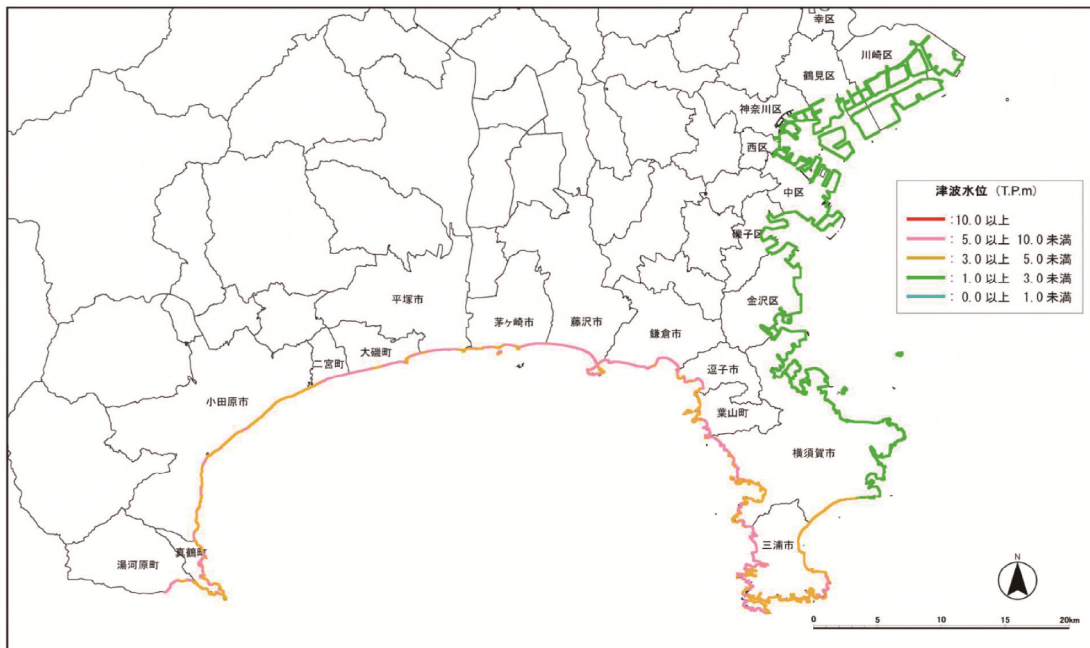
大正型関東地震が発生すると、県西地域と県北部の一部を除き、ほぼ県全域で震度6強以上の揺れになると想定されており、特に川崎市、横浜市から湘南地域、県央地域、県西地域にかけては、震度7の揺れが想定されます。



大正型関東地震による震度分布

また、津波については相模湾内で6～10m、東京湾内で2～4mの水位※が想定され、到達時間は相模湾内で5～10分、東京湾内で25～45分と想定されます。

※ 水位は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.m）として計算しています。



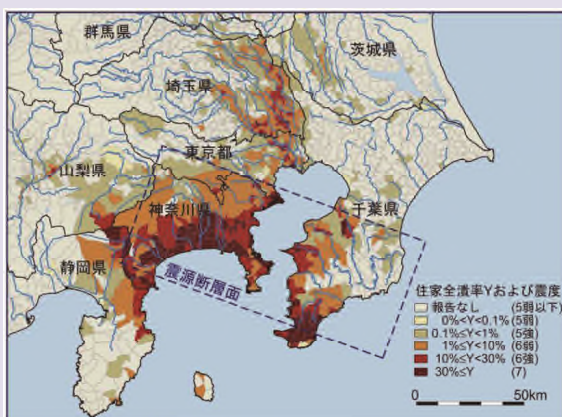
大正型関東地震による津波の最大水位分布

このような地震の揺れ、揺れに伴う火災によって、被害は県内全域におよび、さらに津波によって沿岸部の被害が大きくなります。

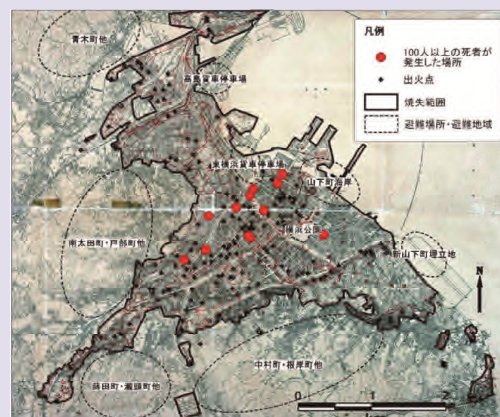
減災コラム① <大正関東地震（関東大震災）の被害>

大正関東地震（関東大震災）は、首都圏を襲った巨大地震で、阪神・淡路大震災の15倍以上、東日本大震災の5倍以上の多くの命が失われました。被害の主な原因は火災です。地震発生時刻が火気を多く使う正午近くであったことに加え、台風の余波による強風が吹き荒れて、複合災害となったことも、大規模な延焼火災を招く要因となりました。

火災以外にも、住宅の倒壊や津波による死者も多く発生しました。震源が相模湾であったため、早いところでは地震後5分程度で津波が襲来し、避難が間に合わない人も多くいました。



住家全潰率と震度の分布



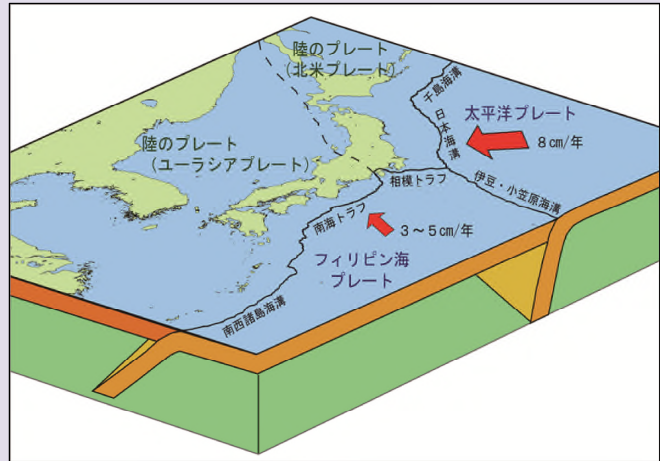
横浜市の火災被害と被害者の避難地域

（出典：「災害史に学ぶ 海溝型地震・津波編」中央防災会議『災害教訓の継承に関する専門調査会』編 http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/pdf/saigaishi_kaikoujishin_tsunami.pdf）
（左は諸井・武村 2002、右は藤原 1924、横浜市 1926 を元に中央防災会議が作成）

減災コラム② <地震のメカニズム>

日本列島は、陸のプレートであるユーラシアプレートや北米プレートと、海のプレートである太平洋プレートやフィリピン海プレートの境界にあります。プレートの境界では、陸のプレートの下に海のプレートが沈み込んでいます。この沈み込む境界にできた溝が海溝やトラフです。そのため、太平洋側の海底には、いくつもの海溝やトラフが重なっています。

そして、このプレートの運動が生み出す巨大な力が、地震を引き起こすのです。地震は、1.プレート境界で起こる地震と、2.沈み込むプレート内で起こる地震、3.陸域の浅い地震の3つに分けられます。

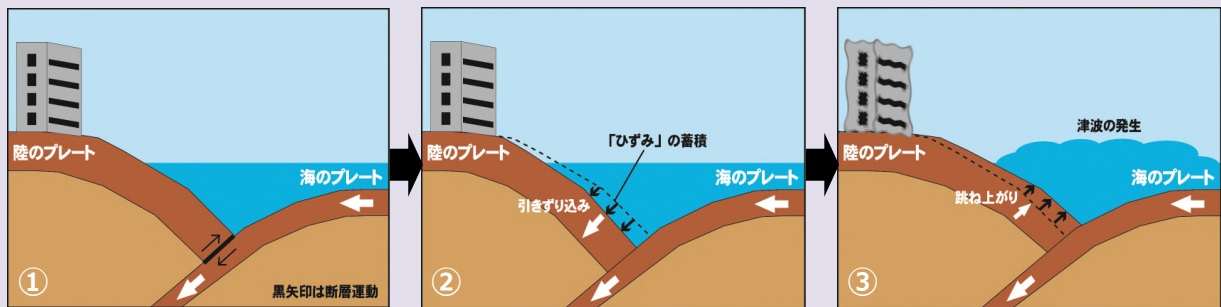


日本付近のプレートの模式図

(出典:気象庁 http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/jishin/about_eq.html)

1. プレート境界の地震

海のプレートは年数センチの割合で、陸のプレートを引きずり込みながら、その下に潜り込みます(①)。その時、「ひずみ」がたまり(②)、その「ひずみ」が限界に達すると、陸のプレートは跳ね上がり、地震を発生させます(③)。これがプレート境界の地震です。この時、津波も発生します。おおむね 100 年から 200 年程度の間隔で繰り返し起きています。大正関東地震(関東大震災)や南海地震、東南海地震、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)がこれにあたります。



2. 沈み込むプレート内で起こる地震

この地震は、沈み込む海のプレートの内部で発生する地震です(④)。M8クラスの巨大地震になることもあります。

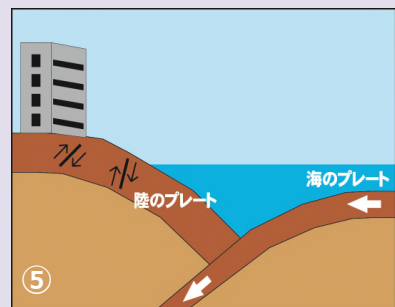
昭和8年に発生した三陸地震津波(M8.1)では、震源域が浅く、大津波が発生しましたが、深さ約100kmのところでも発生した平成5年の釧路沖地震(M7.8)のような深い地震もあります。

3. 陸域の浅い地震

内陸部で活断層が活動すると、陸域の浅い地震が発生します(⑤)。この地震の規模は大きくてもM7クラスの場合がほとんどですが、明治24年の濃尾地震のように、M8.0という例もあります。

また、比較的地表近くで発生する地震は、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災、M7.3)のように大被害が発生する恐れがあります。地表に現れた断層の調査から、ほぼ同一の断層で何度も大地震が発生してきたことが分かっており、日本列島に同様の力がかかっている限り、このような断層では今後も大地震が繰り返されると考えられます。

(参考:文部科学省「地震の発生メカニズムを探る」、気象庁「地震発生のしくみ」)



Ⅲ 減災目標の達成に向けた重点施策

『大正型関東地震の死者数を概ね半減』という減災目標の達成に向けて、地震の揺れ・津波・火災による死者数を軽減するために、特に効果的な施策を重点施策として位置づけ、これらの施策を中心に防災・減災対策を推進します。

Ⅲ 減災目標の達成に向けた重点施策

重点施策一覧

番号	重点施策	主な効果		
		揺れ	津波	火災
重点施策 1	住宅の耐震化	●		●
重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化	●		●
重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	●		●
重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	●		
重点施策 5	防災訓練の実施（揺れ対策）	●		
重点施策 6	がけ崩れ等の対策	●		
重点施策 7	防災知識の普及・啓発	●	●	●
重点施策 8	防災教育の強化	●	●	●
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発	●	●	●
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（揺れ対策・津波対策）	●	●	
重点施策 11	企業の防災に関する取組への支援	●		
重点施策 12	地域住民による救護活動の実施への支援	●		
重点施策 13	医療救護訓練の実施	●		
重点施策 14	災害時医療救護体制の整備	●		
重点施策 15	大規模災害時の広域医療搬送体制の整備	●		
重点施策 16	道路・橋りょう・鉄道の整備	●		
重点施策 17	帰宅困難者対策	●		
重点施策 18	津波避難に関する啓発		●	
重点施策 19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備		●	
重点施策 20	防災訓練の実施（津波対策）		●	
重点施策 21	海岸保全施設等の整備		●	
重点施策 22	要配慮者の避難・安全確保に関する対策		●	
重点施策 23	県民等への情報発信体制の整備		●	
重点施策 24	建物の防火・不燃化対策			●
重点施策 25	防災訓練の実施（火災対策）			●
重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）			●
重点施策 27	上水道施設の整備			●
重点施策 28	市街地の整備			●
重点施策 29	避難場所・避難路等の整備			●
重点施策 30	消火活動体制の強化			●

1 揺れによる 死者数を減らす

地震被害想定調査では、大正型関東地震の揺れによる死者数が全体の半分以上を占める、17,700人と想定されており、この揺れによる死者数を減らすため、建物の耐震化や防災訓練の実施などの対策を進めます。

減災目標を達成するため、揺れによる死者数の軽減に有効な次の施策について、重点的に取り組めます。

【減災効果に反映する重点施策】

番号	重点施策	数値目標（指標） 【現況】 → 【目標】
重点施策 1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率 89%(H25年度) → 95%(H32年度※)
重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率 89%(H26年度) → 95%(H32年度※)
重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 94%(H26年度) → 100%(H36年度)
重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	家具固定率 50%(H26年度) → 65%(H36年度)
重点施策 5	防災訓練の実施（揺れ対策）	シェイクアウト訓練の参加者数 120万人(H26年度) → 200万人(H30年度※)
重点施策 6	がけ崩れ等の対策	急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率 52%(H26年度) → 60%(H36年度)

※ 数値の進捗状況及び計画等の修正により、目標年度は適宜見直します。

【減災効果が期待できる重点施策】

番号	重点施策
重点施策 7	防災知識の普及・啓発
重点施策 8	防災教育の強化
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（揺れ対策・津波対策）
重点施策 11	企業の防災に関する取組への支援
重点施策 12	地域住民による救護活動の実施への支援
重点施策 13	医療救護訓練の実施
重点施策 14	災害時医療救護体制の整備
重点施策 15	大規模災害時の広域医療搬送体制の整備
重点施策 16	道路・橋りょう・鉄道の整備
重点施策 17	帰宅困難者対策

重点施策1 住宅の耐震化

住宅の耐震診断・耐震知識の普及・啓発等を行い、住宅の耐震化を進め、住宅の倒壊による被害を軽減します。

住宅の耐震化率
目標 【現況】89%（H25年度） → 【目標】95%（H32年度）

主
な
取
組
例

県

- 耐震診断・耐震知識に関するパンフレットの配布、耐震セミナー・講習会の実施
- 県ホームページに住宅性能表示制度の概要等を掲載するなど、制度に関する普及・啓発を実施
- 市町村の耐震関係補助制度一覧を県ホームページへ掲載
- 市町村が行う民間木造住宅等の耐震化事業に対する財政支援

市町村

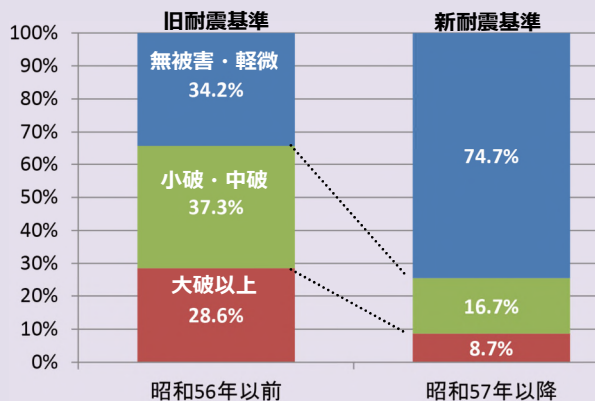
- 木造住宅やマンション等に対する耐震診断・耐震改修補助制度の整備
- 旧耐震基準の木造住宅に対する防災ベッド・耐震シェルター設置の補助制度の整備

県民・事業者等

- 💡 住宅の耐震性を確認し、必要に応じて耐震工事を実施
- 💡 事務所等の耐震性を確認し、必要に応じて耐震工事を実施
- 💡 建て替えや柱の補強のほか、寝室の部分耐震等様々な手法による、居住空間の安全確保
- 💡 建物の耐震化が困難な場合の、防災ベッド・耐震シェルターの設置

減災コラム③ <新耐震基準と旧耐震基準>

「耐震基準」とは、一定の強さの地震が起きても建物が倒壊または損壊しないよう、建築基準法で定められている基準のことです。



旧耐震基準とは、震度5強程度の地震に対しては、ほとんど損壊を生じないことを目標とした基準です。

新耐震基準とは、旧耐震基準に加えて、震度6強から震度7程度に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標とした基準です。この新耐震基準は昭和56年6月1日以降、適用されています。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、新旧の基準の違いによる建物被害の大きな違いが報告されています。

新耐震基準と旧耐震基準の建物の被害の違い
 (出典：阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書(平成7年))

重点施策2 多数の者が利用する建築物の耐震化

地震発生時に多くの人が滞在する可能性がある民間施設の耐震化を進め、外出先などでの地震の揺れによる被害を軽減します。

目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率

【現況】89%（H26年度） → 【目標】95%（H32年度）

主な
取
組
例

県

- ▶ 耐震改修促進法に基づく指導、助言
- ▶ 安心こども基金を活用した保育所等の耐震化
- ▶ 児童養護施設等施設整備費補助金を活用した児童養護施設等の耐震化
- ▶ 医療施設の耐震化又は補強等の実施
- ▶ 病院・老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物等を対象とした、市町村が実施する耐震改修への補助事業に対する支援

市町村

- ▶ 耐震化を進めるための環境整備（耐震改修の実施、耐震改修促進法に基づく指導、助言等）の推進
- ▶ 耐震診断に対する補助制度の整備
- ▶ 耐震診断義務付け路線を指定し、該当する建築物に耐震診断結果の報告を義務付け

県民・事業者等

- 💡 大規模建築物の耐震性を確認し、必要に応じて耐震工事を実施

減災コラム④ <多数の者が利用する建築物>

「多数の者が利用する建築物」には、不特定多数の者が利用する建築物や、避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものとして、「要緊急安全確認大規模建築物」があります。主な対象建築物は次のとおりで、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられています。

種別	建築物用途例	規模
① 不特定多数の者が利用する大規模建築物	・病院、店舗、旅館等 ・体育館	階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上 階数1以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
② 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	・老人ホーム等 ・小学校、中学校等 ・幼稚園、保育所	階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

（出典：耐震改修促進法の改正の概要、国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001020140.pdf>）

重点施策3 防災拠点となる公共施設等の耐震化

災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化を進め、被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動を可能にします。

目標

防災拠点となる公共施設等の耐震化率

【現況】94%（H26年度） → 【目標】100%（H36年度）

主な
取
組
例

県

- 県庁新庁舎の免震改修工事、本庁舎及び第二分庁舎の津波浸水対策工事、分庁舎の建替え工事の実施
- 県立学校施設の耐震化

市町村

- 市町村の庁舎・役場や消防庁舎の耐震化
- 公立の小中学校の校舎や屋内運動場の耐震化

国・防災関係機関

- 防災拠点としての機能を強化するため、高速道路補修基地等の建物の耐震化

減災コラム⑤ <阪神・淡路大震災の揺れによる建物倒壊や家具等の転倒被害の様子>

広い地域で震度7の揺れに見舞われた阪神・淡路大震災では、老朽化した木造建物の倒壊やマンションの途中階の圧壊、家具等の転倒が多く発生し、圧死によって多くの方が亡くなりました。



琵琶町1丁目（灘区／1995年）



ポートアイランド周辺 地震後の家の中の様子
（中央区／1995年1月19日）

（出典：阪神・淡路大震災「1.17の記録」（神戸市オープンデータ <http://kobe117shinsai.jp>）

重点施策4 屋内収容物等の耐震対策

家具等の屋内収容物の固定、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス飛散防止対策などを進め、地震の揺れによる被害を軽減します。

目標

家具固定率

【現況】50%（H26年度） → 【目標】65%（H36年度）

県

- 県民や事業者を対象とした各種研修会、イベント、パンフレットの配布等を通じた、家具・家電の転倒防止、ガラス飛散防止対策等の普及・啓発
- 耐震診断・耐震知識に関するパンフレットに、ブロック塀の耐震化に関する情報を掲載し配布
- 屋外広告物の掲出許可申請時に自主点検の結果を報告するよう指導するなど、屋外広告物の落下防止対策について確認・指導を実施
- 市町村が行う家具転倒防止器具設置等の住宅安全対策事業に対する財政支援

市町村

- 災害発生時に避難所となる学校に対する、体育館の照明器具や天井・外壁等の非構造部材の落下防止対策の実施
- 庁舎の窓ガラス等に飛散防止フィルムを設置するなど、建屋以外の耐震対策の実施
- ブロック塀の安全点検、耐震化、生垣への転換を推進するための普及・啓発、除却工事への補助
- 擁壁等における改修工事費用等の一部助成
- 一人暮らしの高齢者宅に家具転倒防止器具を設置

県民・事業者等

- ① 家具・家電の固定、転倒被害や避難経路の閉塞を防ぐための適切な配置
- ① 窓ガラスの飛散防止対策の実施
- ① ブロック塀の倒壊防止対策の実施

主
な
取
組
例

重点施策5 防災訓練の実施（揺れ対策）

防災訓練や避難訓練を実施し、自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震発生時の的確な安全確保行動等の普及を進めます。

目標

シェイクアウト訓練の参加者数

【現況】120万人（H26年度） → 【目標】200万人（H30年度）

県

- 地震発生時に安全確保行動を行えるよう、県民・事業者・行政機関等に広く参加を呼びかけ、「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を実施
- 市町村が行う住民参加の防災訓練に対する財政支援

市町村

- 地域全体の防災意識を高めるため、学校に自治会主催の広域避難所開設訓練への参加を呼びかけ、地域や関係団体等と学校の協力を促進
- 夜間の地域特性に応じた避難訓練の実施
- 小中学校でのシェイクアウト訓練の実施、事業者シェイクアウト訓練への参加の呼びかけ
- 保護者等と児童・生徒の引き渡し訓練を含む、小中学校や幼稚園、保育園での防災訓練（避難訓練等）の実施
- 緊急地震速報の報知音のCDを配布し、児童・生徒が報知音を聞いて、自分で判断し、適切な避難行動がとれるよう、予告無しの訓練を実施
- 社会福祉施設で自衛消防訓練や要配慮者の避難訓練を実施

主な
取組
例

国・防災関係機関

- 県内の各事業所が協力して、シェイクアウト訓練を実施
- 災害発生時の緊急出動・情報受伝達等の訓練の実施

県民・事業者等

- 💡 自宅や職場、学校、地域等でシェイクアウト訓練に参加するなど、各種の防災訓練に参加し、地震の揺れから身を守る方法を学習
- 💡 自治会長、施設管理者、消防団員、医療関係者等が、それぞれの地域や施設での防災訓練を積極的に行い、関係者との連携を強化

減災コラム⑥ <シェイクアウト訓練>

神奈川県では「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を毎年実施しています。地震の揺れから身を守る「安全確保行動 1-2-3（まず低く、頭を守り、動かない）」を共通訓練として一斉に実施するものです。

「まず低く、頭を守り、動かない」を行う主な目的は、落下したり、飛び散る瓦礫や他の非構造部材の落下などの危険から自身を保護し、建物が崩壊したとしても生存可能空間に避難する可能性を高めることです。

このようなシェイクアウト訓練は、危険箇所から離れるなどの「安全確保行動」全般の習得を促進することで、揺れによる被害のみならず、火災からの生存等にも効果が期待できます。



平成 27 年度かながわシェイクアウトの訓練風景

重点施策6 かけ崩れ等の対策

土砂災害の危険がある区域の指定や砂防関係事業、治山事業等を進め、ハザードマップや避難計画などを通じて危険度や対応策の周知を図り、土砂災害の発生による家屋の倒壊等による被害を軽減します。

目標

急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率

【現況】52%（H26年度） → 【目標】60%（H36年度）

主な
取
組
例

県

- 土砂災害警戒区域等の指定
- 治山施設の整備
- 砂防施設の整備
- 地すべり防止施設の整備
- 急傾斜地崩壊防止施設の整備

市町村

- 土砂災害に関する防災訓練の実施により、土砂災害に対する意識の啓発、警戒避難体制を確立
- 土砂災害ハザードマップを作成し、警戒避難体制の整備や啓発を実施
- かけ地に係る住民への専門的な対策のアドバイスの実施体制の整備
- 土砂災害の防止のためのパトロールを実施
- 公有緑地の現場踏査、のり面調査、のり面防護工事を実施
- 県が指定する急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた協力
- 県が整備する急傾斜地崩壊防止施設の工事費用等の一部負担

国・防災関係機関

- 地震、地すべり等に伴う災害への対応として、衛星データを用いて解析した画像を公開

県民・事業者等

- 💡 ハザードマップや啓発資料等を基に、自らの地域にどのような土砂災害の危険があるか把握し、事前に避難経路を検討

重点施策7 防災知識の普及・啓発

平常時から防災に関する知識や災害時の行動について、広報紙やテレビ・ラジオ等による広報や防災イベントを通じて、要配慮者を含めた県民に対して分かりやすい啓発を行い、県民の防災知識の習得と防災意識の向上を進めます。

目標 県民の防災知識の習得と防災意識の向上

主な取組例

県

- ▶ 保管や携帯がしやすいポケットサイズの「かながわけんみんな防災カード」を作成し、地震に備える取組等について普及・啓発を実施
- ▶ 事前に確認・準備しておくべき基本的事項をまとめた「地震防災チェックシート」を作成し、備蓄や家族との話し合い等について普及・啓発を実施
- ▶ 県民や事業者を対象とした各種研修会等で、地震災害対策の普及・啓発を実施
- ▶ 災害の疑似体験や映像・展示による防災情報の提供を行い、防災知識の普及・啓発を実施
- ▶ 県の地震防災対策の普及・啓発事業に賛同する民間事業者を「かながわ減災サポート店」として認定し、当該サポート店において、地震防災対策啓発パネルの掲示やリーフレット等を配布
- ▶ 防災に関するパンフレットや冊子を、やさしい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布
- ▶ 市町村が行う防災教育に対する財政支援

市町村

- ▶ 広報紙、リーフレット、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM、講演会、出前講座、庁舎見学・職場体験（消防）、防災パネル展など様々な形態を通じた、防災に関する普及・啓発の実施
- ▶ 防災リーダーの育成のための防災講座、防災訓練、住民への指導等の実施
- ▶ 自治会を対象に、消火器の取扱い、簡易担架を使った搬送方法、三角巾の取扱い、家具転倒防止器具の設置方法についての訓練を実施
- ▶ 学校、社会福祉施設、自治会等の依頼に基づく、地震体験や起震車の派遣等の実施を実施
- ▶ 各地区の防災訓練等において、避難勧告等の発令基準の周知・啓発を実施
- ▶ 応急手当が可能なバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）の育成のための応急手当の普及・啓発を実施

国・防災関係機関

- ガイドラインやパンフレットによる、大規模地震発生時に取るべき行動の普及・啓発の実施
- 災害用伝言ダイヤルの定着化活動の実施
- 自治会単位で行われる地震防災訓練に参加し、デモンストレーション及び体験を通じて住民に防災知識を普及
- 地域のイベント等への出展や、ホームページ、チラシ、グッズを通じた、地震発生時に取るべき行動やマイコンメータの働き、復帰方法等の周知・啓発を実施
- BCP（業務継続計画）策定推進に向けた、企業向け説明会の開催等の支援を実施
- 被災した自治体に対して、災害時の融資や補助制度に関する情報提供を実施
- 地震、地すべり等に伴う災害への対応として、衛星データを用いて解析した画像を公開
- 過去の災害教訓を反映した安全装置付きの電気及びガス機器の開発、普及を実施

県民・事業者等

- 💡 過去に発生した大規模地震等の教訓について学び、防災用品の準備や家庭での備蓄の充実など、自ら行うことができる防災対策を実施
- 💡 身の回りにある消火器具・AEDなどの使用方法や応急手当の方法について学び、日頃から地震発生時の対応を準備

減災コラム⑦ <かながわけんみん防災カード>

保管や携帯がしやすいよう、ポケットサイズに折り畳める啓発用リーフレットです。地震に対する備えや情報収集方法等を記載しています。
(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480046/>)

かながわけんみん防災カード

重点施策8 防災教育の強化

教職員や児童・生徒などに対して、災害に対する正しい知識を身につける機会を増やし、学校や地域社会の災害対応力の向上を進めます。

目標 学校や地域社会の災害対応力の向上

主な取組例

県

- 災害図上訓練（D I G）等の生徒参画型の実践的な防災訓練の各県立学校での実施
- 教職員の防災・減災の指導力向上を図るための研修を実施
- 県内小中学校等の教職員を対象に「地域防災力の強化に向けた研修」を実施
- 市町村が行う防災教育に対する財政支援

市町村

- 社会、理科、保健体育、総合的な教育の時間等の教科指導を通して防災・減災教育を実施
- 小中学生を対象として、神奈川県総合防災センターの見学や消防署見学、職場体験、出張授業を実施
- 各学校で作成した分かりやすい防災資料や防災マニュアルを小中学校、PTA、各家庭に配布
- 東日本大震災や阪神・淡路大震災の発生日等に合わせ、映像や読み物資料、県作成の資料、気象庁作成のDVDを用いた防災教育を実施
- 学校に防災連絡員を配置し、学校が行う防災活動への助言や防災教育の講師派遣等を実施
- 小中学校の中に、安全教育や防災教育に関する総合学習の推進校を指定するほか、市町村の防災教育カリキュラムの周知を実施

国・防災関係機関

- 教職員向け研修での講師や気象庁作成リーフレットの配布等、学校における地震防災教育の支援を実施

重点施策9 ハザードマップ等による意識啓発

ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の地震によるリスクを周知・啓発し、県民の防災意識の向上を進めます。

目標 県民の防災意識の向上

主な取組例

県

- ▶ 県民や事業者を対象とした各種研修会等で、地震被害想定調査結果や各種計画等を用いて、地震災害に関する意識啓発を実施
- ▶ 市町村が行う各種ハザードマップ等の作成に対する財政支援

市町村

- ▶ 各種ハザードマップ等の各世帯への配布や周知・啓発を実施
- ▶ 主要駅等の不特定多数の人が集まる地区や住宅密集地等について、各地区の災害リスク及び今後の防災の取組の方向性などを取りまとめた計画の周知を実施
- ▶ 多岐に渡る災害リスク情報を一元化したマップを通じた、地域や個人に対する災害リスク及び防災の取組の周知

県民・事業者等

- 💡 自らの地域の危険度について、ハザードマップ等による確認を実施

減災コラム⑧ <e-かなマップ>

インターネットを通じて神奈川県内の地図情報を発信するサイトです。

地震被害想定調査で想定した主な6つの地震の震度分布図のほか、神奈川県内の地盤の揺れやすさ、液状化危険度などの地震災害危険度マップも掲載しています。

(<http://www2.wagamachi-guide.com/pref-kanagawa/>)



e-かなマップの例 左：地震被害想定調査結果マップ（大正型関東地震の震度分布図）

右：地震災害危険度マップ（揺れやすさマップ）

重点施策 10 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（揺れ対策、津波対策）

消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援を行い、救助や避難のための技能向上・資機材整備を進めます。

目標 消防団、自主防災組織の防災力の向上

県

- 消防団の加入促進のため、「消防団応援の店」制度を導入するなどの啓発活動を実施
- 消防団員が救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防団員に対する教育訓練を実施
- 自主防災組織の活動への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リーダー等への女性の参画を促すため、普及・啓発を実施
- 自主防災組織リーダー等を対象に防災に関する知識・技術を習得させ、防災意識の向上や防災行動力の強化を図る研修を実施
- 市町村が行う消防団施設の整備、消防団や自主防災組織の資機材整備・訓練等に対する財政支援

市町村

- 消防団への加入促進の啓発を実施
- 消防団の防災資機材等の整備
- 自主防災組織への指導・研修・訓練の実施
- 自主防災組織の防災資機材等の整備に対する支援
- 自主防災組織リーダー等研修会を通じた、簡易救出・搬送訓練・避難所運営図上演習等の実施
- 防災課題のある地域の自治会役員や地域住民とまち歩きやワークショップを行い、現地確認を実施
- 災害現場での消防団との情報共有のため、双方向の通信手段を確保するなど、情報伝達体制を強化

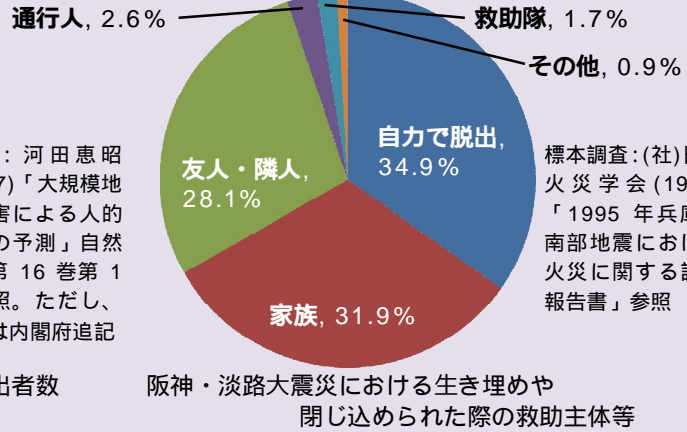
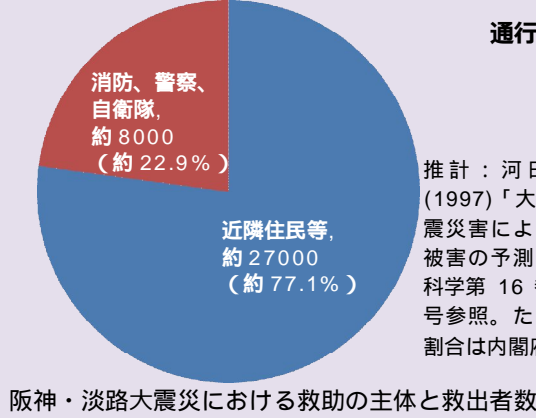
県民・事業者等

- 💡 地域における消防団や自主防災組織の役割・活動内容を確認し、参加や協力などできることを実施
- 💡 自治会や町内会の福祉・防犯活動などを通じて、日頃から地域とのつながりを強化

主な
取
組
例

減災コラム < 県民による「自助」・「共助」の重要性 >

阪神・淡路大震災では、甚大な被害が発生して都市機能がマヒしている状況の中、家族や友人・隣人、近隣住民による救助活動によって、多くの命が救われました。行政の救助隊や消防隊が全ての被災現場に迅速に到着することが困難な中においては、自分の身を守る力、他の人を助ける力を身につけておくことが重要です。



減災コラム < 地震防災チェックシート >

大規模地震の発生に備えて、事前に確認・準備しておくべき基本的な事項について、県ではチェックシートを作成しています。備蓄や家族との話し合いなど日頃から備えておきましょう。
(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370017/>)

地震防災チェックシート

1 避難場所・避難所を確認し、確認し入ります。

2 非常持出品を準備しよう！

3 地震に強い家をつくらう！

4 室内の危険箇所を確認しよう！

5 家族防災会議を開催しよう！

6 津波に備えよう！

7 職場や外出先等での地震に備えよう！

地震防災チェックシート

重点施策 11 企業の防災に関する取組への支援

企業における防災に関する取組を支援し、地震発生時の災害対応力の向上を進めます。

目標 企業の災害対応力の向上

県

- 中小企業者・団体、中小企業支援担当者を対象に、BCP（業務継続計画）の作成支援、事例集の作成、セミナーを実施

市町村

- 企業の防災に関する対策ガイドブックやポスター等の作成
- 事業所の防災訓練の実施を支援
- 民間企業等で結成される消防活動の協力団体に対する、研修等による協力体制の強化
- パンフレットの配布やメールマガジン等によるBCP策定の促進に向けた普及・啓発を実施
- BCP策定後の事業継続訓練や自主防災訓練等の実施に向けた普及・啓発及び支援を実施
- 事業所等が設置したAEDの設置場所を住民へ周知

主な取組例

県民・事業者等

- 💡 地域の一員として、企業も災害時の応急活動や復旧・復興活動の支援ができるよう、備蓄の充実や地域と事業者との連携強化を実施

減災コラム⑪ <BCP（事業継続計画）作成のすすめ>

明日起きるかもしれない地震などの自然災害や事故などによる緊急事態の発生は、中小企業の事業継続に重大な影響を与え、最悪の場合、廃業に追い込まれる可能性もあります。

そこで、緊急事態発生後も一定以上の水準で重要な事業を継続し、許容される時間内に復旧するため、あらかじめ事業の優先順位や代替策などを定め、準備をしておく計画がBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）です。企業を万一の事態から守るため、BCPの作成をお願いします。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4763/>)



BCP 作成のすすめ (かながわ版)



BCP 作成事例集

重点施策 12 地域住民による救護活動の実施への支援

救護活動の講習会の開催、知識の普及・啓発などを行い、地域住民の応急手当などの救護活動能力の向上を進めます。

目標 地域住民の救護活動能力の向上

主な取組例

県

- 県民の救護能力の向上を図るための普及・啓発の実施
- 市町村が行う住民向けの救命講習に対する財政支援

市町村

- 応急手当の技術を広く住民に普及するため、救命講習会を開催
- 救急車到着前の救命活動を担ってもらえるよう、地域住民による救命サポート隊を組織
- 救急医療週間の活動の一環として、救急車の展示や応急手当の普及・啓発活動等の実施
- 地域の医療機関情報をまとめたマップの作成・配付の実施
- 公共施設等への AED 設置を進め、住民に対して AED 設置場所を周知
- 少年消防クラブに対して、AED の使用方法等の教育訓練を実施

県民・事業者等

- 💡 災害時でも応急手当ができるよう、応急手当の知識や技術の積極的な習得

減災コラム⑫ < AED の設置場所 >

目の前で人が倒れたとき、あなたは適切な対応ができますか。ご自宅や会社・学校の近く等、主な行動範囲にある AED の設置場所を確認しておくとともに、救命処置の流れ（心肺蘇生法と AED の使用方法）を確認しておきましょう。

AED の設置場所は、一般財団法人日本救急医療財団の「日本救急医療財団 AED マップ」からご確認いただけます。(https://www.qqzaidanmap.jp/)



日本救急医療財団 AED マップ（神奈川県庁周辺）

凡 例

- 点検担当者の配置あり、新規登録日から2年未満、ピンの移動歴あり
- 点検担当者の配置あり、新規登録日から2年以上4年未満を経過、ただしピンの移動歴は問わない
- 点検担当者の配置なし、新規登録日から4年以上を経過

また、救命処置の流れは、総務省消防庁のホームページに掲載されている「応急処置マニュアル」の「救命処置の手順」からご確認いただけます。(http://www.fdma.go.jp/html/life/)

重点施策 13 医療救護訓練の実施

医療救護訓練を繰り返し行い、災害時の医療救護連携体制を構築することで、医療関係機関の災害対応力の向上を進めます。

目標 医療関係機関の災害対応力の向上

主な
取
組
例

県

- 「ビッグレスキューかながわ（県・市町村合同総合防災訓練）」の実施
- 「大規模地震時医療活動訓練」を通じた、災害拠点病院の防災訓練への参加の支援

市町村

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、柔道整復師会、赤十字奉仕団、臨時救護所近辺の自治会及び行政など複数団体の参加により、臨時救護所への医師派遣要請訓練、薬剤師会への医薬品要請訓練及びトリアージ訓練など各種防災訓練を実施
- 医療機関との連携体制を強化するための災害対応訓練の実施

減災コラム⑬ <ビッグレスキューかながわ>

県と市町村が合同で実施する総合防災訓練です。

大規模災害発生時の初動対応における救急医療等を主体とした実践的訓練を通じ、自衛隊と県医療関係機関等との連携の強化を図るために実施しています。

（平成 27 年度の訓練風景）



重点施策 14 災害時医療救護体制の整備

県内外の災害医療に対応できる人材・組織の育成や関係機関との連携、病院施設の整備や医薬品の備蓄などを進め、災害時に発生する多数の傷病者に対する医療救護体制を整備します。

目標 災害時の医療救護体制の整備

県

- 救急医療体制の課題である搬送時間（治療開始時間）の短縮による救急医療体制の充実・強化の方策として、ヘリコプターの特性を活かした搬送システムを整備
- 災害医療の技術や知見を持つ神奈川 DMAT の整備を行うことで、災害発生時における医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療を確保
- 県医療救護本部及び医療救護関係機関における、災害時にも機能する MCA 無線・衛星電話等の整備
- EMIS（広域災害救急医療情報システム）の運用により、情報通信手段の多重化を図り、災害時においても確実に使用できるよう通信訓練を実施
- 精神科医療及び精神保健活動を円滑に実施するための、かながわ DPAT の体制の整備及び研修の開催
- 県民の薬歴やアレルギー情報などの健康・医療情報を、県が構築する健康・医療情報プラットフォームに蓄積し、災害時の救護活動等における活用を目的として、蓄積した情報を市町村や医療機関に提供（ヘルスケア ICT システム（マイMEーBYOカルテ）の取組）
- 市町村が行う消防広域化や広域応援に必要な施設・資機材の整備等に対する財政支援
- 災害拠点病院の施設整備に対する費用を補助
- 災害拠点病院としての役割を果たすための、自家発電装置等の施設整備や医療資器材等の設備を充実させる費用を補助
- DMAT の訓練参加経費及び災害時における DMAT 活動経費に対する支援

市町村

- 医療救護所を各地域の実情に即した場所に設置するなど、医療救護体制を整備
- 医療救護所の設置が予定されている小中学校等に備蓄している、医薬品や衛生資機材等の定期的な更新
- 医療救護所活動マニュアルの整備
- 近隣市町や地域の医療関係機関と災害時医療救護ガイドラインを作成し、災害時の連絡方法や活動内容等を共有化

主な取組例

- 備蓄品や災害時受け入れ用資機材等の整備による自治体立病院（公立病院）の災害時における医療提供体制の充実
- 神奈川県災害協力指定病院や神奈川DMAT-Lとの連携強化
- 薬剤師会や医薬品卸業者と協定を締結し、医薬品等の備蓄・調達・供給体制を整備
- 災害拠点病院、医療関係機関及び協定を締結している薬品会社に配備した非常用通信機器を使い、実践的な想定の情報受伝達訓練を定期的を実施

国・防災関係機関

- 救護資機材の整備、救護班要員の養成、関係機関との連携強化

県民・事業者等

- 💡 地震発生時には、医薬品や常備薬なども不足することが予測されることから、家庭での備蓄を実施
- 💡 お薬手帳や県が提供する「マイME-BYOカルテ」を活用して、普段、服用している薬や自分のアレルギー情報を日常的に記録し、災害時にも分かるように準備

減災コラム⑭ <マイME-BYOカルテ>

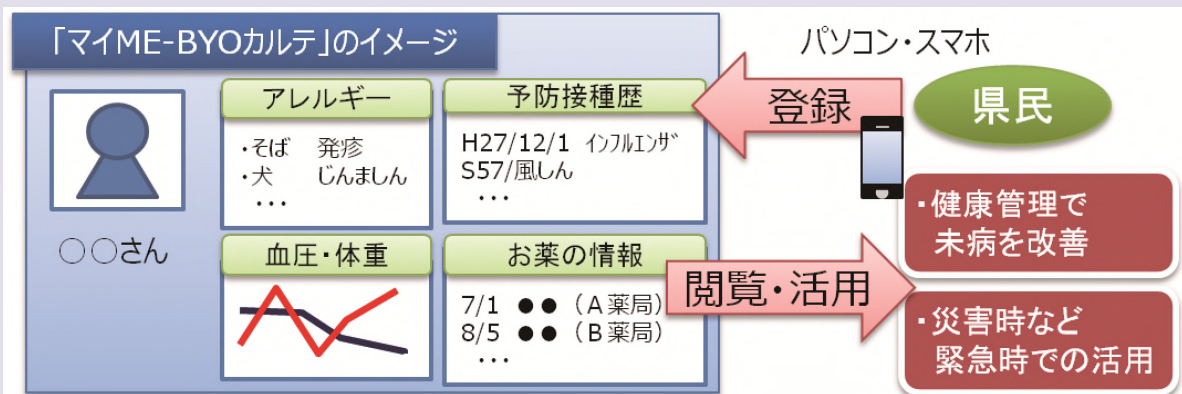
「マイME-BYOカルテ」は、自分のお薬情報や健康情報等をパソコンやスマートフォンを通じて登録・閲覧できる、神奈川県が開発し、運営するアプリケーションです。様々な健康情報等を一覧化し、「見える化」することで、ご自身の心身の状態を把握していただき、未病状態の改善に活かしていただくものです。

さらに、県では、「マイME-BYOカルテ」を災害などの緊急時に活用していきます。例えば、災害が起きた時にお薬手帳等が失われ、普段、服用しているお薬の名前や種類が分からなくなった時でも、この「マイME-BYOカルテ」を通じてお薬情報がご自分のスマートフォンなどで確認できます。

ご家族のお薬情報も登録できますので、いざという時に備えて、大事なお薬情報は「マイME-BYOカルテ」に登録をお願いします。

神奈川県ホームページで登録の案内をしています。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532715/p991437.html>)



重点施策 15 大規模災害時の広域医療搬送体制の整備

医療関係機関の連携体制や広域医療搬送体制を整備し、大規模災害時の人的被害の拡大を抑制します。

目標

広域医療搬送体制の整備

主な
取
組
例

県

- ▶ ヘリポートの確保やヘリコプターの臨時離着陸場の指定にあたり、自衛隊や県警察等の関係機関との調整を図るなど、災害時に使用できるヘリポート確保のために必要な助言や情報提供を実施

市町村

- ▶ 政府の総合防災訓練の一環である広域医療搬送訓練に参加
- ▶ EMIS（広域災害救急医療情報システム）に参加し、災害時に最新の医療情報を関係機関に提供できる体制作り及び職員が利用できるよう訓練を実施
- ▶ 市町村内全病院が EMIS に登録することを推進し、情報提供体制の整備に向けた研修等を実施

減災コラム⑮ <EMIS（広域災害救急医療情報システム）>

阪神・淡路大震災における災害時の医療に関する教訓として右のことが挙げられました。この教訓をもとに、構築されたシステムが「EMIS（広域災害救急医療情報システム）」です。災害医療の予備情報及び対策情報の収集・提供を行い、迅速かつ確かな救護活動の仕組みづくりの支援を目的としています。

(<https://www.wds.emis.go.jp/>)

県民向けの主な機能は次のとおりです。

- 災害救急医療に関わる一般向け各種情報の提供（お知らせ、医療機関情報検索）
- 災害医療に関わる固定コンテンツ
- 災害医療全般についてのリンク集（災害ライブラリ、災害救急リンク集）

また、神奈川県内の救急医療情報をまとめた「神奈川県救急医療情報システム」は、次のアドレスからご覧いただけます。

(<http://www.qq.pref.kanagawa.jp/>)

阪神・淡路大震災の教訓

- ①医療施設の被害状況や活動状況などの情報収集が困難であったこと。
- ②道路の被害や被災者の避難等の混雑により、円滑な患者搬送等が困難であったこと。
- ③ライフライン（水道、電気、ガス等）被害により、診療機能が低下した医療機関が多くあったこと。
- ④トリアージが行われず、医療資源が十分に活用されなかったこと。
- ⑤防災訓練や備蓄等の事前対策が不十分であったこと。
- ⑥続々と現地に向かった救護班の配置調整や避難所への巡回健康相談等を保健所が実施して評価されたこと。
- ⑦中長期的には、PTSD やメンタルヘルス、感染症等の対策が重要な問題であったこと。

（参考：「阪神・淡路大震災を契機とした災害医療体制のあり方に関する研究会」研究報告書(1996)）

重点施策 16 道路・橋りょう・鉄道の整備

道路・橋りょう・鉄道の整備を行い、緊急通行車両等の交通や避難経路等を確保します。

目標 緊急通行車両等の交通や避難経路等の確保

主な取組例

県

- ▶ 地震発生時の緊急通行車両等の交通を確保するための、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化
- ▶ 緊急輸送道路、避難路となる道路や橋りょうの整備

市町村

- ▶ 緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路の橋りょう、沿道建築物の耐震化
- ▶ 緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する道路及び鉄道等に隣接する河川の河川施設（護岸等）の地震対策を実施
- ▶ 橋りょうの耐震補強、落橋防止システムの設置
- ▶ 老朽化し耐震補強が困難な橋の撤去

国・防災関係機関

- ▶ 管理道路におけるトラス橋等の特殊橋りょうの耐震補強を実施
- ▶ 鉄道の高架橋、橋脚、盛土・切取等に対して耐震補強を実施

減災コラム⑬ <緊急輸送道路と緊急交通路>

緊急輸送道路とは、大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線です。放置車両が緊急車両の妨げとなる場合、道路管理者は運転者に対し移動を命令することや、運転者不在の場合は道路管理者自ら車両を移動することができます。

緊急交通路とは、大地震等発生時において県公安委員会が指定する路線です。指定された路線では、被害者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けます。緊急交通路は、救出・救助活動等が一段落した後、緊急輸送道路に移行します。



神奈川県緊急輸送道路網図
(高速道路や主要な国道、市町村庁舎等につながる路線など、主要な道路が指定されています。)

(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/712019.pdf>)

重点施策 17 帰宅困難者対策

一斉帰宅の抑制や、学校・職場等における備蓄など、帰宅困難者対策を推進し、余震による混乱や集団転倒などによる被害を軽減します。

目標

一斉帰宅の抑制や学校・職場などにおける備蓄の推進

主な
取組
例

県

- 九都県市での帰宅困難者リーフレットによる普及・啓発の実施
- 一時滞在施設の確保及び飲料水等の備蓄を推進
- 民間企業との間に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」の締結を推進
- 管内市町村が実施する帰宅困難者対策訓練への参加
- 市町村が行う帰宅抑制や備蓄の啓発、帰宅困難者備蓄整備に対する財政支援

市町村

- 関係機関との緊急連絡体制の構築、帰宅困難者への情報提供手段の整備、一時滞在施設の確保、一斉帰宅抑制の推進を主眼として、関係機関を委員とした帰宅困難者協議会を設置し、マニュアル整備を推進
- 一時滞在施設の拡充
- 一時滞在施設における食糧等の備蓄品の整備、更新
- 一時滞在施設へ避難誘導する訓練の実施

国・防災関係機関

- 災害発生時における駅滞留者を円滑に避難誘導するため、自治体と協議・連携した、帰宅困難者に対する支援体制の整備

県民・事業者等

- 💡 日頃から家族と災害時の連絡方法、安否確認方法について話し合いを実施
- 💡 交通機能が停止したとしても、むやみに移動を開始せず、まずはその場で身の安全を確保し、正確な地震情報や交通情報などを把握することの意識徹底
- 💡 事業者は、従業員等に対して家族との安否確認方法の周知や職場内の備蓄を進め、一斉帰宅を抑制

減災コラム⑬ <災害時帰宅支援ステーション>

県は、コンビニエンスストア、ファーストフード店、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と、災害時の徒歩帰宅者支援のための協定を結んでいます。

これらの店舗では、①水道水の提供、②トイレの使用、③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲で支援を行います。

協定を結んでいる店舗には、店頭で右のステッカーが貼られています。



災害時帰宅支援ステーションと

災害時徒歩帰宅者支援ステーション



災害の際には、飲用水やトイレの提供で、徒歩帰宅する皆様を支援します。

神奈川県石油業協同組合
神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市

災害時徒歩帰宅者支援ステーションのステッカー

減災コラム⑭ <帰宅困難者の心得>

神奈川県では、毎日多くの通勤者・通学者・買い物客・観光客の移動が行われています。

災害によって交通機能がマヒした場合、大きな社会的混乱が予想されます。

右の心得 10 カ条を参考に、むやみに移動を開始せず、まずは状況を確認し自身の安全を確保しましょう。それから「災害用伝言ダイヤル」等で家族などの無事を確認しましょう。

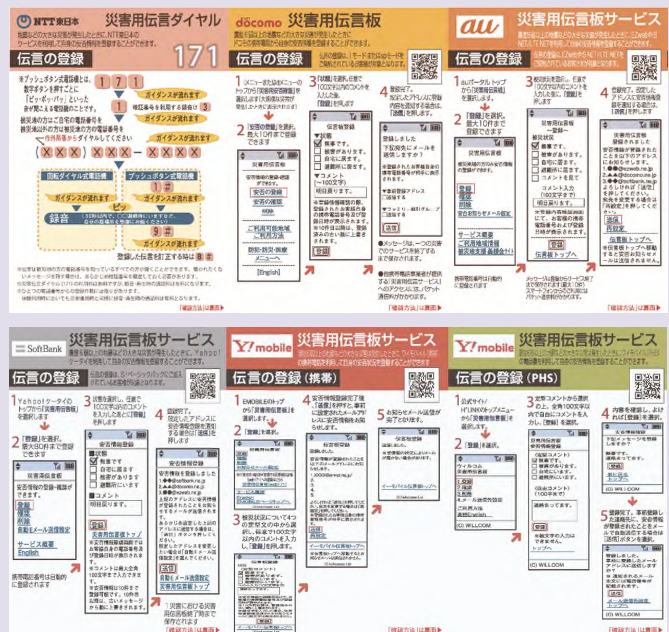
また、災害時に備え、会社や学校には、非常持出品（減災コラム⑩参照）を準備しておくことも大切です。

帰宅困難者の心得 10 カ条

- 1.あわてず騒がず、状況確認
- 2.携帯ラジオをポケットに
- 3.作っておこう帰宅地図
- 4.ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- 5.机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- 6.事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- 7.安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚
- 8.歩いて帰る訓練を
- 9.季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオル等）
- 10.声を掛け合い、助け合おう

右図は、「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」の伝言の登録・再生方法です。このほか、自身の携帯電話会社が提供する災害用伝言板の登録・再生方法も確認しておきましょう。

なお、毎月1日や15日、防災週間（8月30日～9月5日）など体験利用ができる機会もあります。こうした機会に訓練を兼ねて、家族などで使い方を確認してみましょう。



九都県市帰宅困難者対策リーフレット（災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板の使い方）
(<http://www.9tokenshi-bousai.jp/comehome/leaflet.html>)

2 津波による 死者数を減らす

地震被害想定調査では、大正型関東地震の津波による死者数は 12,530 人と想定されており、この甚大な被害を軽減するためには、津波から早期に避難することが必要です。

県民の早期避難意識の向上を図るため、津波避難計画やハザードマップ等の作成・啓発、津波避難訓練の実施などの対策を進めます。

減災目標を達成するためには、早期避難率（地震発生後5分以内に避難を開始する人の割合）を80%に向上させる必要があります。そのため、早期避難率の向上に有効な次の施策について、重点的に取り組みます。

＜早期避難率の目標＞

【現状】30%* → 【目標】80%

※ 平成26年に地震被害想定調査で実施した県民アンケート調査結果に基づく数値

【減災効果が期待できる重点施策（数値目標を設定するもの）】

番号	重点施策	数値目標（指標） 【現況】 → 【目標】
重点施策 18	津波避難に関する啓発	津波避難計画作成沿岸市町数 7市町(H26年度)→15市町(H36年度) (津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている沿岸市町を含む)
重点施策 19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備	津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数 -市町 → 15市町(H36年度) (平成28年度以降新たに津波避難施設を整備拡充した沿岸市町が対象)
重点施策 20	防災訓練の実施（津波対策）	津波避難訓練の実施率 73%(H26年度) → 100%(各年度) (津波避難訓練実施市町数/15(沿岸市町数))

【減災効果が期待できる重点施策】

番号	重点施策
重点施策 7	防災知識の普及・啓発【再掲】（P20）
重点施策 8	防災教育の強化【再掲】（P22）
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発【再掲】（P23）
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（揺れ対策・津波対策） 【再掲】（P24）
重点施策 21	海岸保全施設等の整備
重点施策 22	要配慮者の避難・安全確保に関する対策
重点施策 23	県民等への情報発信体制の整備

重点施策 18 津波避難に関する啓発

津波避難計画や津波ハザードマップ等の作成・啓発を行い、県民等の津波からの早期避難意識を高めます。

目標

津波避難計画を作成した沿岸市町村数

【現況】7市町（H26年度） → 【目標】15市町（H36年度）
（津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている沿岸市町村を含む）

県

- 津波避難に関する意識向上を図るための普及・啓発の実施
- 津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難ビルの指定、津波避難看板へのピクトグラムの採用等の取組について沿岸市町と連携
- 沿岸市町が行う津波ハザードマップの作成等に対する財政支援

市町村

- 津波避難についての、住民及び海浜利用者への普及・啓発の実施
- 最新の津波浸水想定を基に、津波ハザードマップの見直しを行い、住民の津波防災に関する意識向上を図るための普及・啓発を実施
- 津波避難計画の作成
- 津波監視カメラの維持・管理、海面監視動画のインターネット配信
- 海拔表示板等の設置や更新
- 公共施設の新設や建替えの際に、津波避難ビルとしての機能を付加した整備を実施

県民・事業者等

- 💡 想定される浸水域の中に、自宅、職場、学校などがある場合は、避難に利用できる高台等や津波避難ビル・タワーなどの位置と、そこに至る避難経路を確認
- 💡 津波避難訓練を体験し、家族と避難方法や場所等について話し合いを行うなど、津波から自分の身を自分で守ることができるよう事前対策を実施
- 💡 家族や地域に自力で避難ができない人がいる場合、地域で協力しあって迅速な避難支援が行えるよう、市町村の「避難行動要支援者名簿」の作成・活用への協力
- 💡 想定される浸水域の中の事業所は、浸水深よりも高い場所に事業継続に重要な機器や情報を移動させるとともに、浸水域外にバックアップオフィスを設置するなどの津波対策を実施

主な
取組
例

重点施策 19 津波からの一時避難施設や避難路等の整備

津波からの一時避難施設や避難路等を整備し、津波発生時の迅速な避難を支援します。

目標

津波避難施設（津波避難ビル、避難タワー、避難場所）を整備拡充した沿岸市町数

【現況】一市町 → 【目標】15市町（H36年度）

（平成28年度以降新たに津波避難施設を整備拡充した沿岸市町が対象）

県

- 災害発生時のボランティア支援や津波避難施設等の機能を有している「かながわ県民センター」について、防潮板など施設・設備等の改修を実施
- 沿岸市町が行う津波避難施設や津波避難路の整備等に対する財政支援

市町村

- 津波からの一時避難施設としてマンション等との協定締結を行うなど、津波避難ビルの指定を拡充
- 学校施設に対する津波避難のための非常用屋外階段の設置、新たな校舎棟（津波避難施設）の建設
- 高台等へ素早く到達することが可能な津波避難路（階段）の整備
- 高台等への避難を迅速に行うための津波避難経路に、視認性の高い路上シート等の誘導標識を設置
- 民間の建築物における、地域住民が避難できる津波避難施設を確保するための工事費用の補助
- 津波避難計画において指定した避難路沿いにある危険なブロック塀等の改修費用の補助

国・防災関係機関

- 備蓄物資が津波発生時に浸水する可能性がないかの検証と保管場所適正化の実施
- 高速道路の休憩施設における津波からの一時避難施設の整備

主な取組例

重点施策 20 防災訓練の実施（津波対策）

様々な状況を想定した津波避難訓練を繰り返し実施し、県民等の津波からの早期避難意識を高めます。

目標

津波避難訓練の実施率

【現況】73%（H26年度） → 【目標】100%（各年度）
（津波避難訓練実施市町数／15（沿岸市町数））

主な取組例

県

- 津波対策訓練の実施
- 沿岸市町が行う津波対策訓練に対する財政支援

市町村

- 夜間避難訓練、発災型避難訓練、旅行者・海水浴客を交えた津波避難訓練、要配慮者対策を加味した防災訓練など、様々な特徴ある防災訓練の実施
- 警察、消防、ライフセーバーと連携した救助訓練の実施
- 学校に自治会主催の広域避難所開設訓練への参加を呼びかけ、地域や関係団体等と学校の協力を促進

国・防災関係機関

- 災害発生時の緊急出動・情報受伝達等の訓練の実施

県民・事業者等

- 💡 津波避難訓練に参加し、避難場所、避難経路の確認や避難にかかる時間などを把握

減災コラム⑱ <津波対策訓練>

東日本大震災の津波被害を踏まえ、海浜利用者等の避難誘導、広域応援活動の訓練を通じて、沿岸市町の津波対応力の強化を図るために実施しています。

（平成 27 年度の訓練風景）



重点施策 21 海岸保全施設等の整備

防潮堤や河川堤防など、海岸保全施設等の整備を進め、津波の浸水、河川遡上などを防止・抑止して、迅速な避難を支援し、また被害の拡大を抑制します。

目標 津波の浸水被害の軽減や到達時間の遅延

主な
取組
例

県

- ▶ 比較的発生頻度が高い津波（数十年～百数十年に1回程度）を対象に、津波による浸水を防止するための施設の整備を実施

市町村

- ▶ 漁港や海岸の整備計画を策定し、津波浸水被害に強い漁港・海岸の整備を推進
- ▶ 海岸保全基本計画と整合を図り、河川施設（護岸等）の津波対策を実施

国・防災関係機関

- ▶ 津波発生時に確実な操作を行うため、水門等ゲートの遠隔操作化
- ▶ 津波発生時の河川施設の操作監視のため、CCTV監視設備の整備更新を実施

減災コラム⑳ <海岸保全施設>

海岸保全施設とは、海岸保全区域（津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の安全に資するため知事が指定した海岸の区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設です。海岸保全施設には、以下のようなものがあります。

① 堤防、防潮堤

高潮や波浪、津波が陸上部に侵入してこないよう土を盛り上げて小山を作り、表面をコンクリートなどでコーティングした構造物・施設です。

② 突堤

突堤は、海岸線に直角方向に設置されます。砂が流されるのをくい止め、また、一定の間隔で複数本設置した突堤の間に砂を捕まえて、砂浜が広がる効果もあります。

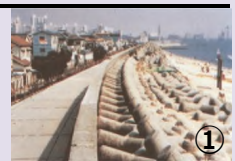
③ 護岸

護岸は、作られる目的は堤防と同じですが、堤防のように新たに小山を築くのではなく、今ある海岸線をコンクリートなどでコーティングしたものです。

④ 離岸堤

離岸堤は、沖合に海岸線と平行に作られる構造物で、消波や波の勢いを弱める効果と、波による海岸の砂の流出を防ぎ、背後に砂をためる効果があります。

（参考：国土交通省、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方 報告書）



重点施策 22 要配慮者の避難・安全確保に関する対策

自ら避難することが困難な要配慮者の避難支援体制を整備し、要配慮者の安全を確保します。

目標 要配慮者の安全の確保

県

- 大規模災害発生時に、神奈川県災害多言語支援センターを立ち上げ、やさしい日本語及び多言語による情報提供をするとともに、外国人住民からの相談対応を実施
- 外国人旅行者向けプッシュ型情報配信アプリ「Safety tips」の普及・啓発を実施
- 災害時の外国人住民支援に係る研修会実施による意識啓発を実施
- 社会福祉施設や職能団体等とのネットワークによるチームを設置し、派遣する職員等に対する研修など人材育成を実施
- 市町村が行う避難行動要支援者の避難支援体制の整備事業に対する財政支援

市町村

- 避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に必要な範囲で名簿情報を提供
- 福祉避難所等への搬送協力、専門施設での受け入れなど要配慮者の対策に必要な協定の拡充
- 在宅の高齢者の見守りのために、身体状況・生活状況、緊急連絡先などの調査を実施
- 土砂災害・全国統一防災訓練等に合わせた、要配慮者の避難訓練の実施
- 総合防災訓練に通訳・翻訳等のボランティアも参加してもらい、災害多言語支援センターの設置訓練を実施
- 総合防災訓練に手話通訳者を交え、聴覚障がい者への意思伝達訓練を実施

県民・事業者等

- 💡 地域の中で、身体の不自由な方や妊婦、乳幼児など、避難に支援が必要な要配慮者がいる場合、地域で協力して、避難や安全確保を支援できるよう日頃から準備を実施
- 💡 地域の防災訓練や避難訓練、災害時のボランティア活動などを行う際は、要配慮者の支援も想定した訓練や活動を実施

主な
取
組
例

減災コラム① <外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」>

自然災害の多い日本においては、訪日外国人旅行者が安心して旅行することのできる環境を整えることが重要です。観光庁では、こうした訪日外国人旅行者向けの情報発信アプリを提供しています。



外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」とは、日本国内における災害情報を自動でお知らせする多言語に対応したアプリです。日本語・英語・中国語（繁体字/簡体字）・韓国語に対応しています。

自動でお知らせする災害情報は次のとおりです。

- ・震度 4 以上の緊急地震速報
- ・津波警報
- ・大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮の気象特別警報

外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」
(http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000111.html)

減災コラム② <避難行動要支援者名簿>

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数が約 6 割でした。また、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍にのぼったこともあり、避難に関する課題が浮き彫りになりました。

このため、災害対策基本法が改正され、市町村は、高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方（避難行動要支援者）の名簿を作成することが義務付けられました。これは、災害発生時に一人でも多くの国民の生命と身体を守るための取組であり、名簿には右に掲げる事項を記載します。

作成された名簿は、本人からの同意を得て、民生委員や自主防災組織などの避難支援等の実施に携わる関係者に提供されます。ただし、災害が発生した場合、市町村長が特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供することができます。

(参考：内閣府、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針)

名簿に記載する事項

- 1.氏名
- 2.生年月日
- 3.性別
- 4.住所又は居所
- 5.電話番号その他の連絡先
- 6.避難支援等を必要とする事由
- 7.前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

重点施策 23 県民等への情報発信体制の整備

県民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行い、津波からの早期避難意識を高めます。

目標

県民等の津波からの早期避難意識の向上

県

- 大津波警報及び津波警報が発表された場合に、該当沿岸地域のNTTドコモの携帯電話（スマートフォンを含む）に津波避難に関する緊急情報を一斉メール配信
- 県民等の安全・安心を確保する上で特に重要となる避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定の4情報）を迅速、確実に伝達するため、市町村と共同で、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した報道機関等への情報提供を実施
- 市町村が行う災害情報（避難情報）提供手段の整備に対する財政支援

市町村

- 防災行政無線、防災情報メールサービス、tvk データ放送、エリアメール、ツイッター、Lアラートなど、災害時の情報伝達手段の多様化、多重化の推進
- 緊急地震速報、Jアラート（全国瞬時警報システム）、事前に登録しているメールアドレス・電話番号・ファックスに防災行政無線の放送内容を配信するサービスなど、情報伝達手段の確保
- 市町村ホームページ等における防災情報の提供と、災害時における防災体制の対応への活用
- 地域ラジオ放送局との連携による情報伝達体制の強化
- 災害時に災害状況や防災・避難に関する情報を配信するアプリの構築
- 緊急地震速報の自動放送を行う施設の拡充
- 防災行政無線のデジタル化や子局増設の実施
- 子育て関連情報を提供しているメール配信サービスを活用し、災害発生時における公立保育園の入所児童の避難状況等を発信するための、発信先となる保護者等の登録を促進
- 防災ラジオの頒布・配備の拡充

主な
取
組
例

国・防災関係機関

- Lアラートの普及促進を図るため、操作等の習熟や情報発信者（自治体等）と情報伝達者（メディア等）との連携を強化
- 駅前などに大型モニターを設置し、地震時に必要な情報提供にも活用できるように維持管理を実施
- 住民の避難判断等に必要な情報として多摩川、鶴見川、相模川の水位観測値及び鶴見地区並びに新横浜駅前地区の浸水観測値が基準値を超えた時に、電子メールで配信するサービスの実施

県民・事業者等

- 💡 県や市町村などから情報を入手する方法についての、ホームページ等による確認（配信サービスなど、事前の登録が必要なサービスもある。）
- 💡 気象庁が発表する大津波警報及び津波警報の、該当沿岸地域の携帯電話（スマートフォンを含む）への一斉メール配信を受けたときの迅速な避難のための準備を実施

減災コラム② <東日本大震災の津波による浸水被害の様子>

東日本大震災では、多くの方が津波に巻き込まれて亡くなった一方で、率先して避難した人や、地域で助け合っるとともに避難した人が助かった事例もありました。

避難場所はどこか、もっとも早く避難できるのはどのルートか、実際に歩いてみると、もしもの時に安心です。また、地震が起きた時、家族が一緒にいるとは限りませんので、家庭や学校、職場からそれぞれどこへ避難するか、あらかじめ確認して話し合っておくことも大切です。



松川浦漁港付近の津波被害の様子
（福島県相馬市尾浜／2011年4月12日）



津波による被災車両等の様子
（宮城県石巻市釜谷／2011年4月21日）

（出典：災害写真データベース（財団法人消防科学総合センター
http://www.saigaichousa-db-isad.jp/drsdb_photo/photoSearch.do）

3 火災による 死者数を減らす

地震被害想定調査では、大正型関東地震の火災による死者数は 1,330 人と想定されており、被害の軽減のためには、火災の発生を抑え、発生した火災の延焼拡大などを最小限に抑える対策が有効であるため、建物の防火・不燃化などの対策を進めます。

減災目標を達成するため、火災の発生や発生した火災の延焼拡大の抑制などに有効な次の施策について、重点的に取り組みます。

【減災効果に反映する重点施策】

番号	重点施策	数値目標（指標） 【現況】 → 【目標】
重点施策 1	住宅の耐震化【再掲】（P 13）	住宅の耐震化率 89%(H25 年度) → 95%(H32 年度※)
重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化【再掲】（P 14）	多数の者が利用する建築物の耐震化率 89%(H26 年度) → 95%(H32 年度※)
重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化【再掲】（P 15）	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 94%(H26 年度) → 100%(H36 年度)
重点施策 24	建物の防火・不燃化対策	感震ブレーカー等の設置率 -% → 10%(H36 年度)
重点施策 25	防災訓練の実施（火災対策）	シェイクアウト訓練の参加者数 120万人(H26 年度) → 200万人(H30 年度※)
重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）	自主防災組織の活動カバー率 79%(H25 年度) → 100%(H36 年度) 自主防災組織の訓練回数 6,566回(H25 年度) → 7,400回(H36 年度) 消防団の装備の基準(消防庁告示 H26.2.7 改正)に基づく安全確保のための装備の整備率 75%(H26 年度) → 100%(H36 年度)

※ 数値の進捗状況及び計画等の修正により、目標年度は適宜見直します。

【減災効果が期待できる重点施策】

番号	重点施策
重点施策 7	防災知識の普及・啓発【再掲】（P 20）
重点施策 8	防災教育の強化【再掲】（P 22）
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発【再掲】（P 23）
重点施策 27	上水道施設の整備
重点施策 28	市街地の整備
重点施策 29	避難場所・避難路等の整備
重点施策 30	消火活動体制の強化

重点施策 24 建物の防火・不燃化対策

感震ブレーカー等の設置などの建物の防火・不燃化対策を進め、火災発生・延焼拡大を抑制します。

目標

感震ブレーカー等の設置率

【現況】 -% → 【目標】 10% (H36 年度)

主
な
取
組
例

県

- 感震ブレーカー等の設置を推進するための普及・啓発を実施
- 市町村が行う民間住宅の不燃化事業、感震ブレーカー等設置事業に対する財政支援

市町村

- 感震ブレーカー等の設置を推進
- 木造住宅を対象に、建物の不燃化または避難時の安全性確保を目的とした改修工事費用の補助
- 火災による被害が特に大きいと想定される地域における建築物を、「準耐火建築物」以上とする新たな防火規制の導入と、建築物の除却・不燃化建築補助との連動による、面的な建築物の不燃化を促進

国・防災関係機関

- LPガスの容器転倒防止策、緊急遮断装置の設置の促進
- 保安講習会等におけるガス放出防止器の設置の促進
- LPガス用マイコンメータの期限管理

県民・事業者等

- 💡 建物の不燃化・難燃化による、火災に強い家づくりの実施
- 💡 地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電から復旧した時に発生する火災を防止するための、感震ブレーカー等の設置（合わせて、揺れと同時に発生する停電に備えて、懐中電灯を常に身の回りに置くなどの避難対策の実施）

減災コラム④ <感震ブレーカー等>

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める機器です。新防災戦略では、「感震ブレーカー」は感震機能付きの分電盤を指し、「感震ブレーカー等」は、このほかコンセントタイプや簡易タイプを含め、地震の揺れを感知し電力供給を遮断する機器全般を指します。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

（注）住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。

出典：内閣府 防災・情報のページ「感震ブレーカー等の普及啓発用のちらし」

(<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/>)

重点施策 25 防災訓練の実施（火災対策）

防災訓練や避難訓練を実施し、自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震発生時の初期消火能力の向上や、出火家屋から迅速に避難するなどの安全確保行動等の普及を進めます。

目標 初期消火能力の向上

目標 シェイクアウト訓練の参加者数
【現況】120万人（H26年度） → 【目標】200万人（H30年度）

県

- 地震発生時に出火家屋からの迅速な避難などの安全確保行動を行えるよう、県民・事業者・行政機関などに広く参加を呼びかけ、「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を実施
- 「ビッグレスキューかながわ（県・市町村合同総合防災訓練）」で消火訓練を実施
- 市町村が行う住民参加の防災訓練に対する財政支援

市町村

- 大規模火災発生時における避難場所への避難訓練の実施
- 各自治会で、大規模震災時に住民が消火栓を使用して初期消火活動を行う移動式のホース格納箱やスタンドパイプの訓練を実施
- 消防団の非常招集訓練、ホース中継訓練、ポンプ操法訓練、水防訓練などの実施による、消防団の対応力の強化
- 小中学校でのシェイクアウト訓練の実施、事業者シェイクアウト訓練への参加の呼びかけ
- 保護者等と児童・生徒の引き渡し訓練を含む、小中学校や幼稚園、保育園での防災訓練（避難訓練等）の実施
- 社会福祉施設で自衛消防訓練や要配慮者の避難訓練を実施

国・防災関係機関

- 災害発生時の緊急出動・情報受伝達等の訓練の実施

県民・事業者等

- 💡 自宅や職場、学校、地域等でシェイクアウト訓練に参加するなど、各種の防災訓練に参加し、消火器の取扱いなど火災から身を守る方法を学習
- 💡 自治会長、施設管理者、消防団員、医療関係者等が、それぞれの地域や施設での防災訓練を積極的に行い、関係者との連携を強化

主な取組例

重点施策 26 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）

消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援を行い、救出・救助活動や避難誘導、消火活動のための技能向上・資機材整備を進めます。

- 目標 自主防災組織の活動カバー率
【現況】79%（H25年度） → 【目標】100%（H36年度）
- 目標 自主防災組織の訓練回数
【現況】6,566回（H25年度） → 【目標】7,400回（H36年度）
- 目標 消防団の装備の基準（消防庁告示H26.2.7改正）に基づく安全確保のための装備の整備率
【現況】75%（H26年度） → 【目標】100%（H36年度）

主な取組例

県

- 消防団の加入促進のため、「消防団応援の店」制度を導入するなどの啓発活動を実施
- 消防団員が消火・救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防団員に対する教育訓練を実施
- 自主防災組織の活動への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リーダー等への女性の参画を促すため、普及・啓発を実施
- 自主防災組織リーダー等を対象に防災に関する知識・技術を習得させ、防災意識の向上、防災行動力の強化を図る研修の実施
- 市町村が行う消防団施設の整備、消防団や自主防災組織の資機材整備・訓練等に対する財政支援

市町村

- 消防団への加入促進の啓発を実施
- 消防団員に対する、礼式訓練、普通救命講習、外部機関の研修参加、新入団員教育等の実施
- 消防団の防災資機材等の整備
- 消防団施設を強固な構造に再建
- 災害現場での消防団との情報共有のため、双方向の通信手段を確保するなど、情報伝達体制を強化
- 自主防災組織への指導・研修・訓練の実施や防災資機材等の整備に対する支援を実施
- 自主防災組織へのスタンドパイプ資機材の配付

- 自主防災組織リーダー等研修会を通じた、簡易救出・搬送訓練・避難所運営図上演習等の実施
- 防災課題のある地域の自治会役員や地域住民とまち歩きやワークショップを行い、現地確認を実施
- 自治会町内会に対する初期消火器具整備費用の一部補助
- 街頭消火器の整備・点検の実施
- 消防本部及び協力団体と消防防災のイベント等を実施

県民・事業者等

- 💡 火災発生時に地域で連携して初期消火を行えるよう、地域の消防団や自主防災組織の役割・活動内容を確認し、活動への参加や協力などを実施
- 💡 日頃から、身の回りにある消火器具の取扱方法を学び、消火活動をする際に活用できる消防水利の位置を事前に把握

減災コラム⑳ <消防団>

消防団は、火災や風水害などが起こった際に、地域の消防活動を行う市町村の消防機関で、常勤の消防署とは異なり、非常勤の地域住民の方々が中心となって組織されています。

平常時には、火災予防や応急手当、防災知識の普及啓発といった業務、災害時には、初期消火や住民の避難誘導、人命救助、避難所の運営支援など、様々な活動に取り組んでおり、地域防災の要として活躍が期待されています。

男女問わず、自営業者、サラリーマン、主婦（夫）、学生など、様々な方が入団しています。地域の安全・安心を守るため、ぜひあなたも、消防団に入団しませんか。



消防団員募集キャラクター「火けし太郎」

減災コラム㉑ <自主防災組織>

自主防災組織とは、住民自身が自発的につくる防災のための組織です。

平常時は、災害に備えて防災知識の普及、危険箇所の確認、防災資機材の整備、防災訓練の実施等を行い、災害時は、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救助活動、避難誘導等を行います。

災害時に活動できるように、自主防災組織の防災活動に積極的に参加し、「皆のまちは、皆で守る」ことのできる災害に強い地域づくりに努めましょう。

減災コラム㉒ <消防水利>

消防水利とは、消火活動に必要な水利施設などで、消防法に定められた消防水利の基準に基づいて指定されます。消防水利には主に右のような水利施設などがあります。

阪神・淡路大震災の際には、断水によって消火栓を使うことができず、川の水を使って消火活動が行われた地域もあります。川の水は避難生活においても洗濯など被災者の生活にも活用されました。

災害時に消火や生活に利用できる可能性のある「水」が周辺にないかどうか、県民の皆さまも、日常生活の中にある防災の「水」にも気を配っておきましょう。

主な消防水利

- ・消火栓
- ・私設消火栓
- ・防火水槽
- ・プール
- ・河川、溝等
- ・濠、池等
- ・海、湖
- ・井戸
- ・下水道

重点施策 27 上水道施設の整備

水道施設の耐震化などを進め、断水による消火活動の支障を軽減することで、迅速な消火活動を支援します。

目標

断水による消火活動の支障の軽減

主な
取
組
例

県

- ▶ 県営水道の管轄区域で、災害拠点病院などの重要給水施設への供給管路や基幹管路のほか、基幹浄水場や一次配水池の耐震化の実施

市町村

- ▶ 浄水場、配水池、水道管路など水道施設の耐震化
- ▶ 津波による浸水被害の軽減のための、管理棟やポンプ所の止水対策の実施
- ▶ 県や他市町村と管路の相互融通を進め、災害時でも他市町村等から水が供給できる体制を整備
- ▶ 防災井戸の指定や、指定防災井戸における手動式ポンプの設置に対する補助の実施

減災コラム^⑧ <阪神・淡路大震災の火災による被害の様子>

阪神・淡路大震災時には同時多発火災が発生し、断水や道路閉塞によって、円滑な消火活動を行うことができずに、延焼が拡大して、甚大な火災被害が発生しました。



日吉町（長田区／1995年1月17日）



若松町（長田区／1995年1月17日）

（出典：阪神・淡路大震災「1.17の記録」（神戸市オープンデータ <http://kobe117shinsai.jp>）

重点施策 28 市街地の整備

火災の発生を防ぎ、また延焼を抑制するための建物や道路の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。

目標

火災の発生や延焼の抑制

県

- ▶ 市街地再開発事業等による土地の高度利用、建築物の耐震化等を進め、既成市街地の再整備を促進

市町村

- ▶ 市街地再開発事業等による土地の高度利用、建築物の耐震化等を進め、既成市街地の再整備を促進
- ▶ 住宅等の建築にあたり、耐火・準耐火建築物へと更新するよう啓発活動等を実施し、密集した市街地の整備・改善を推進
- ▶ 発災時の火災延焼被害を抑制するため、防火・準防火地域の見直しを検討
- ▶ 狭あい道路に面する市街地の安全・住環境の向上を図り、土地利用を推進するための、建替え等に係る支援制度の創設に向けた検討を実施
- ▶ 空き家の実態把握を行うとともに、空き家の所有者等に対して防火対策の指導を実施

主な取組例

県民・事業者等

- 💡 老朽化した空き家が地震によって倒壊すると、周囲や歩行者に被害を与えたり、救出・救助活動や消火活動などの障害になったりする恐れもあるため、空き家を放置せず、除却などの適切な措置を実施

重点施策 29 避難場所・避難路等の整備

火災から身を守るための避難場所や避難路等の整備を行い、安全な場所への迅速な避難を支援します。

目標

避難場所や避難路の確保

主な
取
組
例

県

- 災害時に避難場所となる都市公園を整備
- 火災の延焼遮断帯、避難路となる都市計画道路の計画的な整備を推進
- 県有緑地の適正な管理を実施

市町村

- 都市公園の新設や拡張整備を実施
- 歩行者道など街路の整備を実施
- 狭あい道路の拡幅整備を実施
- 指定緊急避難場所や防災備蓄庫置き場となる広場・公園、防火水槽の整備を実施

減災コラム⑨ <都市公園の整備>

地震などの災害が発生した場合に、都市公園は、住民の避難場所や活動拠点として有効に機能し、火事などから身を守る緩衝緑地の役割などがあります。

防災パーゴラ、太陽光発電を利用した災害時にも利用できる施設など、災害に対する公園の機能の充実に取り組んでいます。

皆様の周りの都市公園も避難場所などに指定されていると思いますので、日頃から公園の出入口などを確認し、いざという時に備えておきましょう。

(防災パーゴラ)

通常時は休憩施設ですが、災害時にはテントになります。



通常時



災害時

重点施策 30 消火活動体制の強化

市町村消防の施設・資機材の整備、県内応援体制の強化及び職員の訓練・研修の実施などを通じて、消火活動体制を強化・拡充し、消火能力の向上を進めます。

目標

市町村消防の消火能力の向上

主な
取
組
例

県

- 市町村が行う消防広域化等に必要な施設・設備の整備等に対し財政支援を行い、広域化を推進することによる市町村消防の体制強化
- 市町村が行う消防広域応援に必要な施設・資機材の整備等に対し財政支援を行い、一市町村の消防力を超えた災害発生時の県内消防広域応援体制を強化
- 消防全般にわたる知識及び技術等の修得を通じて、複雑高度化する消防業務に対応できる消防職員を育成
- 他県の消防学校等と合同訓練を実施

市町村

- 消防団や自主防災組織との連携を強化するとともに、消防の広域化による消防・救急体制の充実強化
- 現場活動での連携を図るため、消防団と常備消防の合同訓練を実施
- 震災時における有圧水利の機能低下を想定した、消防職団員合同の遠距離送水訓練を実施
- 40トン以上の防火水槽や耐震性貯水槽、消火栓など消防水利の整備
- 延焼火災危険度の高い地域を中心に消火活動に有効な消火栓・防火水槽等の設置場所の調査を実施

減災コラム③⑩ <神奈川県地震災害対策推進条例>

県では、東日本大震災の経験を踏まえ、県、県民及び事業者が協働し、着実に地震災害対策を進めるため、神奈川県地震災害対策推進条例を制定しました。(平成25年4月施行)

条例は、分かりやすい構成で、県、県民及び事業者が取り組む対策を規定し、それぞれの役割分担を明確にしました。また、津波対策や帰宅困難者対策など神奈川県の特徴に基づく対策を位置づけています。

この条例に基づき、県は、市町村、国等と連携して地震災害対策に継続して取り組むとともに、県民、事業者による自助・共助の取組を促進します。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f450054/>)

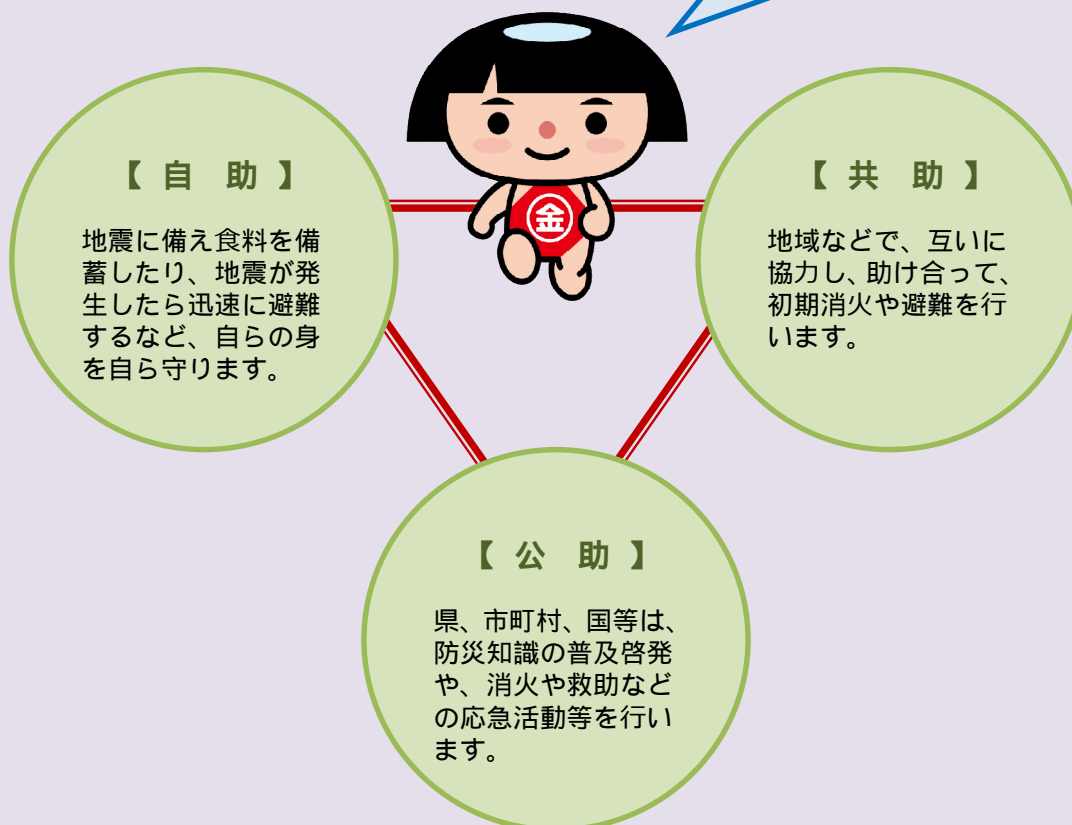
(目的)

地震災害から県民の生命、身体及び財産を守ることが極めて重要であることに鑑み、これに必要な地震災害対策について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県、県民及び事業者が実施する地震災害対策の基本となる事項を定めることにより、地震災害対策の総合的な推進を図り、もって全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とします。

(基本理念)

- 1 いのちを最優先
- 2 自助・共助・公助の協働
- 3 神奈川県の自然的・社会的条件を考慮
- 4 多様な主体の視点

一緒に取り組もうね！



IV 減災効果の算出

IV 減災効果の算出

重点施策の取組を推進し、数値目標を達成することによって、被害想定時には31,550人と想定された大正型関東地震による総死者数は、半数以下の14,180人に軽減することができると見込んでいます。地震の揺れ、津波、火災それぞれの死者数の軽減量は次のとおりです。

重点施策による減災効果（揺れ）

- 揺れによる死者数を減らす
 - 死者数 17,700人 ⇨ 8,800人 (△8,900人)
- ※ 重点施策1～6の数値目標達成による効果

重点施策による減災効果（津波）

- 津波による死者数を減らす
 - 死者数 12,530人 ⇨ 5,030人 (△7,500人)
- ※ 重点施策7～10、18～23の推進による効果

重点施策による減災効果（火災）

- 火災による死者数を減らす
 - 死者数 1,330人 ⇨ 350人 (△980人)
- ※ 重点施策1～3、24～26の数値目標達成による効果

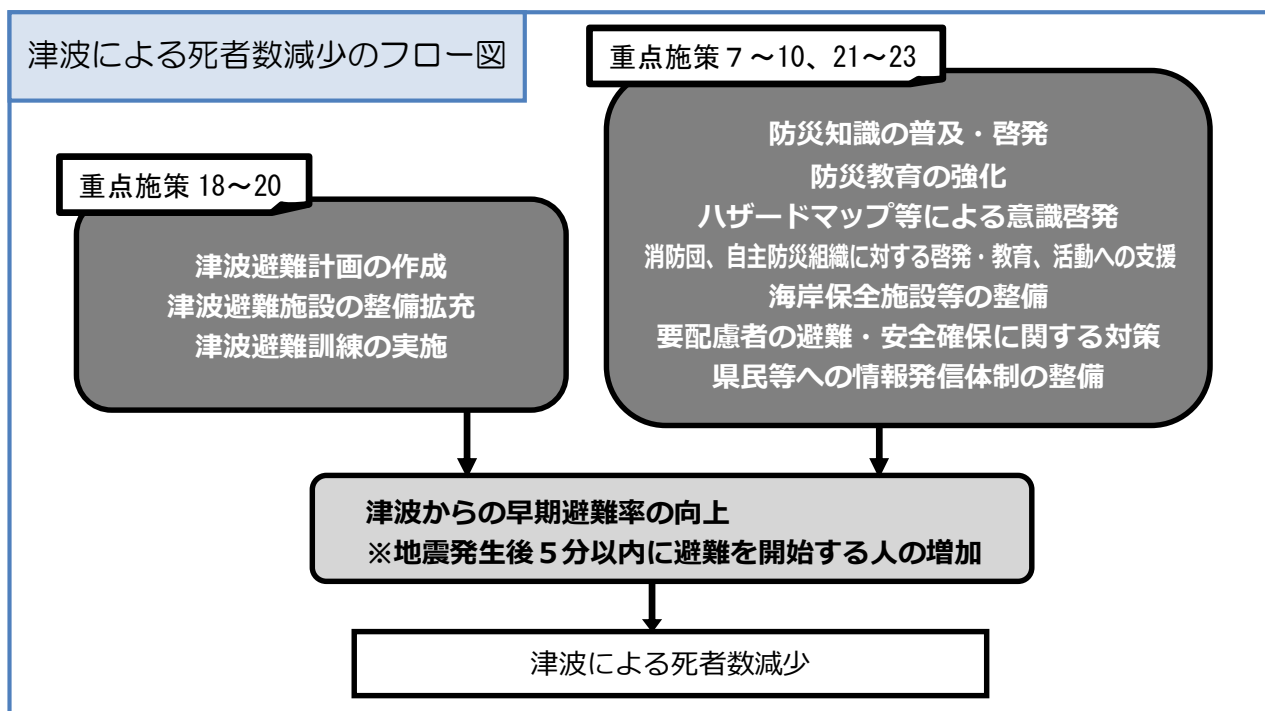
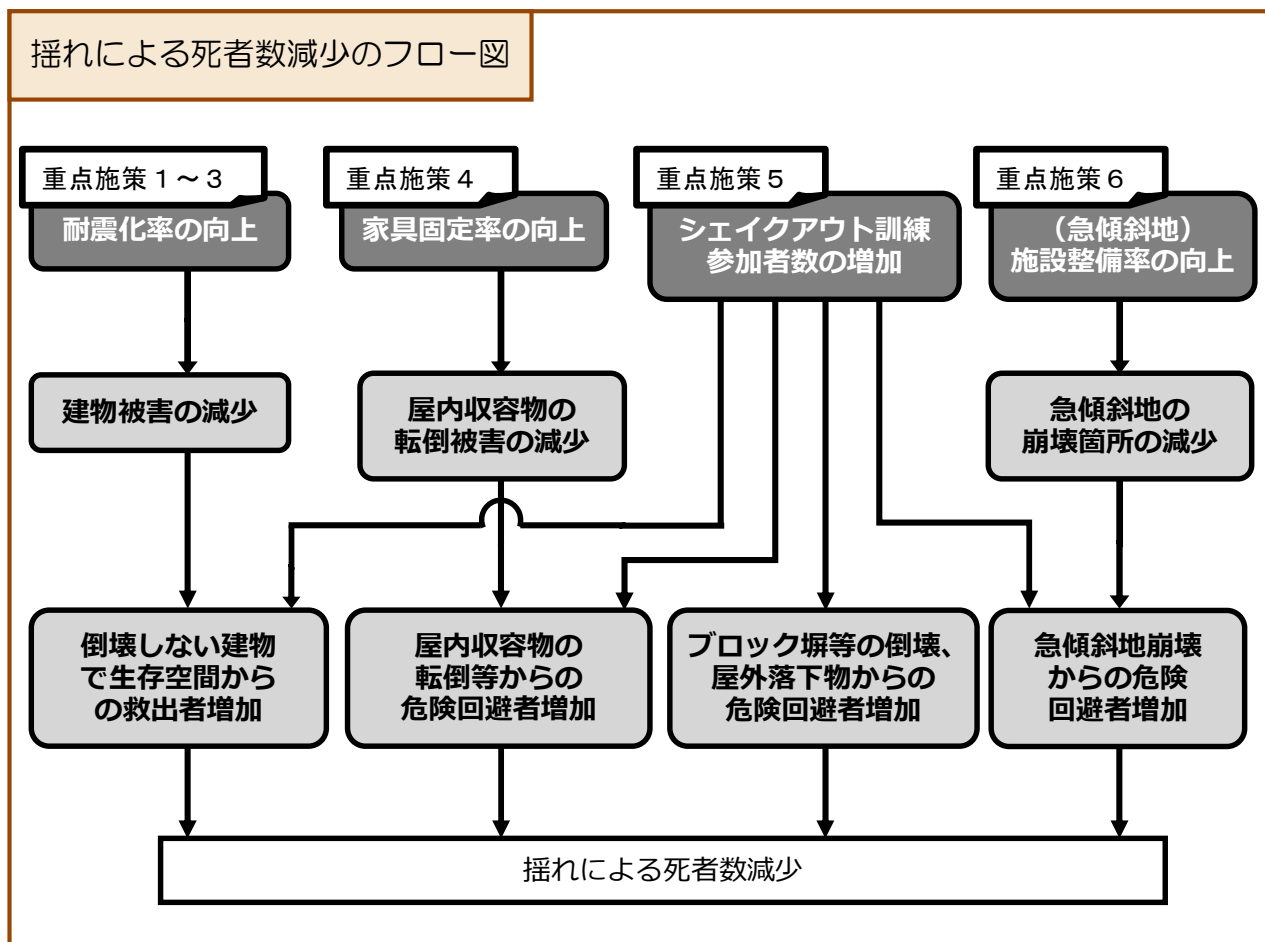
集 計

総死者数 31,550人 ⇨ 14,180人
(軽減率 55%)

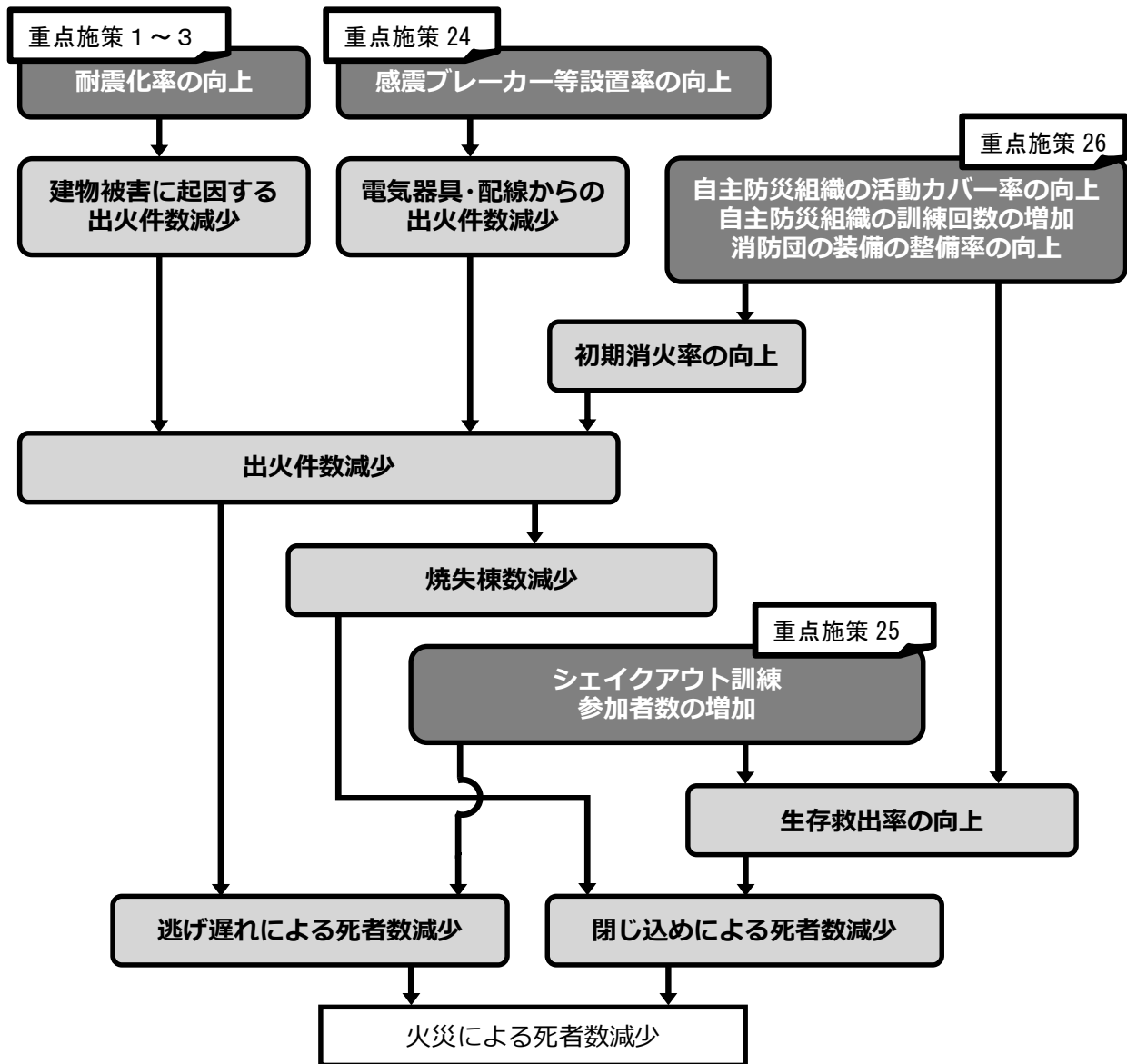
※ 各項目の死者数は1の位を四捨五入しているため、合計は総死者数と一致しません。

－ 死者数減少のフロー図 －

重点施策の推進による、地震による揺れ、津波、火災の各死者数の軽減の流れは、次のようなイメージになります。



火災による死者数減少のフロー図



參考資料

参考資料 1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の項目に基づく取組例

神奈川県地震防災戦略に位置づける重点施策を検討するために、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）（平成 24 年 4 月修正）の項目に基づく取組例を整理しています。次の 1-1 は取組項目の一覧表であり、1-2 から 1-4 では、取組項目ごとに取組の内容などを記載しています。

1-1 取組項目一覧表

地域防災計画の「章」	地域防災計画の「節」	主な取組項目
都市の安全性の向上（第 2 章） （ハード面の事前対策）	1 建築物等の安全確保対策（第 9 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化の促進【重点施策 1】 ・教育施設の耐震化の促進【重点施策 2、3】 ・医療施設、社会福祉施設等の耐震化の促進【重点施策 2】 ・民間大規模建築物の耐震化の促進【重点施策 2】 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進【重点施策 3】 ・非構造部材、屋内収容物等の耐震対策の促進【重点施策 4】 ・建物の防火・不燃化対策の促進【重点施策 24】
	2 津波対策（第 4 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難に関する啓発【重点施策 18】 ・津波からの一時避難施設や避難路等の整備【重点施策 19】 ・海岸保全施設等の整備【重点施策 21】 ・津波の被害軽減の取組【重点施策 18】
	3 がけ崩れ等の対策の推進（第 5 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れ等の対策の推進【重点施策 6】
	4 道路、橋りょう、港湾、鉄道等の安全対策（第 3 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋りょう・鉄道の整備【重点施策 16】 ・港湾・漁港の整備
	5 計画的な土地利用と市街地整備の促進（第 1 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の整備【重点施策 28】
	6 防災空間の確保（第 2 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難路等の整備【重点施策 29】
	7 ライフラインの安全対策（第 6 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の整備【重点施策 27】 ・下水道施設の整備 ・非常時のガス供給体制の整備 ・電力・通信の支障に対する対策の推進
	8 液状化対策（第 7 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化対策の実施・情報提供
	9 危険物等施設の安全対策（第 8 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設等の地震対策の推進
対策の充実（第 3 章） （ソフト面の事前対策）	10 防災知識の普及（第 18 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及・啓発【重点施策 7】 ・防災教育の強化【重点施策 8】 ・ハザードマップの作成、地震被害想定調査結果や各種計画による意識啓発【重点施策 9】
	11 防災訓練の実施（第 19 節）	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の防災意識の高揚のための防災訓練の実施【重点施策 5、20、25】 ・医療救護訓練の実施【重点施策 13】 ・応急対応訓練や関係機関等との連携による防災訓練の実施【重点施策 5、20、25】

地域防災計画の「章」	地域防災計画の「節」	主な取組項目
災害時応急活動事前対策の充実（第3章・第4章） （ソフト面の事前対策）	12 県民の自主防災活動の拡充強化 （第16節）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援【重点施策 10、26】 ・企業の防災に関する取組への支援【重点施策 11】
	13 医療・救護・防疫対策 （第9節）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による救護活動の実施への支援【重点施策 12】 ・災害時医療救護体制の整備【重点施策 14】 ・大規模災害時の広域医療搬送体制の整備【重点施策 15】 ・防疫体制の整備
	14 救助・救急、消火活動体制の充実 （第3節）	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急体制の充実 ・消火活動体制の強化【重点施策 30】
	15 警備・救助対策 （第4節）	<ul style="list-style-type: none"> ・警備・救助活動の充実に向けた資機材の整備や訓練の実施
	16 要配慮者等に対する対策 （第7節）	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難・安全確保に関する対策【重点施策 22】
	17 災害時情報の収集・提供体制の拡充 （第1節）	<ul style="list-style-type: none"> ・県民等への情報発信体制の整備【重点施策 23】 ・災害情報受伝達体制の整備
	18 帰宅困難者対策 （第6節）	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策の実施【重点施策 17】
	19 避難対策 （第5節）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営体制の整備
	20 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 （第8節）	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水・食料・生活必需品等の備蓄・調達・供給体制の整備
	21 災害対策本部等組織体制の拡充 （第2節）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の活動体制の強化
	22 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策 （第11節）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の通行・交通規制体制の整備
	23 ライフラインの応急復旧対策 （第13節）	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの応急復旧体制の整備
	24 建築物等対策（危険度判定） （第12節）	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定体制の整備
	25 災害救援ボランティア活動の充実強化 （第17節）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救援ボランティアの活動体制の整備
	26 文教対策 （第10節）	<ul style="list-style-type: none"> ・応急教育対策の実施 ・文化財の保護
	27 広域応援体制等の拡充 （第15節）	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援・受援体制の整備
	28 災害廃棄物等の処理対策 （第4章第10節）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の処理体制の整備
	（第5章） 復興対策 （復旧・復興）	29 被災者支援対策 （第2節）
30 復旧・復興対策 （第1節、第2節）		<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査事業の促進 ・復旧・復興体制の整備

【凡例】（各ページの見方）

○ ○○○○

○ ○○○○	
施策・事業の概要	<p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>※ 施策・事業の背景や意義、主な内容について記載しています。</p>
代表指標	<p>○ ● ● ● ● ●</p> <p>【現況】 ● ● （平成 ● ● 年度） → 【目標】 ● ● （平成 ● ● 年度）</p> <p>※ 減災効果の算出に用いた指標など、代表的な指標を記載しています。</p>

■ ○○○○ 【重点施策○】

実施主体、施策・事業の内容					
県	<table border="1"> <tr> <td>○ ○ ○ ○ ○ 局 ○ ○ 課</td> <td> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p><指標> ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>【現況】 ○ ○ % （平成 ● ● 年度） → 【目標】 ○ ○ % （平成 ● ● 年度）</p> <p>※ 数値目標が設定できる施策・事業について、その指標を記載しています。</p> </td> </tr> <tr> <td>○ ○ ○ ○ ○ 局 ○ ○ ○ 課</td> <td> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>（平成 ● ● 年度まで実施予定）</p> <p>※ 財政支援など、時限が設定されている事業は、戦略改定時点での予定年度を記載しています。</p> </td> </tr> </table>	○ ○ ○ ○ ○ 局 ○ ○ 課	<p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p><指標> ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>【現況】 ○ ○ % （平成 ● ● 年度） → 【目標】 ○ ○ % （平成 ● ● 年度）</p> <p>※ 数値目標が設定できる施策・事業について、その指標を記載しています。</p>	○ ○ ○ ○ ○ 局 ○ ○ ○ 課	<p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>（平成 ● ● 年度まで実施予定）</p> <p>※ 財政支援など、時限が設定されている事業は、戦略改定時点での予定年度を記載しています。</p>
○ ○ ○ ○ ○ 局 ○ ○ 課	<p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p><指標> ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>【現況】 ○ ○ % （平成 ● ● 年度） → 【目標】 ○ ○ % （平成 ● ● 年度）</p> <p>※ 数値目標が設定できる施策・事業について、その指標を記載しています。</p>				
○ ○ ○ ○ ○ 局 ○ ○ ○ 課	<p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>（平成 ● ● 年度まで実施予定）</p> <p>※ 財政支援など、時限が設定されている事業は、戦略改定時点での予定年度を記載しています。</p>				
市町村	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○ ○ ○ ○ ○ を整備する。 ・ ○ ○ ○ ○ ○ を促進する。 <p>※ 記載した取組は、特定の市町村の取組例であり、全ての市町村が実施しているものではありません。</p>				
国	<p>【取組例】</p> <p>（ ● ● 省 ● ● ● ● ● 局 ● ● ● ● ● 事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○ ○ ○ ○ ○ を整備する。 ・ ○ ○ ○ ○ ○ を促進する。 <p>※ 記載した取組は、神奈川県防災会議構成機関の取組例であり、全ての機関が実施しているものではありません。</p>				
事業者	<p>【取組例】</p> <p>（ ● ● 株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○ ○ ○ ○ ○ を整備する。 ・ ○ ○ ○ ○ ○ を促進する。 <p>※ 記載した取組は、神奈川県防災会議構成機関・ライフライン事業者の取組例であり、全ての事業者が実施しているものではありません。</p>				

施策・事業の実施により期待される効果
<p>○ ● ● ● ● ●</p> <p>※ 施策・事業の実施により期待される効果について記載しています。</p>

1-2 都市の安全性の向上（ハード面の事前対策）

1 建築物等の安全確保対策	
施策・事業 の概要	建築物の耐震性を高めることで、地震による被害を大きく軽減することができます。住宅はもちろん、学校や介護関連施設、児童福祉施設、不特定多数の者が利用する建築物など、減災の効果が大きな建築物についても、現行の耐震基準に適合しない既存建築物を対象に、県や市町村の「耐震改修促進計画」に基づいて耐震診断・耐震改修を促進・支援するとともに、県民・事業者に対する知識の普及・啓発を進めます。
代表指標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の耐震化率 【現況】89%（平成25年度） → 【目標】95%（平成32年度） ○ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 【現況】89%（平成26年度） → 【目標】95%（平成32年度） ○ 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 【現況】94%（平成26年度） → 【目標】100%（平成36年度） ○ 家具固定率 【現況】50%（平成26年度） → 【目標】65%（平成36年度） ○ 感震ブレーカー等の設置率 【現況】-% → 【目標】10%（平成36年度）

■ 住宅の耐震化の促進【重点施策1】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 消防課	市町村が行う民間木造住宅等の耐震化事業に対し財政支援を行い、県民の取組を推進する。 (平成32年度まで実施予定)
	県土整備局 住宅計画課	県ホームページに住宅性能表示制度の概要等を掲載するなど、制度に関する普及・啓発を行う。
	県土整備局 建築安全課	耐震診断・耐震知識に関するパンフレットの配布や耐震セミナーや講習会を実施するとともに、市町村の耐震関係補助制度一覧を県ホームページへ掲載し、耐震化に関する普及・啓発を行う。
市町村	【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修状況の進捗を管理し、耐震化を推進していくために、耐震改修促進計画の策定、定期的な見直しを行う。 ・木造住宅やマンション等に対して、耐震診断・耐震改修補助制度を整備する。 ・旧耐震基準の木造住宅に対する防災ベッド・耐震シェルター設置の補助制度を整備する。 ・耐震セミナーの実施や建築士とともに耐震相談会を開催するなど、耐震化の重要性や耐震診断・耐震改修の方法や補助制度の普及・啓発を行う。 ・ホームページ、広報誌で住宅性能表示制度の普及・啓発を行う。 	

■ 教育施設の耐震化の促進【重点施策2、3】

実施主体、施策・事業の内容		
県	県民局 私学振興課	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断を実施する私立学校に対し助成する。
		認定こども園への移行を図る私立幼稚園に対して耐震化工事費の一部を助成する。
	教育局 まなびや計画 推進課	県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）に基づき、県立学校施設の耐震化を進める。 （平成 35 年度まで実施予定）
市 町 村	【取組例】 ・ 公立の小中学校の校舎や屋内運動場の改修、耐震化を行う。	

■ 医療施設、社会福祉施設等の耐震化の促進【重点施策2】

実施主体、施策・事業の内容		
県	県民局 子ども家庭課	児童養護施設等施設整備費補助金を活用して、児童養護施設等の耐震化を進める。
	県民局 次世代育成課	安心こども基金を活用した保育所等の耐震改修・整備を進める。
	保健福祉局 医療課	医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。
	県土整備局 建築安全課	耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物のうち、緊急に耐震化すべき民間建築物として、病院・老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物等に絞り込み、市町村が実施する耐震改修への補助事業に対して支援を行う。 （平成 30 年度まで実施予定）
市 町 村	【取組例】 ・ 医療施設、社会福祉施設の耐震化を行う。 ・ まちづくりセンター、公民館など人が多く集まる公共施設についても、大規模改修や移転整備を進め、耐震性を確保する。	

■ 民間大規模建築物の耐震化の促進【重点施策2】

実施主体、施策・事業の内容		
県	県土整備局 建築安全課	多数の者が利用する建築物等の耐震化を推進する。
	県土整備局 各土木事務所	耐震改修促進法に基づく指導、助言を行う。
市 町 村	【取組例】 ・ 耐震診断義務付け路線を指定し、該当する建築物に耐震診断結果の報告を義務付けるとともに、耐震診断に対する補助制度を整備する。 ・ 所管行政庁と連携するなどして、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を進めるための環境を整備（耐震改修の実施、耐震改修促進法に基づく指導、助言等）する。	

■ 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進【重点施策3】

実施主体、施策・事業の内容		
県	総務局 施設整備課	県庁新庁舎の免震改修工事、本庁舎及び第二分庁舎の津波浸水対策工事、分庁舎の建替え工事を進める。 (平成30年度までに完了予定)
市町村	【取組例】 ・行政の災害応急活動の拠点となる市町村の庁舎・役場や消防庁舎の耐震化を行う。	
事業者	【取組例】 (首都高速道路株式会社) ・高速道路補修基地等の建物の耐震化を推進し、防災拠点としての機能強化を図る。	

■ 非構造部材、屋内収容物等の耐震対策の促進【重点施策4】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	県民や事業者を対象とした各種研修会、パンフレットの配布等を通じて、家具・家電の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。 <指標> 家具固定率 【現況】50% (平成26年度) → 【目標】65% (平成36年度)
	安全防災局 消防課	市町村が行う家具転倒防止器具設置等の住宅安全対策事業に対し、財政支援を行う。 (平成32年度まで実施予定)
	安全防災局 総合防災センター	県内で開催される各種イベントにブースを出展し、パンフレット・リーフレットの配布、防災クイズの実施などを通じ防災意識の普及・啓発を行う。
	県土整備局 都市整備課	屋外広告物の掲出許可申請時に公衆への危害がないよう、屋外広告物の落下防止対策について確認・指導するとともに、継続許可申請時には自主点検を行い、結果を報告するよう指導する。
	県土整備局 建築安全課	耐震診断・耐震知識に関するパンフレットに、ブロック塀の耐震化に関する情報を掲載し配布する。 屋外看板の緊急調査に基づき、落下防止対策に関する指導を実施する。
市町村	【取組例】 ・老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁等における改修工事費用等の一部を助成する。 ・ブロック塀の安全点検、耐震化、生垣への転換を推進するための普及・啓発や、除却工事への補助を行う。 ・自力では家具転倒防止対策が困難な一人暮らし高齢者・障がい者世帯等に対して、申込により家具転倒防止金具の取付けを実施する。 ・地震時の被害を少なくし、身体の安全を確保するため、一人暮らしの高齢者宅に家具転倒防止器具を設置する。 ・災害発生時に避難所となる学校施設に対して、体育館の照明器具や天井・外壁等の非構造部材の耐震化（落下防止対策）を行う。 ・屋外看板の落下防止対策や窓ガラス等の飛散防止対策の指導を行う。 ・公民館や図書館、集会所、体育館など公共の施設に対して、施設内の安全点検を実施し、利用者の安全性を損なう原因を究明する。 ・庁舎の窓ガラス等に飛散防止フィルムを設置するなど、建屋以外の耐震対策を行う。	

■ 建物の防火・不燃化対策の促進【重点施策 24】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	感震ブレーカー等の設置を推進するための普及・啓発を実施する。
	安全防災局 消防課	市町村が行う民間住宅の不燃化事業、感震ブレーカー等設置事業に対し財政支援を行い、県民の取組を推進する。 (平成 32 年度まで実施予定)
市町村・ 消防本部	【取組例】 ・木造住宅を対象に、建物の不燃化または避難時の安全性確保を目的に、改修工事費用の補助を行う。 ・火災による被害が特に大きいと想定される地域において、建築物を「準耐火建築物」以上とする新たな防火規制の導入と、建築物の除却・不燃化建築補助との連動により、面的に建築物の不燃化の促進を図る。 ・感震ブレーカー等の設置推進を行う。	
国	【取組例】 (経済産業省関東東北産業保安監督部) ・LPガスの容器転倒防止策、緊急遮断装置の設置を促進する。	
事業者	【取組例】 (公益社団法人神奈川県LPガス協会) ・会員向け保安講習会等にてガス放出防止器の設置促進を呼びかける。 ・LPガス用マイコンメータの期限管理等を行う。	

施策・事業の実施により期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅等の耐震化や屋内収容物等の耐震対策により、揺れによる被害が軽減され、地震からより多くの県民のいのちを守ることができる。 ○ 災害時に応急活動の拠点となる施設や、地震発生後に避難者を収容する施設等の耐震化により、施設の被害が軽減され、迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となる。 ○ 医療施設や社会福祉施設などの耐震化により、施設の被害や医療活動への支障を軽減することができるとともに、施設利用者である高齢者などの要配慮者のいのちを守ることができる。 ○ 住宅等の被害が抑えられることで、水道や電気などのライフラインの復旧後、早期に元の生活に近い状態に戻ることができるようになる。 ○ 県民の財産の保全と復旧・復興経費の削減が図られる。

2 津波対策	
施策・事業の概要	海岸保全施設等の整備及び維持管理により、比較的発生頻度の高い津波に対しては、沿岸地域を防護し、想定される最大の津波に対しては、浸水域を狭め、津波の到達を遅らせる対策を推進します。また、津波の被害が予測される際に、迅速に情報伝達を行うことができる体制を整備するとともに、津波避難計画や津波ハザードマップ等の作成・啓発、津波避難施設の整備拡充などを通じて、ひとりでも多くの県民が津波から避難できる体制を整備します。
代表指標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波避難計画作成沿岸市町数 【現況】7市町（平成26年度） → 【目標】15市町（平成36年度） （津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている沿岸市町を含む） ○ 津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数 【現況】-市町 → 【目標】15市町（平成36年度） （平成28年度以降新たに津波避難施設を整備した沿岸市町が対象）

■ 津波避難に関する啓発【重点施策18】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	津波対策推進会議を開催し、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難ビルの指定、津波避難看板へのピクトグラムの採用など、取組の検討及び推進を図る。 津波避難に関する意識向上を図るための普及・啓発を実施する。
	安全防災局 消防課	沿岸市町が行う津波ハザードマップの作成等に対し、財政支援を行う。 （平成32年度まで実施予定）
	環境農政局 水産課	津波監視カメラ、津波情報盤の設置を進める。
市町村	【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・最新の津波浸水想定を基に、津波ハザードマップの見直しを行い、住民の津波防災に関する意識向上を図るための普及・啓発を行う。 ・津波監視カメラの維持・管理、海面監視動画のインターネット配信を行う。 	

■ 津波からの一時避難施設や避難路等の整備【重点施策19】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 消防課	沿岸市町が行う津波避難施設や津波避難路の整備等に対し、財政支援を行う。 （平成32年度まで実施予定）
	県民局 かながわ県民活動サポートセンター	災害発生時のボランティア支援や津波避難施設等の機能を有している「かながわ県民センター」について、防潮板など施設・設備等の改修を行う。 （平成29年度までに完了予定）
市町村	【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難ビルの協定を結んでいる民間のビルや新設する民間の建築物において、地域住民が避難できる津波避難施設を確保する目的で、外付け階段などを設置する場合は、その工事費用の補助を行う。 	

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の新設、建替えの際は津波避難ビルとしての機能（屋外階段など）を付与した整備を行う。 ・ 津波避難施設を確保する目的で、マンション等と協定締結を行う。 ・ 津波避難計画において指定し、地域ごとの津波避難計画作成の過程で得た意見をもとに修正している津波避難路の安全を確保するために、避難路沿いにある危険なブロック塀等の改修費用の一部補助を行う。 ・ 津波からの避難を目的とし、高台等へ素早く到達することが可能な津波避難路（階段）を整備する。 ・ 高台等への避難を迅速に行うことができるよう、津波避難の経路に視認性の高い路上シートなど誘導標識を設置する。 ・ 学校施設に津波避難のための非常用屋外階段を設置するとともに、新たな校舎棟（津波避難施設）を建設する。 ・ 公共施設の新設や建替えの際には、津波避難ビルとしての機能（屋外階段など）を付与する。
国	<p>【取組例】 （財務省関東財務局横浜財務事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波発生時に施設を避難者に提供する協定を横浜市と結んでおり、備蓄物資が津波発生時に浸水する可能性がないか検証し、保管場所適正化を図る。
事業者	<p>【取組例】 （中日本高速道路株式会社東京支社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波浸水想定を基に休憩施設における津波からの一時避難施設の整備を行う。

■ 海岸保全施設等の整備【重点施策 21】

実施主体、施策・事業の内容		
県	県土整備局 砂防海岸課	<p>比較的発生頻度が高い津波（数十年～百数十年に1回程度）を対象に、津波による浸水を防止するための施設整備を実施する。</p> <p><指標> 発生頻度が高い津波に対する施設整備を行う海岸数（全7海岸） 【現況】2海岸（平成26年度） → 【目標】7海岸（平成36年度）</p>
	県土整備局 河川課	<p>比較的発生頻度が高い津波（数十年～百数十年に1回程度）を対象に、津波の河川遡上による浸水を防止するための施設整備を実施する。</p> <p><指標> 発生頻度が高い津波に対する施設整備を行う河川数（全7河川） 【現況】-河川（平成26年度） → 【目標】5河川（平成36年度）</p>
市町村	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港や海岸の整備計画を策定し、津波浸水被害に強い漁港・海岸を整備する。 ・ 災害対応力の強化を図り、地震に強い都市づくりを進めるため、緊急輸送路並びに鉄道等に隣接する管理河川の河川施設（護岸等）の地震対策を行う。 	
国	<p>【取組例】 （国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波時に確実な操作を実施するため、水門等ゲート操作の遠隔操作化を実施する。 ・ 津波時の河川施設の操作監視のためCCTV監視設備の整備更新を実施する。 	

■ 津波の被害軽減の取組【重点施策18】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課 県土整備局 都市計画課 流域海岸企画課	最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を、津波浸水想定や基準水位※により、地域の危険度・安全度を住民等に周知し、津波から住民等が円滑かつ迅速に避難することができるよう、津波災害警戒区域の指定に向けて沿岸市町と検討・調整を行うとともに、かながわ都市マスタープランの実現に向けた都市機能の集約化や、自助・共助の取組と連携した防災・減災を明確に意識した都市づくりを推進する。 ※ 津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して定める水位。
市町村	【取組例】	・津波避難計画の作成を進め、作成後、実施・運用する。 ・海拔表示板等の設置や更新を実施する。
国	【取組例】	(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所) ・津波に対する河川管理施設の適切な操作と操作員の安全を確保するため、河川管理施設の操作規則の見直し検討する。 (国土交通省国土地理院関東地方測量部) ・電子基準点(全国に約1,300点設置)によるGNSS連続観測により、全国の地殻変動を監視するとともに、大地震が発生した際には、地殻変動観測の結果から地震発生メカニズムを短時間で推定し、津波規模の予測を支援する。 ・津波対策に必要な土地の標高や地形を国土地理院ホームページの「地理院地図」で公開するとともに、「標高データ」を無償で提供する。 ・標高データを用いて、詳細な地形の起伏がカラー表示された上に、地名や道路、学校等の位置が重ねて表示され、居住地の地形的特徴を直感的に理解することができる「デジタル標高地形図」を提供する。
事業者	【取組例】	(東日本電信電話株式会社) ・津波による浸水被害軽減のために、ビル建物開口部の閉塞、水防扉、水防壁の設置を行い、水防対策の強化を図る。 (東京ガス株式会社) ・津波被害に備えて、相模湾沿岸地域を中心に、2次災害を未然に防ぐための津波ブロック化(ガス遮断)を遠隔で実施できるよう整備を進める。 (湯河原瓦斯株式会社) ・津波の被害から守るために、システムサーバーを上階に移動する。

施策・事業の実施により期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸保全施設等の整備及び維持管理により、津波浸水域や浸水深の減少、津波の到達を遅らせることが可能となり、避難のための時間が確保される。 ○ 津波避難ビルの指定や津波避難施設等の整備により、県民等が避難することができる空間が確保され、迅速かつ適切な避難行動を取ることで、いのちを守ることができる。 ○ 津波の被害軽減により、県民・事業者の財産の保全と復旧・復興経費の削減が図られるとともに、早期の復旧が可能となる。

3 かけ崩れ等の対策の推進

施策・事業の概要	<p>土砂災害は、豪雨や噴火だけでなく、地震の揺れによっても発生し、家屋の倒壊、道路や鉄道などの公共施設やライフラインの途絶等を引き起こす可能性があります。</p> <p>こうした被害を軽減するために、県では、砂防関係事業、治山事業等のハード対策を進めるとともに、土砂災害のおそれがある土地を土砂災害警戒区域等に指定し、市町村ではハザードマップや避難計画などを通じて、地域の危険度や対応策の周知を図るなどのソフト対策を進め、県民のいのちと財産を守ります。</p>
代表指標	<p>○ 急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率 【現況】52%（平成26年度） → 【目標】60%（平成36年度）</p>

■ かけ崩れ等の対策の推進【重点施策6】

実施主体、施策・事業の内容		
県	環境農政局 森林再生課	荒廃した森林を復旧し、また、土砂崩れ等の山地災害を未然に防止するために、治山施設を整備する。
	県土整備局 砂防海岸課	砂防施設（堰堤工・溪流保全工等）の整備を行う。 <指標> 保全される人家の割合 【現況】36.9%（平成26年度） → 【目標】39.5%（平成31年度）
		地すべり防止施設（アンカー工・横ボーリング工等）の整備を行う。 <指標> 保全される人家の割合 【現況】48.1%（平成26年度） → 【目標】53.6%（平成31年度）
	急傾斜地崩壊防止施設（コンクリート擁壁、法枠等）の整備を行う。 <指標> 施設整備率 【現況】52%（平成26年度） → 【目標】60%（平成36年度） 土砂災害警戒区域等の指定を行う。 （平成31年度まで実施予定） <指標> 区域調査数 [※] 【現況】6,611区域(Y区域) 67区域(R区域)（平成26年度） → 【目標】9,000区域(Y区域) 9,000区域(R区域)（平成31年度） ※ 区域調査数（目標）は、現時点で指定が必要と見込まれる区域数であり、今後の現地調査の実施により増減がある。実施目標年度は、基礎調査の状況を見ながら、随時見直しを行っていくことを前提としたものである。	
市町村	【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が指定する急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた協力を行う。 ・ 県が整備する急傾斜地崩壊防止施設の工事費用等の一部負担を行う。 ・ 土砂災害に関する防災訓練の実施により、土砂災害に対する意識の啓発、避難体制の確立を図る。 ・ 土砂災害警戒区域指定後に適宜土砂災害ハザードマップの作成・更新を行い、警戒避難体制を整備するとともに住民へ周知啓発を行う。 ・ 住民からのがけ地及び既存擁壁に関する相談等に適切に対応するとともに、防災・減災につながる有効な方策について整備を行う。 ・ 公有緑地の現場踏査、のり面調査、のり面防護工事を実施する。 ・ 土砂災害を防止するためのパトロールを実施する。 	

国	<p>【取組例】</p> <p>(国土交通省国土地理院関東地方測量部)</p> <p>・地震、地すべり、地盤沈下等に伴う災害への対応として、陸域観測技術衛星 2 号 (ALOS-2) の衛星データを用いて解析した干渉 SAR の画像を公開する。</p>
---	--

施策・事業の実施により期待される効果

- 土砂災害を防止する施設を整備するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進めることで、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策が推進され、あわせて市町村によるハザードマップ作成など警戒避難体制の整備が充実されることにより、県民のいのちと財産を守ることができる。

4 道路、橋りょう、港湾、鉄道等の安全対策

施策・事業 の概要	<p>緊急輸送道路は、救助・救急活動や災害応急対策活動に必要な物資・要員等の広域的な緊急輸送という重要な役割を担っています。そのため、災害時にも被災により使用できなくなるという事態が起こらないよう整備を進めます。</p> <p>緊急輸送道路に限らず、道路・鉄道・海運のネットワークは県民の活動や物流の停滞など、様々な影響をもたらす可能性もあります。橋りょうや電柱、高架駅、漁港・港湾など被害を受ける可能性の高い構造物について、耐震化や冗長性の確保を進めます。</p> <p>地震発生時、中山間地域などでは、道路の寸断等により点在する集落が孤立する可能性があります。通信網も遮断されてしまうと、救助や救援の要請も遅れてしまい、孤立が長引けば、食料や医薬品の備蓄も底をついてしまうかもしれません。そのため、孤立集落が発生しないよう迂回路の確保等の対策を進めます。</p>
----------------------	---

■ 道路・橋りょう・鉄道の整備【重点施策 16】

実施主体、施策・事業の内容		
県	環境農政局 水産課	地震発生時の緊急通行車両等の交通を確保するため、漁業管理者が管理する緊急輸送道路、橋りょうの長寿命化対策を進める。
	環境農政局 農地保全課	災害時の緊急輸送路としての機能や集落孤立防止等に貢献するため、広域農道「小田原湯河原線」の整備を行う。 <指標> 事業進捗率 【現況】55%（平成26年度） → 【目標】100%（平成36年度）
	県土整備局 道路企画課	道路の拡幅や線形改良等、国が直轄事業として実施する一般国道（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）の改築等に要する費用の一部を負担する。
	県土整備局 道路管理課	地震発生時の緊急通行車両等の交通を確保するため、緊急輸送道路の橋りょうの耐震性を高める。
	県土整備局 道路整備課	緊急輸送道路、避難路となる道路や橋りょうの整備を進める。 <指標> 着手・整備継続・完了予定路線数 【現況】IC 接続道路整備 計画路線（4路線） 整備済み（2路線） 着手済み（2路線） 未着手（-路線） 交流幹線道路網の整備 計画路線（32路線） 整備済み（15路線） 着手済み（13路線） 未着手（4路線） （平成26年度） →【目標】IC 接続道路整備 整備継続・完了予定（2路線） 交流幹線道路網の整備 着手・整備継続・完了予定（16路線） （平成36年度）
市町村	【取組例】 （道路の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路の橋りょう、沿道建築物の耐震化を行う。 ・ 未整備や事業中の都市計画道路及び狭あい道路を整備する。 ・ 道路改良に伴うトンネルの新設や改修を行う。

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応力の強化を図り、地震に強い都市づくりを進めるため、トンネルの安全対策を積極的に行う。 ・緊急輸送路下の下水道管のマンホール浮上対策を継続して行う。 ・路面性状調査を行い、その結果に基づき舗装修繕を実施して、良好な通行環境を保つ。 <p>(橋りょうの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路上の橋りょうの耐震補強を行う。 ・橋りょうの定期点検や補修による長寿命化修繕や、耐震補強、落橋防止システムの設置を通じて、安全対策を行う。また、老朽化し、耐震補強が困難な橋は撤去を行う。 ・道路橋の耐震化を行う。
事業者	<p>【取組例】</p> <p>(中日本高速道路株式会社東京支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理道路におけるトラス橋等の特殊橋りょうの耐震補強を行う。 <p>(東日本旅客鉄道株式会社横浜支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の震災などを教訓とした地震対策、首都直下地震に備えた対策、東日本大震災等を踏まえた耐震補強対策を高架橋、橋脚、盛土・切取等に対して行う。

■ 港湾・漁港の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	環境農政局 水産課	<p>地震・津波からの施設の被害を最小限に抑えるとともに、漁業活動の早期かつ安定した再開を図るため、県営漁港の重要な岸壁について、耐震対策を進める。</p> <p><指標> 耐震化率</p> <p>【現況】29% (平成26年度) → 【目標】100% (平成30年度)</p>
市町村	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生時における緊急物資輸送機能を確保するため、岸壁の耐震化を行う。 ・漁港・港湾計画に基づき、岸壁等の耐震対策を推進する。 	

施策・事業の実施により期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生時に斜面崩壊や落石が発生して道路や鉄道が途絶することが防止され、救助や消火、避難、物資輸送を円滑に行うことができるようになる。 ○ 地震発生後に海上交通の早期回復が可能となり、応援部隊や支援物資の搬送ルートを早期に確保することができる。 ○ 孤立集落の発生が抑制され、避難のための移動や支援物資の搬入などを円滑に行うことができる。 ○ 早期に物流が再開され、経済活動への影響の拡大を抑制することができる。

5 計画的な土地利用と市街地整備の促進

施策・事業 の概要	<p>古い建物や放置された空き家は、地震の揺れによって倒壊すれば、居住者や周辺の人々に被害をもたらす恐れがある上に、倒壊した建物が道路をふさいでしまうこともあり、救助・救急、消火活動の妨げになることによって、救えるいのちを失うことにつながる恐れもあります。</p> <p>また、密集した市街地では、地震発生時に同時多発的に火災が発生して延焼が拡大すると、既存の消防力では対応が困難になる可能性があります。</p> <p>県内の老朽建物や密集した市街地等に対して、市街地再開発事業や土地区画整理事業、空き家対策の実施などを通じて、既成市街地の整備を進め、揺れによる被害の軽減、延焼拡大の抑制、避難行動や応急活動の円滑化を促進します。</p>
----------------------	---

■ 市街地の整備【重点施策 28】

実施主体、施策・事業の内容		
県	県土整備局 都市整備課	市街地再開発事業等による土地の高度利用、建築物の耐震化等を進め、既成市街地の再整備を促進する。 <指標> 整備完了地区数 【現況】10 地区実施（平成 26 年度） →【目標】10 地区完了（平成 36 年度）
市町村		【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業等による土地の高度利用、建築物の耐震化等を進め、既成市街地の再整備を促進する。 ・住宅等の建築にあたり、耐火・準耐火建築物へと更新するよう啓発活動等を継続実施し、密集した市街地の整備・改善を推進する。 ・狭あい道路に面する市街地の安全・住環境の向上を図り、土地利用を推進するため、建替等に係る支援制度の創設に向けた検討を行うとともに、道路線形の検討・説明会及び測量等を連携して行う。 ・発災時の火災延焼被害を抑制するため、防火・準防火地域の見直しを行う。 ・空き家等対策の推進に関する特別措置法の公布に伴い、庁内の実施体制を整備し、空き家等対策に係る協議会を組織するとともに空き家等対策計画の策定に取り組む。 ・空き家の実態把握を行う。 ・空き家の所有者等に対する出火等の防火対策の指導を行う。

施策・事業の実施により期待される効果

- 市街地を整備することで、道路の拡幅や建物の更新が進み、地震の揺れによる建物被害の軽減や火災発生時の延焼の拡大を抑制できるほか、消火活動や避難行動が行いやすくなる。
- 空き家対策を進めることで、地震発生時の老朽化した空き家の倒壊による人的被害や道路閉塞などの被害を軽減することができる。

7 ライフラインの安全対策

施策・事業 の概要	<p>上下水道や電気、通信などのライフラインの被害は、発災後の医療活動、消火活動のほか県民の生活にも支障をきたし、人的被害を拡大する恐れがあるほか、経済活動の停滞を招く恐れもあります。</p> <p>関連する施設や管路等の耐震化等を進めるとともに、感震遮断装置の設置など、家庭や事業所での取組も推進していきます。</p>
----------------------	--

■ 上水道施設の整備【重点施策 27】

実施主体、施策・事業の内容		
県	企業局 計画課	<p>県営水道の管轄区域では、災害時に重要となる、災害拠点病院などの重要給水施設への供給管路や基幹管路のほか、基幹浄水場や一次配水池の耐震化を行う。</p> <p><指標> 災害拠点病院（9箇所）の供給管路耐震化率 【現況】63.3%（平成26年度） → 【目標】100%（平成30年度）</p>
市町村		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場、配水池、水道管路など水道施設の耐震化を行う。 ・津波による浸水被害の軽減のため、管理棟やポンプ所の止水対策を行う。 ・県や他市町村と管路の相互融通を進め、災害時でも他市町村等から水が供給できる体制を整備する。 ・水を確保するため、緊急遮断弁設置の配水池や非常用貯水槽等を整備する。 ・非常用貯水槽等によって十分に供給できない市町村においては、着実に災害時の生活用水の確保を行うため、防災井戸の指定に加え、指定防災井戸における手動式ポンプの設置に対し補助を行う。 ・学校プールにて災害時における生活用水の確保を行う。 ・各提供業者との連携及び協定締結の継続・内容精査を行う。

■ 下水道施設の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	県土整備局 下水道課	<p>流域下水道施設の耐震補強工事を実施する。</p> <p><指標> 耐震化率 【現況】54%（平成26年度） → 【目標】69%（平成30年度）</p> <p>ネットワーク幹線の整備（相模川右岸処理場と左岸幹線管渠を繋ぐ寒川平塚幹線の整備）を行う。 （平成34年度まで実施予定）</p> <p>下水道施設の耐津波化（処理場の津波浸水対策及び放流口からの津波侵入防止対策の実施）を行う。</p>
市町村		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場やポンプ場施設など下水道施設の耐震化を行うとともに、浸水域の地域では、耐津波対策を検討する。 ・津波による浸水被害の軽減のため、浄化センターやポンプ場に放流渠ゲート設置等の対策を行う。 ・地域防災拠点などと幹線下水道を結ぶ管渠の耐震化を行う。

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道軌道下の下水道管の耐震化を行う。 ・災害時下水直結式仮設トイレを整備する。 ・下水道法第 16 条における公共下水道管理者以外の者の行う工事等の許認可事務において、耐震性のある可とう性資材の使用を義務付ける。 ・大都市、関東ブロック都県市との災害時の相互支援体制を強化する。
-----	---

■ 非常時のガス供給体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 工業保安課	地震災害が発生した場合の緊急用 L P ガス（液化石油ガス）の供給を確保するため、避難場所等への L P ガスの応急供給体制の確保等を進める。 地震災害時の一般家庭等における L P ガス設備の点検体制や L P ガスの広域避難場所への供給体制の整備を進める。
市町村		【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における L P ガス及び器具の調達に関する協定を、公益社団法人神奈川県 L P ガス協会と締結し、状況に応じた見直しを行う。 ・緊急的に L P ガスを調達した場合を想定した資機材（圧力調整器、ガスホース等）の備蓄を行う。
国		【取組例】 （経済産業省関東東北産業保安監督部） <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業者が所有する古いガス導管（経年管）の耐震管への入替えを促進する。 ・保安上重要な建物敷地内に埋設された需要家資産の経年管の耐震管（P E 管）への入替えを促進する。
事業者		【取組例】 （東京ガス株式会社） <ul style="list-style-type: none"> ・経年ガス管対策を進め、ガス管の耐震化を図る。 （小田原瓦斯株式会社） <ul style="list-style-type: none"> ・低圧ガス管の耐震性の高い管への更新を行う。 （厚木瓦斯株式会社） <ul style="list-style-type: none"> ・ガス管（ねじ継手鋼管、非裏波中圧鋼管）について、耐震性等に優れたガス管への更新を行う。 ・地震等による二次災害防止対策を進めるとともに、防災ブロックの細分化を行い、被災時の供給停止エリアを最小限にする取組を進める。 （秦野瓦斯株式会社） <ul style="list-style-type: none"> ・低圧ガス管について、被覆鋼管の耐震性の低いネジ継手や経年管（被覆なし鋼管）をポリエチレン管に更新する。 （湯河原瓦斯株式会社） <ul style="list-style-type: none"> ・低圧導管の耐震化の向上を進める。 ・中圧導管の整備により、供給区域の防災ブロック化を進め、被災時の供給継続地域の拡大を進める。

電力・通信の支障に対する対策の推進

実施主体、施策・事業の内容		
県	県土整備局 道路管理課	災害時のライフライン機能を維持するため、電線の地中化を促進する。
市町村	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機や投光機等の備蓄推進を行う。 ・住民に対する復旧見込み時期等の情報提供体制の整備を行う。 ・緊急輸送路や特殊街路等の無電柱化を行う。 ・電線共同溝を整備し、電線類の地中化を行う。 	
国	<p>【取組例】</p> <p>(総務省関東総合通信局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に都県、市区町村からの要請に基づいて、移動通信機器を貸与する体制を継続する。 ・総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備して、平時には自治体が行う送信点調査や運用訓練に活用してもらい、災害時に都県、市区町村からの要請に基づいて貸与する体制を継続する。 <p>(経済産業省関東経済産業局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東地方整備局と連携し、無電柱化への取組を実施する。無電柱化により景観の向上、災害時の電柱倒壊の危険性回避や緊急輸送道路の確保などの実現を目指す。 ・電力システム全体を対象とした耐性評価及び代替供給手段を検討する。 ・感震ブレーカー、漏電ブレーカー等による電気火災対策を推進する。 ・内閣府(防災)や防衛省等と連携した、早急な停電復旧対策を導入する。 	
事業者	<p>【取組例】</p> <p>(東日本電信電話株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備等の耐災性の向上(耐水、耐波、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進)を図る。 ・電気通信システムの信頼性向上対策(主要伝送路の多ルート化・ループ化)を実施する。 ・重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策(災害時等の通信そ通のコントロール)を実施する。 <p>(秦野瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電時にも機能を維持するために、重要なガス施設には、UPS及び自動発停型発電機を設置する。 	

施策・事業の実施により期待される効果
<p>断水や停電の影響範囲が縮小され、避難者数を軽減できる。</p> <p>下水処理に係る被害の軽減、ガス供給の継続、通信ネットワークの確保により、県民の生活への影響を抑えることができる。</p> <p>ガスの漏えいが抑止され、県民の安全を確保することができる。</p> <p>電柱の倒壊による道路の通行障害が軽減され、応急復旧活動への影響を抑えることができる。</p> <p>施設の保全と復旧・復興経費の削減が図られる。</p>

8 液状化対策

施策・事業 の概要	<p>県民や事業者が必要な液状化対策を実施できるよう、液状化危険度の予測結果を周知するとともに、液状化対策や土地の履歴に関する情報提供などを行います。</p>
----------------------	---

■ 液状化対策の実施・情報提供

実施主体、施策・事業の内容	
県	<p>安全防災局 災害対策課</p> <p>県民や事業者を対象とした各種研修会等で、地震被害想定調査で想定した地域の液状化危険度について普及・啓発を行う。</p> <p>ホームページ（e-かなマップ）に掲載している、液状化の危険度や土地履歴情報（明治期の地形図）について、広く周知を行う。</p>
市 町 村	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化対策マニュアルや液状化ハザードマップ等により土地の判定方法、対策工法、相談窓口について情報提供を継続する。 緊急輸送路の交通確保を目的に下水道施設の耐震診断（液状化診断を含む）を実施する。
国	<p>【取組例】</p> <p>（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震後の津波による二次被害を防ぐため、堤防耐震対策を実施する。 <p>（国土交通省国土地理院関東地方測量部）</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化や揺れやすさの推定に活用できる「土地条件図」、「治水地形分類図」、「明治期の低湿地データ」、「過去の空中写真・旧版地図」、「標高データ」等を国土地理院ホームページから公開する。
事業者	<p>【取組例】</p> <p>（秦野瓦斯株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化危険度の高い地域に埋設されたガス導管について、優先的に耐震化を行う。

施策・事業の実施により期待される効果

- 県民や事業者の液状化対策が進み、地震発生時の県民の財産の保全につながる。

9 危険物等施設の安全対策

施策・事業 の概要	東日本大震災や十勝沖地震など、過去の大規模地震において石油タンクやガスタンクの火災が発生しました。こうした危険物等を扱う施設に対しても、地震対策を推進していきます。
----------------------	--

■ 危険物施設等の地震対策の推進

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 消防課 危機管理対策課 工業保安課	石油貯蔵施設が所在する横浜市、川崎市、隣接する横須賀市が行う防災対策に対し交付金を交付するとともに、県は防災施設等を整備する。
	安全防災局 工業保安課	コンビナート事業所への立入検査を行う。 <指標> 立入検査事業所数 【現況】51 事業所（平成 26 年度） → 【目標】全事業所（平成 36 年度）
消防本部	【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクの耐震化対策を推進する。 ・流出事故防止のため、老朽化した地下タンク漏洩事故の防止対策措置を推進する。 ・危険物施設への安全指導や立入検査等の実施、ポスター・リーフレットの配布を通して危険物の事故防止対策の強化を図る。 ・各種施設への立入検査や査察時に、老朽化した施設の改善指導や危険物品の除去指導等を実施する。 ・危険物運搬車両及び移送車両への立入検査を実施し、事故防止対策の強化を図る。 ・定期点検や自主点検の実施などの自主保安体制を整備する。 ・危険物施設関係者及び一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会等と災害予防体制を整え、計画の作成・見直しや訓練等を通じた習熟度の向上を図る。 	
国	【取組例】 （経済産業省関東東北産業保安監督部） <ul style="list-style-type: none"> ・球形貯槽等高圧ガス設備の耐震評価を実施するとともに、耐震補強を推進する。 	

施策・事業の実施により期待される効果

- 危険物施設の被害が軽減することで、火災や大気・水質汚染などの影響を抑えることができる。
- 施設の保全と復旧・復興経費の削減が図られる。

1-3 災害時応急活動事前対策の充実（ソフト面の事前対策）

10 防災知識の普及

<p>施策・事業の概要</p>	<p>災害時の被害軽減のためには、県民が日頃から防災に関する知識を習得し、防災イベント等を通じて体験した上で、実際に防災・減災のための対策を実施することが重要となります。また、特に児童・生徒が自然災害に対する正しい知識を身につけることで、児童・生徒自身のいのちを守るだけでなく、家族や地域社会を守ることに繋がります。さらに、その児童・生徒が大人になっても、地域防災に貢献する人材となることが期待されます。</p> <p>県民の防災知識の習得と防災意識の向上のために、平常時から防災に関する知識や災害時の行動について、広報紙やテレビ・ラジオ等による広報や防災イベントを通じて、要配慮者を含めた県民に対して分かりやすい啓発を行います。また、防災知識や防災・減災のための対策について理解を深めてもらうため、防災教育のメニューを充実させます。</p>
------------------------	---

■ 防災知識の普及・啓発【重点施策7】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	<p>事業者との協働事業として、広告掲載による協賛金収入を得て、保管や携帯がしやすいポケットサイズの「かながわけんみんな防災カード」を作成し、地震に備える取組等について普及・啓発を行う。</p> <p>事前に確認・準備しておくべき基本的事項をまとめた「地震防災チェックシート」を作成し、備蓄や家族との話し合い等について普及・啓発を行う。</p> <p>県の地震防災対策の普及・啓発事業に賛同する民間事業者を「かながわ減災サポート店」として認定し、当該サポート店において、県の地震防災対策啓発パネルの掲示やリーフレット等の配布を行う。</p> <p>県民や事業者を対象とした各種研修会等で、「自助・共助・公助」の取組事例や、県・事業者・県民の責務などについて講演を行い、地震災害対策の普及・啓発を行う。</p>
	安全防災局 消防課	市町村が行う防災啓発事業に対し、財政支援を行う。 (平成 32 年度まで実施予定)
	安全防災局 総合防災センター	災害の疑似体験や映像・展示による防災情報の提供を行い、防災知識の普及・啓発を行う。
	県民局 国際課	防災に関するパンフレットや冊子を、やさしい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布を行う。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市町村・消防本部</p>	<p>【取組例】</p> <p>(多様な方法による普及・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、リーフレット、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM、講演会、フォーラム、防災イベント、出前講座などを通じて、防災に関する普及・啓発を行う。 ・ 庁舎見学・職場体験（消防）、防災カレンダーの配布や防災スクール、防災パネル展など様々な形態による防災啓発の工夫を行う。 ・ 子どもや女性向けの防災講座を開催し、防災意識の向上を図る。 ・ 学校施設、福祉施設や自治会等の依頼に基づき、地震体験や起震車の派遣等を行う。 ・ 防災リーダーの育成のための防災講座や、効果的な防災訓練及び住民への指導等を行う。 ・ 災害復旧活動の基本的な考え方や知識等の普及のため、図上訓練や実地訓練等を行う。 ・ 職員向け知識普及策として、気象予報会社社員等を講師として招き、意識向上と知識を高めることを目的として講習会を開催する。 <p>(被害抑制に関する普及・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年消防クラブに対して教育訓練を実施し、初期消火方法やAEDの使用方法など、いのちを守るために必要な知識と技術の習得を図る。 ・ 家具等の転倒防止や窓ガラス等の飛散防止対策の普及・啓発を行う。 ・ 住宅用火災警報器の設置、維持管理等の啓発を行う。 <p>(避難行動・避難生活に関する普及・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報発表時の対応に関する啓発を行う。 ・ 各地区の防災訓練等において、改正された避難勧告等の発令基準の周知・啓発を行う。 ・ 災害時の避難所での健康管理や事前準備、薬の管理など、災害時の健康・栄養・保健活動等に関する知識の普及を行う。 ・ 災害時に家庭内のトイレ被害の状況を想定し、仮設トイレの利用に関する啓発を行う。 ・ 避難所運営委員会による災害時の避難所運営体制強化のための啓発を行う。 <p>(救助・救急、医療に関する普及・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生・児童も含む住民に対して計画的な応急手当の普及・啓発を行い、より多くの応急手当が可能なバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）の育成及び質の向上を図る。 ・ 自治会の方を対象に、消火器の取扱い、簡易担架を使った搬送方法、三角巾の取扱い、家具転倒防止器具の設置方法についての訓練を行う。 ・ 地域の医療機関情報をまとめたマップの内容を更新し、在宅医療を加味して、全戸配付を行う。 ・ 災害医療体制や災害拠点病院の位置づけや役割について広報し、普及・啓発を行う。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国</p>	<p>【取組例】</p> <p>(財務省関東財務局横浜財務事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した自治体に対して、災害時の融資や補助制度に関する情報提供を行う。 <p>(経済産業省関東経済産業局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCP策定推進に向けた説明会の開催及び各支援機関を通じて策定支援を実施する。 ・ エネルギー基盤の強靱化に資する先進的な取組を実施している民間企業及び自治体の事例やエネルギー基盤の強靱化に関する最近の動き等について取りまとめ、普及・啓発を実施する。 <p>(経済産業省関東東北産業保安監督部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインやパンフレットによる、大規模地震発生時に取るべき行動の普及・啓発を行う。 ・ 過去の災害教訓を反映した安全装置付き電気及びガス機器の開発、普及を行う。

国	<p>(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや報道機関を通して、河川施設の被害の状況や対応状況に関する情報を発信するための体制を整備する。 <p>(国土交通省国土地理院関東地方測量部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私たちが住んでいる土地と災害－自然災害と地図の役割－」、「日本列島の動きを見張る」、「地震・火山と大地の動き」等の出前講座を実施し、防災知識の普及を行う。 <p>(気象庁横浜地方气象台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波から身を守る基礎知識についての出前講座・講演等に、引き続き取り組む。
事業者	<p>【取組例】</p> <p>(東日本電信電話株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤルの定着化活動を行う。 <p>(日本赤十字社神奈川県支部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民及び県内在勤者に対し、「減災セミナー」を行い、減災思想の普及を図る。 <p>(東京ガス株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政等の防災訓練に参加・協力し、マイコンメータの働き、復帰方法等を周知・啓発する。 <p>(厚木瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政・自治会等の防災訓練に参加・協力し、災害時の事業所の対応や備えについて説明を行う。 <p>(秦野瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会単位で行われる地震防災訓練に参加し、デモ及び体験を通じて住民に防災知識を普及する。 <p>(湯河原瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントでの都市ガスの防災対策についての掲示及び説明を行う。 <p>(公益社団法人神奈川県LPガス協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベント等への出展や、協会ホームページ、チラシ、グッズを通じて、地震発生時に取るべき行動やマイコンメータの働き、復帰方法等を周知・啓発する。

■ 防災教育の強化【重点施策8】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	<p>県内小中学校等の教員を対象に「地域防災力の強化に向けた研修」を実施する。</p> <p>(平成 31 年度まで実施予定)</p> <p><指標> 研修受講校数</p> <p>【現況】 - 校 (平成 26 年度) → 【目標】 1,340 校 (平成 31 年度)</p>
	安全防災局 消防課	<p>市町村が行う防災教育に対し、財政支援を行う。</p> <p>(平成 32 年度まで実施予定)</p>
	教育局 総務室	<p>災害図上訓練 (D I G) 等の生徒参画型の実践的な防災訓練の各県立学校での実施を推進する。</p> <p>教職員の防災・減災の指導力向上を図るための研修を実施する。</p>

市町村・消防本部	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災や阪神・淡路大震災の発生日等に合わせ、映像や読み物資料、県作成の資料、気象庁作成のDVDを用いて、防災教育を行うとともに、防火や津波に関する啓発も行う。 ・小中学生を対象として、神奈川県総合防災センターの見学や消防署見学、職場体験、出張授業を実施する。 ・小中学校において、避難訓練の事前・事後指導を行い、防災意識の高揚と具体的な行動につながる防災知識の普及を図る。 ・社会、理科、保健体育、総合的な教育の時間等の教科指導を通して防災・減災教育を行う。 ・地域防災訓練への児童・生徒の参加の工夫を行う。 ・小中学校の中に、安全教育や防災教育に関する推進校を指定するほか、市町村の防災教育カリキュラムの各学校への周知と活用を推進する。 ・各学校で作成した分かりやすい防災資料や防災マニュアルを小中学校、PTA、家庭に配付し、防災の取組を広げる。 ・学校に防災連絡員を配置し、学校が行う防災活動への助言や防災教育の講師等を行う。 ・学校の防災に関する防災教育研修等に教職員を参加させる。 ・防災教育・学校安全に関する優れた取組の情報収集、発信を行う。
国	<p>【取組例】</p> <p>(気象庁横浜地方気象台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員向け研修での講師や、気象庁作成リーフレットの配布等、学校における地震防災教育の支援に取り組む。

■ ハザードマップの作成、地震被害想定調査結果や各種計画による意識啓発【重点施策9】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	県民や事業者を対象とした各種研修会等で、地震被害想定調査結果や各種計画等を用いて、地震災害に関する意識啓発を行う。
	安全防災局 消防課	市町村が行う各種ハザードマップ等の作成に対し、財政支援を行う。 (平成32年度まで実施予定)
市町村	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が指定した土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップ等を用いて適切な避難体制の整備が図れるよう各世帯への配布や周知・広報を行う。 ・県による最新の調査結果に基づき、各種ハザードマップを更新し、住民への周知を図る。 ・主要駅等の不特定多数の人が集まる地区や住宅密集地等について、各地区の災害リスク及び今後の防災の取組の方向性などを取りまとめている計画の周知を行う。 ・多岐に渡る災害リスク情報を一元化したマップを通じて、地域や個人に対して災害リスク及び取組の周知を行う。 	
国	<p>【取組例】</p> <p>(国土交通省国土地理院関東地方測量部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東管内の都県が開催する市町村の防災課長会議等で、「防災対策に有効な地理空間情報」や「災害時に国土地理院が提供する地理空間情報」の紹介を行う。 	

施策・事業の実施により期待される効果
<p>○ 講演会や啓発資料などを通じて、より多くの県民に、防災・減災のための取組や、地震発生後の対応等に関する普及・啓発が進むことで、防災対策を実行に移す県民が増え、地震による人的被害が軽減されるとともに、地震発生後の生活の支障を軽減することができるようになる。</p>

11 防災訓練の実施	
施策・事業の概要	<p>災害が発生した後、人命の救助・救急活動や、津波からの避難行動、初期消火活動など、自分や周囲の人々のいのちを守る行動を迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から備えておくことが重要です。そのため、行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も防災訓練を実施・経験してもらうことで、地域の災害対応力の向上を図ります。</p> <p>また、東日本大震災のように、被災地域だけで対応できない、広域で甚大な被害が発生する大規模地震に備えて、国や近隣都県などと連携を行うための訓練も実施します。</p>
代表指標	<ul style="list-style-type: none"> ○ シェイクアウト訓練の参加者数 【現況】120万人（平成26年度） → 【目標】200万人（平成30年度） ○ 津波避難訓練の実施率 【現況】73%（平成26年度） → 【目標】100%（各年度） (津波避難訓練実施市町数/15(沿岸市町数))

■ 県民の防災意識の高揚のための防災訓練の実施【重点施策5、20、25】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	<p>地震発生時に安全確保行動を行えるよう、県民・事業者・行政機関等に広く参加を呼びかけ、「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を行う。</p> <p><指標> 訓練参加者数 【現況】120万人（平成26年度） → 【目標】200万人（平成30年度）</p> <p>「ビッグレスキューかながわ（県・市町村合同総合防災訓練）」や津波対策訓練を実施する。</p>
	安全防災局 消防課	<p>市町村が行う住民参加の防災訓練に対し、財政支援を行う。 (平成32年度まで実施予定)</p>
市町村・消防本部	<p>【取組例】 (避難、救助・救急に関する防災訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間避難訓練や発災型避難訓練、旅行者・海水浴客を交えた津波避難訓練、要配慮者対策を加味した防災訓練など、様々な特徴ある防災訓練を実施する。 ・ 津波避難について、住民及び海浜利用者への普及・啓発を図るとともに、救助訓練においては、警察や消防、ライフセーバーとも連携して実施する。 ・ 夜間の地域特性に応じた避難訓練を実施し、地域防災力の強化及び地域住民の自助意識の向上を図る。 ・ 大規模火災発生時における避難場所への避難訓練を実施する。 ・ 保護者等と児童・生徒の引き渡し訓練を含む、小中学校や幼稚園、保育園での防災訓練（避難訓練等）を実施する。 ・ 緊急地震速報の報知音のCDを配布し、児童・生徒が報知音を聞いて、自分で判断し、適切な避難行動がとれるよう、予告無しの訓練を実施する。 ・ 福祉施設で自衛消防訓練や要配慮者の避難訓練を実施する。 	

市町村・消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会で避難場所参集訓練、情報伝達訓練等の訓練を行う。 ・地域全体の防災意識を高めるため、学校に自治会主催の避難所開設訓練への参加を呼びかけ、地域や関係団体等と学校の協力を促進する。 ・自主防災組織の訓練において、避難訓練や消火訓練、救出・救護訓練等を実施し、地域防災力の向上を図る。 <p>(安全確保に関する防災訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校でのシェイクアウト訓練の実施、事業者シェイクアウト訓練への参加の呼びかけを行う。 <p>(消防に関する防災訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治会に、大規模震災時に住民が消火栓を使用して初期消火活動を行う移動式のホース格納箱やスタンドパイプの訓練を実施する。 ・消防団の非常招集訓練や、ホース中継訓練、ポンプ操法訓練、水防訓練などを実施し、消防団の対応力を強化する。
----------	--

■ 医療救護訓練の実施【重点施策 13】

実施主体、施策・事業の内容		
県	保健福祉局 健康危機管理課	「ビッグレスキューかながわ（県・市町村合同総合防災訓練）」を実施する。
		「大規模地震時医療活動訓練」を通じて、災害拠点病院の防災訓練への参加を支援する。
市町村		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、柔道整復師会、赤十字奉仕団、臨時救護所近辺の自治会、行政など複数団体の参加により、臨時救護所への医師派遣要請訓練、薬剤師会への医薬品要請訓練、トリアージ訓練、災害救護訓練など各種防災訓練を実施する。 ・自治体の医療調整チーム及び医療調整班の活動マニュアルに即した訓練を、関係機関と定期的に行う。 ・自治体立医療機関においては、災害対応訓練を実施し、院内の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携体制を強化する。 ・地域連携災害対応訓練を通じて、医療圏での災害対応に係る連携体制をさらに強化する。
国		<p>【取組例】</p> <p>(防衛省南関東防衛局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ビッグレスキューかながわ」に参加し、米軍が訓練参加する際の医療救護所での通訳支援を行う。

■ 応急対応訓練や関係機関等との連携による防災訓練の実施【重点施策 5、20、25】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 工業保安課	高圧ガス地震防災緊急措置訓練を実施する。
	各地域県政総合センター	市町村や関係機関と連携して訓練等を行い、地震災害に対する体制及び連携の強化、対応力の向上を図る。
		大規模災害発生時に、広域防災活動拠点における災害対策活動を速やかに行えるよう訓練を実施するとともにマニュアルの内容を検証し、対応力の向上を図る。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市町村・消防本部</p>	<p>【取組例】</p> <p>(避難所運営に関する防災訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職員による避難所の開設、物資搬送、情報伝達訓練を行う。 ・避難所運営委員会による避難所開設・運営訓練を行う。 <p>(避難誘導に関する防災訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職員による津波対応のための避難誘導訓練、情報伝達訓練を実施する。 ・学校は避難訓練と教育委員会への被害状況報告、教育委員会は情報収集と支援及び指示の訓練を行う。 ・ターミナル駅等での帰宅困難者対策訓練を実施する。 <p>(初動体制確立に関する防災訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職員による緊急参集訓練、災害対策本部設置訓練を実施する。 ・災害時職員行動マニュアルを基本に、図上訓練を実施し、マニュアルを見直すとともに、災害時に迅速かつ円滑な行動が、指揮本部、地区拠点本部ごとにとれるように、平常時からの備えを強化する。 <p>(組織連携に関する防災訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練の実施により、国、県、市町村、住民（及び自主防災組織等）、防災関係機関、事業所、ボランティア団体など幅広い参加を促進し、地域社会相互間並びに行政との連携強化、災害対応の知識の向上を図るとともに、防災関係機関及び九都県市相互の連携の強化、検証も行う。 ・県内他市町村の消防本部・消防団と連携を強化するための合同訓練を実施する。 ・防災関係機関等との連携による実践的な図上訓練を継続的に実施する。 ・防災協定締結団体と、締結内容に応じた個別訓練を実施する。 <p>(支援、ボランティアに関する防災訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練に、通訳・翻訳等のボランティアも参加してもらい、災害多言語支援センターの設置訓練を行う。 ・総合防災訓練に、手話通訳者を交え、聴覚障がい者への意思伝達訓練を行う。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国</p>	<p>【取組例】</p> <p>(警察庁関東管区警察局神奈川県情報通信部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県警や関係機関等との連携による防災訓練を実施する。 <p>(総務省関東総合通信局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東地方非常通信協議会と連携した、国・都県・市区町村等による通信訓練等を行う。 <p>(財務省関東財務局横浜財務事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練とあわせて、消防署職員を招き、消火器の使用方法等の体験訓練を実施する。 ・大規模災害が発生した場合に発出する「金融上の措置」に関して、災害発生を想定した発出訓練を日本銀行横浜支店と連携し、定期的実施する。 ・大規模地震及びそれに伴う火災発生を想定した防災・避難訓練を、消防署監視のもと合同庁舎全体で実施する。 ・避難訓練とあわせて、シェイクアウト訓練を実施する。 <p>(経済産業省関東東北産業保安監督部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東、北陸等の防災連絡会が主催する広域防災訓練に参加する。

<p>国</p>	<p>(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、関係市町村の参加による流域協議会を開催し、大規模土砂災害を想定した防災訓練の実施及び大規模土砂災害時の連携や役割分担をとりまとめた連携要領の作成等を行い、危機管理体制の強化を推進する。 <p>(国土交通省国土地理院関東地方測量部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震等による被害を想定し、災害対策図作成訓練、情報伝達訓練、避難訓練等を定期的実施する。 <p>(気象庁横浜地方气象台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練電文による地震情報や津波警報等の発表・伝達を伴う訓練を継続して実施する。 ・訓練電文による東海地震関連情報の発表・伝達を伴う訓練を継続して実施する。 <p>(海上保安庁第三管区海上保安本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、防災訓練を実施する。
<p>事業者</p>	<p>【取組例】</p> <p>(東日本旅客鉄道株式会社横浜支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車が駅間に長時間停車した場合を想定し、乗客を救助するための「降車誘導訓練」を実施する。 <p>(中日本高速道路株式会社東京支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震等の発生を想定し、災害対策本部立上げ訓練、情報収集・提供訓練、災害対策基本法に基づく道路啓開訓練などの防災訓練を実施する。 ・国土交通省や関係自治体と災害情報共有を主目的とした訓練を実施する。 <p>(首都高速道路株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震等の発生を想定し、災害対策本部における情報収集・受伝達訓練、非常参集訓練、災害対策本部立上げ訓練などを行う。 ・高速道路が被災した想定で、関係機関と連携して緊急交通路・緊急輸送路としての機能を確保することを目的とした訓練を実施する。 <p>(東京ガス株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の各事業所が協力して、シェイクアウト訓練を行う。 ・全社員参加の防災訓練を実施する。 <p>(厚木瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の社内対応訓練（緊急出動／伝達訓練・防災班ごとの対応訓練等）を行う。

施策・事業の実施により期待される効果

- 県民や事業者、並びに県や市町村などの防災関係機関の職員が、各種訓練の経験を通じて、防災意識の高揚や防災知識の習得、防災関連機器の使用能力の向上を図ることで、災害対応力が向上し、被害の軽減につながる。

12 県民の自主防災活動の拡充強化

施策・事業の概要	<p>地震発生時に県民や事業者が「自助」・「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難、消火活動を行うことができるよう、日頃から防災・減災の対策に取り組むための支援を行います。</p> <p>また、災害に立ち向かうためには、日頃からの県民同士の付き合いや地域の集まり、事業者間の協働といった強い連携や、訓練や資機材の充実による消防団の能力の向上、自主防災組織の活動の促進が必要です。災害時に備えて、日頃から地域の連携強化に取り組めます。</p>
代表指標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の活動カバー率 【現況】79%（平成25年度） → 【目標】100%（平成36年度） ○ 自主防災組織の訓練回数 【現況】6,566回（平成25年度） → 【目標】7,400回（平成36年度） ○ 消防団の装備の基準（消防庁告示H26.2.7改正）に基づく安全確保のための装備の整備率 【現況】75%（平成26年度） → 【目標】100%（平成36年度）

■ 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援【重点施策10、26】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	自主防災組織の活動への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リーダー等への女性の参画を促すため、普及・啓発を実施する。
	安全防災局 消防課	市町村が行う消防団の施設・資機材整備、訓練等に対し、財政支援を行い、消防団の強化を図る。 （平成32年度まで実施予定） <指標> 消防団の装備の基準（消防庁告示H26.2.7改正）に基づく安全確保のための装備の整備率 【現況】75%（平成26年度） → 【目標】100%（平成36年度）
		市町村が行う自主防災組織の資機材整備、訓練等に対し、財政支援を行う。
		消防団の加入促進のため、「消防団応援の店」制度を導入するなどの啓発活動を行う。
	安全防災局 消防学校	消防団員が消火・救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防団員に対する教育訓練を行う。
安全防災局 総合防災センター	自主防災組織リーダー等を対象に研修を行い、防災に関する知識、技術を習得させるとともに、防災意識の向上や防災行動力の強化を図る。	
市町村・消防本部	【取組例】 （啓発・教育） <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の防災資機材等の整備や消防団への加入促進の啓発を行う。 ・女性防火防災クラブに対し訓練指導等を行い、地域の防災力向上を図る。 ・地域の防災対応力の向上を目指し、各自主防災会から選出された防災委員等を対象に防災リーダー養成講習会を実施する。 	

市町村・消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織リーダー等研修会を通じて、簡易救出・搬送訓練・避難所運営図上演習等を行う。 ・消防団員に対して、礼式訓練、普通救命講習、外部機関の研修参加、新入団員教育等を通じ、基本的な消防技術の習得、規律の保持及び共同精神の寛容を図り消防の任務を遂行できるように教育を実施する。 ・消防本部及び協力団体と消防防災のイベントを実施する。 ・防災課題のある地域の自治会役員や地域住民とまち歩きやワークショップ行い、実際に問題点となっている箇所の確認を行うとともに、学識経験者の講演等を通じて地域の防災まちづくりの重要性を再認識してもらう。 ・避難所の運営方法の検討、防災訓練の共同等を自治会主導で考えてもらい、防災意識の向上を図る。 ・災害現場での消防団との情報共有のため、双方向の通信手段を確保し、情報伝達体制の強化を図る。 <p>(活動への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の組織化促進と合わせ、指導・研修・訓練の実施や防災資機材等の整備に対する支援を行う。 ・自主防災組織へスタンドパイプ資機材を配付する。 ・初期消火器具整備を希望する自治会町内会から申請を受け、費用の一部を補助する。 ・自治会に消火器具の貸与・設置を行い、放水訓練を実施する。 ・消防団施設を強固な構造に再建したり、消防団の使用する防災資機材等の整備の一環としてホースの購入や車両の更新を行うなど、地域消防力の強化を図る。
----------	--

■企業の防災に関する取組への支援【重点施策 11】

実施主体、施策・事業の内容		
県	産業労働局 中小企業支援課	中小企業者・団体、中小企業支援担当者を対象に、BCP の作成支援、事例集の作成、セミナーを実施する。
市町村・消防本部		<p>【取組例】</p> <p>(防火に関する取組への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動や防火指導、普通救命講習などを通じた、防火安全体制や救護体制の確保及び住宅火災予防体制の強化を行う。 ・消防計画に基づき消防訓練を実施して、消防隊が指導をし、技術及び意識の高揚を図る。 ・民間企業等で結成される消防活動の協力団体に対する研修や協力体制強化を図る。 ・各事業所への防火管理体制や防火安全対策の充実を図り、災害予防を推進する。 <p>(救助・救急に関する取組への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等が設置した AED について、事業者の承諾を得て住民に周知することで「救命の連鎖」の構築を支援する。 <p>(事業継続、企業防災に関する取組への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の防災に関する対策ガイドブックやポスター等、必要に応じたパンフレットの作成を行う。 ・パンフレットの配布やメールマガジン等により BCP 策定の促進に向けた普及・啓発を行う。 ・BCP 策定後の事業継続訓練や自主防災訓練等の実施に向けた普及・啓発及び支援を行う。

施策・事業の実施により期待される効果

- 地域住民による自助・共助の活動を活性化させることで、地域防災力が向上し、災害に強い地域づくりが促進される。
- 災害時に活動できる人材の育成を通じて、日頃から地域防災の中心的役割を担う防災リーダーが生まれ、地域防災力が向上する。
- 民間企業の防災意識が高まり、資産の保全と復旧・復興経費の削減が図られるだけでなく、地域の応急活動や復旧・復興活動への早期の支援も期待できるようになる。

13 医療・救護・防疫対策

施策・事業の概要	<p>大規模な地震により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などにより、県内の医療機関だけでは十分な医療を提供できない事態も起こりかねません。</p> <p>そこで、県内外の災害医療に対応できる人材・組織の育成や関係機関との連携、病院施設の設備充実や医薬品の備蓄促進、搬送体制の強化などに取り組みます。</p>
-----------------	---

■ 地域住民による救護活動の実施への支援【重点施策 12】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	県民の救護能力の向上を図るための普及・啓発を実施する。
	安全防災局 消防課	市町村が行う住民向けの救命講習に対し、財政支援を行う。 (平成 32 年度まで実施予定)
市町村・ 消防本部	【取組例】	<ul style="list-style-type: none"> 救命講習会を開催し、応急手当の技術を広く住民に普及して、災害時における住民の自主救護能力の向上を図る。 地域住民による救命サポート隊を組織し、救急車到着前の救命活動を担ってもらえるよう地域防災の意識及び自主救護能力の向上を図る。 救急医療週間の活動の一環として、救急車の展示や応急手当の普及・啓発活動等を行い、住民の救急医療に対する意識の高揚、救急医療・救急業務等に対する正しい理解の向上、救急車の適正な利用の普及・啓発等を行う。 地域の医療機関情報をまとめたマップの内容を更新して、在宅医療を加味し、全戸配付（転入者には住民登録の際に随時配付）を行う。 公共施設等への AED 設置を進め、住民に対する AED 設置場所の周知を図る。

■ 災害時医療救護体制の整備【重点施策 14】

実施主体、施策・事業の内容		
県	ヘルスケア・ ニューフロン ティア推進局	<p>県民の薬歴やアレルギー情報などの健康・医療情報を、県が構築する健康・医療情報プラットフォームに蓄積し、災害時の救護活動等における活用を目的として、蓄積した情報を市町村や医療機関に提供する。(ヘルスケア ICT システム (マイ M E - B Y O カルテ) の取組)</p> <p><指標> システム利用者数</p> <p>【現況】 - 万人 (平成 26 年度) → 【目標】 50 万人 (平成 30 年度)</p>
	保健福祉局 医療課	救急医療体制の課題である搬送時間 (治療開始時間) の短縮による救急医療体制の充実・強化の方策として、ヘリコプターの特性を活かした搬送システムを整備する。
	保健福祉局 健康危機管理課	<p>大規模災害発生時における医療救護活動を円滑かつ効率的に実施するため、地域における医療救護体制の強化を図る。</p> <p>大規模災害時に備えた研修・訓練を実施するほか、県医療救護本部の情報通信体制の強化を図る。</p>

県	保健福祉局 健康危機管理課	DMAT の訓練参加経費及び災害時における DMAT 活動経費について支援する。
		災害拠点病院の施設整備に対する費用の補助を行う。
		県医療救護本部及び医療救護関係機関において、災害時にも機能する MCA 無線・衛星電話等を整備するほか、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の加入の推進及び運用により、情報通信手段の多重化を図り、災害時においても確実に使用できるよう通信訓練を実施する。
		災害時における重症・重篤患者の受入れ・治療に当たる災害拠点病院としての役割を果たすための、自家発電装置等の施設整備や医療資器材等の設備を充実させる費用を補助する。
		災害医療の技術や知見を持つ神奈川 DMAT の整備を行うことで、災害発生時における医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療確保を図る。
		災害時における医療救護活動を迅速・円滑に実施できるよう、知識や医療技術の習得と向上を図る。
保健福祉局 保健予防課	災害時に精神科医療及び精神保健活動が円滑に実施できるようにするため、かながわ DPAT の体制を整備する。	
	大規模災害時に備え、精神保健活動の基本的事項等を理解するため研修を開催し、かながわ DPAT の質の向上を図る。	
保健福祉局 薬務課	災害時の迅速・適切な情報伝達手段の確保のため、県内の医薬品卸売業者営業所等に設置している MCA 無線装置の通話訓練を実施する。	
市町村・ 消防本部	<p>【取組例】</p> <p>（組織編成や仕組みの見直し等による体制の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に神奈川 DMAT と協力し、効率的な救急活動を行うため、日頃から市町村内の病院と調整を図る。 ・神奈川県災害協力指定病院との連携、神奈川 DMAT-L との連携を図る。 ・医療救護所を各地域の実情に即した場所に設置するなど、医療救護体制を整備する。 ・地域災害医療コーディネーターの選出、地域災害医療対策会議への参加などを行う。 ・薬剤師会や医薬品卸売業者と協定を締結し、医薬品等の備蓄・調達・供給体制を整備する。 ・地域の実情に即した医療救護体制の整備、連帯強化を図る。 ・災害拠点病院としての地域での位置づけや役割について、理解を広める。 <p>（連絡、通信、情報システムに関する機能強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の医療担当の班で医療情報の収集を図るとともに、被害状況等の各種情報を総括担当の班に集約し、情報の分析、提供できる体制をもとに、全庁において図上訓練を継続して実施する。 ・発災後、市町村と医師会が連携して、医療機関の診療可能科目等の情報収集と発信を行えるよう体制を整備する。 ・災害拠点病院、災害時救急病院及び医療関係機関に配備した非常用通信機器を使い、実践的な想定の情報受伝達訓練を定期的に行う。 ・市町村内の病院及び医師会、薬剤師会等の関連団体及び機関と、通信手段等の連絡体制の強化を図り、通信訓練を継続して実施する。 ・医療施設間の連絡手段確保体制、専門医療や病院に関する情報提供体制の整備を行う。 	

市町村・消防本部	<p>(医療活動や避難に係る訓練、研修等の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドクターカー及びDMAT、災害拠点病院との連携のための合同研修・訓練を実施する。 ・市町村内の救急指定病院との合同訓練を実施するとともに、災害拠点病院と会議を開催し、相互理解を深め、連携について協議を行う。 ・市町村の医療調整班等の活動マニュアルに即した訓練を、関係機関と定期的で開催する。 ・地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域医療センター、市町村での災害時医療研修会を実施する。 <p>(マニュアル整備による体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町や地域の医療関係機関と災害時医療救護ガイドラインを作成し、災害時の連絡方法や活動内容等を共有化する。 ・医療救護所活動マニュアルを整備する。 <p>(物資、資機材の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の設置が予定されている小中学校等に備蓄している、医薬品や衛生資機材等を更新する。 <p>(自治体立病院（公立病院）による取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMAT 指定病院として認定を受け、トリアージ訓練を実施する。 ・病院独自のBCPの充実を図るとともに、感染対策BCP訓練を実施する。 ・受水槽、井戸により、医療機関における水を確保するとともに、緊急時に給食業務を支援する委託契約を締結し、災害時の食料を確保する。 ・自治体立医療機関においては、災害時の医療提供体制を確保するため、災害時の傷病者受け入れに資する備蓄品等の充実を図る。 ・津波・土砂崩れ等で幹線道路が使用できない等、病院が孤立した想定の自助避難訓練を実施する。
事業者	<p>【取組例】</p> <p>(日本赤十字社神奈川県支部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護資機材の整備、救護班要員の養成を行うとともに、関係機関との連携を強化する。

■ 大規模災害時の広域医療搬送体制の整備【重点施策 15】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	ヘリポートの確保やヘリコプターの臨時離着陸場の指定にあたり、自衛隊や県警察等の関係機関との調整を図るなど、災害時に使用できるヘリポート確保のために必要な助言や情報提供を行う。
市町村・消防本部	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の総合防災訓練の一環である広域医療搬送訓練に参加する。 ・医療従事者との協議会により、災害医療との連携、広域応援体制の円滑化について協議を行う。 ・EMISに参加し、災害時に最新の医療情報を関係機関に提供できる体制作り及び職員が利用できるよう訓練を実施する。 ・市町村内の全病院がEMISに登録することを推進し、情報提供体制の整備に向けた研修等を継続して行う。 	

■ 防疫体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	保健福祉局 健康危機管理課	大規模災害発災時における感染症等の発生を防ぐため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく措置を確実に実施する。
市町村	【取組例】 ・食中毒や感染症等の予防、隔離部屋等の設置やその他感染症拡大防止、衛生資材等の調達等、災害対策本部と連携をとりながら環境整備を行う。 ・保健師等の専門職が、避難生活施設運営者に対して衛生管理に係る指導・啓発を実施する。	

施策・事業の実施により期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害初動期に医療資源が不足する中においても、迅速な資源の調整や応援の受入れにより、早期に医療救護の体制を整えることができる。 ○ 広域医療搬送体制を整備することにより、域内・域外の傷病者搬送の迅速化が図られる。 ○ 県民への救護活動の知識に関する啓発を通じて、医療機関に頼ることなく、救護活動が迅速に実施できるようになり、救えるいのちが増える。

14 救助・救急、消火活動体制の充実

施策・事業 の概要	<p>地震による被害や地震火災が発生した際、救助・救急活動や消火活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動や搬送に係る人材や資機材、消火活動に係る消防水利などの充実を進めます。</p> <p>また、関係機関が連携して、適切な対応を取れるよう連携強化を図ります。</p>
----------------------	---

■ 救助・救急体制の充実

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 消防課	<p>市町村が行う消防広域化等に必要な施設・設備等に対し財政支援を行い、広域化を推進することで、市町村消防の体制強化を図る。</p> <p>(平成 32 年度まで実施予定)</p> <p><指標> 消防の広域化や消防指令センターの共同運用に参加する市町村数</p> <p>【現況】 13 市町村 (平成 26 年度) → 【目標】 22 市町村 (平成 30 年度)</p>
		<p>市町村が行う消防広域応援に必要な施設・資機材の整備等に対し、財政支援を行い、一市町村の消防力を超えた災害発生時の県内消防広域応援体制の強化を図る。</p> <p>(平成 32 年度まで実施予定)</p>
	安全防災局 消防学校	<p>消防職員が消火・救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防職員に対する教育訓練を行う。</p>
市町村・ 消防本部		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全救急隊員が年間を通して病院で研修を受け、資質の向上を図る。 ・新規採用・資格取得を進め、病院実習や追加講習を受講することで、救急救命士の養成及び技術向上を図る。 ・救急処置拡大に伴い、救急救命士の更なる知識・技術・資格取得の継続と大規模災害分野での知識・技術の充実強化を図る。 ・指導救命士の養成や特別救助隊新設に伴う隊員の養成を行う。 ・救急隊の適正配置及び増隊の検討を行う。 ・多数傷病者対応資機材の整備を行う。 ・災害時に神奈川 DMAT と協力し、効率的な救急活動を行うため、日頃から市町村内の病院との調整を図る。 ・メディカルコントロール協議会を通じた救急活動用のガイドラインの作成及び改訂を継続するとともに、トリアージ訓練を実施する。 ・負傷者の搬送、医薬品、救援物資の搬送訓練を実施するなどヘリコプターの活用を進める。

■ 消火活動体制の強化【重点施策 30】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 消防課	市町村が行う消防広域化等に必要な施設・設備の整備等に対し財政支援を行い広域化を推進することで、市町村消防の体制強化を図る。(再掲) (平成 32 年度まで実施予定) <指標> 消防の広域化や消防指令センターの共同運用に参加する市町村数 【現況】 13 市町村 (平成 26 年度) → 【目標】 22 市町村 (平成 30 年度)
		市町村が行う消防広域応援に必要な施設・資機材の整備等に対し、財政支援を行い、一市町村の消防力を超えた災害発生時の県内消防広域応援体制の強化を図る。(再掲) (平成 32 年度まで実施予定)
	安全防災局 消防学校	消防職員が消火・救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防職員に対する教育訓練を行う。(再掲)
		消防全般にわたる基礎的な知識及び技術(実技訓練)等の修得、並びに消防職員として必要な人格の形成を図るとともに、多種多様な災害に対する専門的な知識及び技術の錬磨を図ることで、複雑高度化する消防業務に、その能力を十分に発揮できる消防職員の育成を図る。 大規模災害発生時における被災地までの長距離移動による肉体的・精神的負荷を体感するとともに、緊急消防援助隊出動計画及び受援計画の再認識を図る。 他県の消防学校等と合同訓練を実施し、互いの警防・救助技術の向上及び両県消防行政の連携強化を図る。
市町村・ 消防本部	【取組例】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防の広域化により、消防・救急体制を充実強化するとともに、消防団や自主防災組織との連携を強化する。 ・ 消防団の定員確保対策の検討を行い、組織強化を図る。 ・ 現場活動での連携を図るために、消防団と常備消防の合同訓練を実施する。 ・ 震災時に有圧水利の機能低下を想定し、消防職団員合同の遠距離送水訓練を実施する。 ・ 自衛防災・消防組織の設置と訓練を行う。 ・ 消防本部等が主催する各種研修会、講演会に職員を派遣し、防災知識の向上を図る。 ・ 40 トン以上の防火水槽や耐震性貯水槽、消火栓など消防水利を整備する。 ・ 地震火災発生時の使用済み防火水槽への補水計画を策定し、水利の確保を図る。 ・ 延焼火災危険度の高い地域を中心に消火活動に有効な消火栓・防火水槽等の設置場所の調査を行う。 ・ 街頭消火器の整備・点検を実施する。

施策・事業の実施により期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動や消防活動に係る資機材の整備や日頃からの訓練の積み重ねにより、多数の傷病者への対応や同時多発火災への対応を円滑に行うことができるようになる。 ○ 関係機関の連携による消防力の強化や、地震時にも有効な消防水利の確保等により、地震火災による人的被害が軽減される。

15 警備・救助対策

施策・事業 の概要	警察や消防などによる警備・救助活動を災害発生後に迅速に開始し、継続するために必要となる人材の育成や組織の連携、資機材を整備するなど、災害対応力の強化のための取組を進めます。
----------------------	--

■ 警備・救助活動の充実にに向けた資機材の整備や訓練の実施

実施主体、施策・事業の内容		
県	警察本部 危機管理対策課	各警察署等における災害用装備資機材を充実する。(10カ年計画) (平成33年度まで実施予定)
市町村・ 消防本部	【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両及び消防資機材の定期的な更新を図り、大規模地震発生時等の対応力を強化する。 ・救助資機材搭載車の配備を行う。 ・医療・診療の物品だけでなく、それ以外の救出・救助用品等の計画的な予算計画と配備を行う。 ・消防団員を対象に救助活動用資機材取扱訓練を実施する。 ・地震を想定した防災訓練等において、救助隊・救急隊・消防隊との連携訓練を実施し、技術の向上を図る。 ・常備消防と消防団による大規模災害を想定した実践的な訓練を実施し、相互の連携強化を図るとともに、技術の向上を図る。 ・国・県やエリア主体で開催する訓練に参加し、緊急消防援助隊の部隊間の連携強化や派遣に係わる情報伝達訓練を実施する。 ・街頭消火器の更新及び維持管理による初期消火対策を実施し、警備体制の充実に図る。 	

施策・事業の実施により期待される効果

- 警備・救助活動を迅速かつ円滑に実施することができるようになり、災害発生後の応急活動によって、救えるいのちが増える。

16 要配慮者等に対する対策

施策・事業 の概要	<p>自ら避難することが困難な方は、災害発生時にもっとも被害を受けやすい状態にさらされ、避難後の生活も大きな負担となります。</p> <p>こうした要配慮者等の迅速な避難を支援して安全を確保するとともに、少しでも快適な避難生活を送れるようにするために、地域における要配慮者等の避難支援体制を整備します。</p>
----------------------	---

■ 要配慮者の避難・安全確保に関する対策【重点施策 22】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	外国人旅行者向けプッシュ型情報配信アプリ「Safety tips」の普及・啓発を実施する。
	安全防災局 消防課	市町村が行う避難行動要支援者の避難支援体制の整備事業に対し、財政支援を行う。 (平成 32 年度まで実施予定)
	県民局 国際課	災害時外国人住民支援に係る研修会を、自治体・国際交流協会やボランティア向けに実施し、意識啓発を行う。
		大規模災害発生時に、神奈川県災害多言語支援センターを立ち上げ、やさしい日本語及び多言語による情報提供をするとともに、外国人住民からの相談対応を行う。
保健福祉局 地域福祉課	大規模災害発生時に、高齢者や障がい者など福祉的支援を必要とする者に対する支援を行うため、福祉施設や職能団体等とのネットワークによるチームを設置し、派遣する職員等に対する研修など人材育成を行う。	
市町村	<p>【取組例】</p> <p>(要配慮者の安全確保に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力では家具転倒防止対策が困難な一人暮らし高齢者・障がい者世帯等に対して、申込により家具転倒防止金具の取付けを実施する。(再掲) ・地震時の被害を少なくし、身体の安全を確保するため、ひとり暮らしの高齢者宅へ家具転倒防止器具を設置する。(再掲) ・現行の全世帯安否確認について、全世帯安否確認用紙の統一化及び台帳更新恒常化を推進する。 ・在宅の高齢者の見守りのために、訪問調査事業を実施し、身体状況・生活状況、緊急連絡先などを調査する。 <p>(要配慮者の迅速な避難に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に支援活動を円滑に行うことができるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に必要範囲で名簿情報を提供する。 ・要配慮者への同意及び町内会、自主防災組織への制度説明を進め、避難行動要支援者事業の運用を図る。 ・福祉避難所等への搬送協力、専門施設での受入れなど要配慮者の対策に必要な協定の拡充を行う。 ・要配慮者に対する避難行動支援の充実のため、各支援センターへ協力を呼びかける。 	

市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難を支援する計画を活用して、行政センターがある地区ごとに自治会・町内会や自主防災組織等を対象とした説明会を実施し、安否確認訓練を中心とした地域での取組を推進する。 ・要配慮者支援のマニュアルを見直し、有事の際に適切な避難行動支援等が行える体制強化のため、総合防災訓練に合わせて訓練を実施する。 ・土砂災害・全国統一防災訓練等にあわせて、要配慮者の避難訓練を実施する。 ・消防団の訓練の一環として、要配慮者救助搬送訓練を実施する。 <p>(要配慮者の避難生活支援に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校などの一般的な避難施設では、避難生活が困難な高齢者や障がい者を受け入れる福祉施設と協定を締結し、要配慮者の避難生活を支援する。 ・一般の避難所では生活に支障をきたす等、特別な配慮を要する方の避難生活環境を確保するため、社会福祉施設等を福祉避難所として使用できるよう協定締結等を行う。 ・要配慮者の視点を取り入れた備蓄品の整備を実施する。 <p>(要配慮者支援全般に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の支援方法等をまとめた冊子等を配布・活用し、地域の支援体制の強化を図る。 ・自立支援協議会の中で、障がい者の減災対策について、障がい当事者、サービス提供事業者行政機関等で検討を行う。 ・高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者の増加する状況に適切に対処するため、関係課と調整し、必要な対策を講じる。 ・総合防災訓練に、通訳・翻訳等のボランティアも参加してもらい、災害多言語支援センターの設置訓練を行う。(再掲) ・総合防災訓練に、手話通訳者を交え、聴覚障がい者への意思伝達訓練を行う。(再掲)
-------------	--

施策・事業の実施により期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、要配慮者への支援を想定した避難支援体制を構築することで、災害発生時に要配慮者が受ける被害を軽減し、迅速かつ円滑な避難が可能になる。 ○ 福祉避難所等への搬送体制や専門施設等との受入れ協定の締結により、要配慮者の避難生活における負担が軽減される。 ○ 外国籍の県民や旅行者などに対しても、災害発生時に支援を行うことができる。

17 災害時情報の収集・提供体制の拡充

施策・事業 の概要	<p>地震発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施することにより、人的・物的被害の拡大を抑えることができます。</p> <p>また、県民等に対してもこれらの正確な情報を迅速に提供することで、的確な行動を促すことができます。</p> <p>そのために、災害時の情報伝達手段の確保のため、県と市町村、国、消防機関、医療機関などの相互の情報通信網を通じて、情報伝達手段の整備を進めます。</p>
----------------------	---

■ 県民等への情報発信体制の整備【重点施策 23】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	県ホームページ「防災・災害情報」等により、県民等に対して防災・災害情報の提供を行う。
	安全防災局 危機管理対策課	<p>県民等の安全・安心を確保する上で特に重要となる避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定の4情報）を迅速、確実に伝達するため、市町村と共同で、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した報道機関等への情報提供を実施する。</p> <p>大津波警報及び津波警報が発表された場合に、該当沿岸地域のNTTドコモの携帯電話（スマートフォンを含む）に津波避難に関する緊急情報の一斉メール配信を実施する。</p>
	安全防災局 消防課	市町村が行う災害情報（避難情報）提供手段の整備に対し、財政支援を行う。（平成32年度まで実施予定）
	県民局 広報県民課	災害情報の提供に関して、県ホームページ等による情報提供支援や報道機関との連絡調整を行う。
市町村	<p>【取組例】 （情報発信手段の多様化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報、Jアラート(全国瞬時警報システム)、事前に登録しているメールアドレスや電話番号、ファックスに防災行政無線の放送内容を配信するサービスなど、情報伝達手段を確保する。 ・ ツイッター、Lアラートを導入し、情報提供体制を拡充する。 ・ 緊急地震速報の自動放送を行う施設の拡充を図る。 ・ 防災行政無線のデジタル化や子局増設などを行う。 ・ 防災行政無線、防災情報メールサービス、tvkデータ放送、エリアメール、Lアラートなど、災害時の情報伝達手段の多様化、多重化を行う。 ・ テレドーム（有料電話案内サービス）の運用、戸別受信機の維持管理（回線使用料、保守点検委託）を行う。 ・ 災害時に災害状況や防災・避難に関する情報を配信するアプリを構築する。 	

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て関連情報を提供しているメール配信サービスを活用し、災害発生時における公立保育園の入所児童の避難状況等を発信するため、発信先となる保護者等の登録を促している。 ・災害に起因する通信輻輳時の多様な通信手段を確保する目的で、Wi-Fi（公衆無線 LAN）の整備を進める。 ・職員安否確認システムへの防災部長(地区長)登録により情報伝達及び収集の強化を図る。 ・防災行政無線の機能向上及び地域ラジオ放送局との連携による情報伝達強化を検討する。 ・防災ラジオの頒布・配備を拡充する。 <p>(情報発信内容の拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村ホームページ等で防災情報を提供し、あわせて災害時における防災体制の対応に活用する。
国	<p>【取組例】</p> <p>(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR川崎駅前、JR八王子駅前、JR平塚駅前、ニヶ領せせらぎ館に大型モニターを設置し、地震時に必要な情報提供にも活用できるよう維持管理を行う。 ・住民の避難判断等必要な情報として多摩川、鶴見川、相模川の雨量・水位観測値及び鶴見地区並びに新横浜駅前地区の浸水観測値が基準値を超えたときに、電子メールで配信するサービスを継続して行う。

■ 災害情報受伝達体制の整備

実施主体、施策・事業の内容	
県	<p>安全防災局 危機管理対策課</p> <p>県、市町村、国及び防災関係機関を相互に結ぶ「防災行政通信網」の継続的、安定的な運用を図るとともに、設備・機器の維持管理を行う。被害情報等を収集、集計し、関係機関の間で共有するために整備した「災害情報管理システム」の継続的、安定的な運用を図り、運用保守を行う。</p> <p>災害時の連絡用として各土木事務所や県警本部、自衛隊等に整備した衛星携帯電話や、大規模災害発生時に地域県政総合センターから市町村に派遣する連絡員の通信手段として整備した衛星携帯電話の維持管理を行う。</p>
市町村・消防本部	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や避難所等へ必要な MCA 無線を配備し、災害時の通信手段を確保するとともに、受伝達訓練を実施し、住民等の安全・安心の基盤整備を図る。 ・地域防災無線や衛星電話等の通信手段の確保を進める。 ・災害発生時における被災状況等の情報を職員間で共有するシステムの機能強化を図り、職員の個人携帯とシステムの連携を可能にして、現場との相互通信体制を構築する。 ・メールやホームページクラウドにより職員の安否確認・参集を行う職員参集システムの運用を行う。 ・医療施設間の連絡手段確保体制の整備のため、衛星電話の通信訓練を実施する。(再掲) ・病院内の被災状況等を報告するシステムをさらに活用するための訓練を実施する。 ・地域の健康課題に関する情報の収集、アセスメント(事前影響評価)の実施、関係部署へ保健活動の状況等を情報提供する体制を整備する。 ・集落が孤立した時でも連絡が取れるよう、対象集落地域との情報受伝達体制を確立する。

国	<p>【取組例】</p> <p>(警察庁関東管区警察局神奈川県情報通信部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震（津波）発生時における相模湾沿岸区域の警察無線不感地帯対策を実施し、県警に対する災害情報提供・収集体制を拡充する。 <p>(総務省関東総合通信局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラート（災害情報共有システム）の普及促進を図るため、操作等の習熟や、情報発信者（自治体等）と情報伝達者（メディア等）との連携強化を図る。 ・各都県の地域防災計画にもLアラートの活用に関する記載（追記）の要請を行う。 <p>(財務省関東財務局横浜財務事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、災害発生時の連絡体制（フローチャート）を周知するとともに、定期的に災害を想定した連絡訓練を実施する。 <p>(農林水産省関東農政局神奈川支局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との災害情報収集・提供体制を整備する。 <p>(経済産業省関東経済産業局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関ヒアリングや現地調査を通じて、被害情報の収集、復旧・復興に向けた支援ニーズの把握を実施する。 <p>(経済産業省関東東北産業保安監督部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやメーリングリストを活用した被害情報及び復旧情報の提供を行う。 <p>(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体において災害が発生又は、災害が発生する恐れがある場合において、必要とする各種情報の交換等について定め、適切迅速かつ確かな災害対処に資することを目的に、災害時の情報交換に関する協定を締結する。 ・河川の現在の状況をリアルタイムに伝達することを目的として水位・雨量・CCTVカメラの映像についてホームページにより公表する。 <p>(国土交通省国土地理院関東地方測量部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には「災害対策用図・広域災害対策図」、「空中写真（斜め写真・垂直写真・正射画像）」、「空中写真の判読による被災概況図」、「GNSS連続観測による地殻変動」、「干渉SARによる面的な地殻変動」等の防災関連情報を、関係機関へのメールや国土地理院ホームページから公開する。 <p>(気象庁横浜地方气象台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県の防災行政通信網には、気象庁システム（防災情報提供システム及びアデス）からオンライン接続により地震情報等の提供を行っているが、当該接続に係るシステムの機能維持や更新整備等に際して、県と气象台とで連携して取り組む。 <p>(海上保安庁第三管区海上保安本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災機関との連絡会等連携体制の構築を図り、情報収集を行う。 ・災害発生時にリエゾン派遣により即時情報収集が出来る体制を醸成する。
---	--

事業者	<p>【取組例】</p> <p>(東日本電信電話株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の状況を災害対策本部へ映像配信し、サービスの早期復旧に取り組む。 <p>(日本赤十字社神奈川県支部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に構築した災害時情報収集システムの運用を図るため、運用のためのボランティア養成を引き続き行う。 <p>(中日本高速道路株式会社東京支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星通信網の確保・衛星携帯電話の拡充、道路管制センターのバックアップ体制を構築する。 <p>(首都高速道路株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内及び関係機関との連絡網を整備し、情報収集・伝達を迅速に行う。 <p>(秦野瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置した SI センサー地震計の維持管理を行う。 震度 5 弱以上の発災時には自動出社すると共に、非常招集時の出勤途上の情報収集を予め個々に割り当てる。 本社、基地局、車載・携帯移動局のガス専用無線の維持管理を継続する。 マッピングシステム及びファイリングをクラウド化し、データバックアップを強固にする。 <p>(湯河原瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> 徒歩での出社訓練及び被害状況の把握のための訓練を通じて、災害時の情報収集訓練を実施する。 <p>(公益社団法人神奈川県 L P ガス協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規定において各支部、協会の情報収集体制を定め、規定に基づいた図上訓練を実施する。 固定電話 (NTT 東日本) 及び携帯電話 (NTT ドコモ) の災害時優先電話を協会、支部長事務所等に導入する。 衛星電話を協会及び中核充填所 (17 ヶ所) に導入する。
-----	--

施策・事業の実施により期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関が、被災情報を迅速に収集し、関係機関等へ伝達・共有することで、早期の応急活動の実施が可能となる。 ○ 円滑な情報収集により、救助・救急をはじめとした応急活動を迅速かつ的確に行うことができ、被害の拡大が抑制される。 ○ 県民等に、被害情報や安全確保のための情報を迅速に伝達することにより、早期の避難行動等を促すことができる。

18 帰宅困難者対策

施策・事業 の概要	<p>地震発生により道路や鉄道などの交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあります。</p> <p>交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、県民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行います。</p>
----------------------	---

■ 帰宅困難者対策の実施【重点施策 17】

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	<p>民間企業との間に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結する。</p> <p>一時滞在施設の確保に努めるとともに、飲料水等の備蓄を進める。</p> <p>九都県市で帰宅困難者リーフレットを作成し、配布する。</p>
	安全防災局 災害対策課 各地域県政総合 センター	県、市町村、鉄道事業者、県警察、駅周辺事業者等で構成する地域協議会の設置を進める。
	安全防災局 消防課	市町村が行う帰宅抑制や備蓄の啓発、帰宅困難者備蓄整備に対し、財政支援を行う。 (平成 32 年度まで実施予定)
	各地域県政総合 センター	管内市町村が実施する帰宅困難者対策訓練に積極的に参加して、管内主要駅構内及び周辺での帰宅困難者対策の円滑な運営及び関係機関相互の連携強化に協力することで、帰宅困難者を早期に解消させる取組を促進する。
市 町 村	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設の拡充や避難誘導する訓練を実施する。 ・一時滞在施設に食糧等の備蓄品を整備し、適切に更新を行う。 ・関係機関との緊急連絡体制の構築、帰宅困難者への情報提供手段の整備、一時滞在施設の確保、一斉帰宅抑制の推進を主眼として、関係機関を委員として帰宅困難者協議会を設置し、マニュアル整備を進める。 ・都市再生安全確保計画を策定し、帰宅困難者対策を強化する。 ・東名高速道路、新東名高速道路に係る帰宅困難者対策を実施する。 	
事 業 者	<p>【取組例】</p> <p>(東日本旅客鉄道株式会社横浜支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における駅滞留者を円滑に避難誘導するために、自治体と協議・連携し、帰宅困難者に対する支援体制の整備を図る。 	

施策・事業の実施により期待される効果

- 一斉帰宅抑制の啓発や一時滞在施設の拡充、備蓄の整備等により、県民等が災害時にむやみに移動を開始せず安全な場所にとどまることで、火災の延焼や集団転倒への巻き込まれ、沿道建築物の落下などによる二次被害の抑制につながる。
- 駅周辺や道路の混乱が軽減されることで、救助・救急、消火活動が円滑に行うことができる。

19 避難対策

施策・事業 の概要	地震発生時には、建物の被害や断水・停電などにより、自宅で生活することができなくなり、多くの県民が避難所を利用する事態が起こることが想定されます。迅速かつ円滑に避難所を開設し、運営を開始することができるよう日頃から備えておくための対策を実施します。
----------------------	---

■ 避難所の運営体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	「避難所マニュアル策定指針」について、必要に応じて見直しを行う。
市町村		<p>【取組例】 (避難所運営マニュアルや運営体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアルを整備する。 ・男女別ニーズに対応した、要配慮者（身体の不自由な方や妊産婦、乳幼児など）の視点による運営、津波などを想定した避難者対応等ができるよう、避難所運営マニュアルを適宜見直す。 ・避難所運営委員会の設立促進や活動支援を行う。 ・避難所運営協議会等が避難所運営訓練を実施した際に補助金を交付する。 ・大規模地震発生時における避難訓練及び避難所運営に関する訓練を行い、自助・共助に基づく地域防災力の向上を図る。 ・地域との連携を深め、行政の避難所支援力を高めるため、災害時に避難所となる施設近傍に居住する職員を避難所支援班員に指名し、日ごろから座学や現地研修、避難所運営訓練への参加等を行う。 ・関係部署と連携し、発災時の初動応急対策として避難所運営統括本部の設置を行い、避難誘導及び避難所開設に関する指示を行う。 <p>(安全かつ快適な避難生活に資する環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における感染症対策・衛生管理・環境整備・女性に対する暴力防止・安全確保を行う。 ・マンホールトイレシステムの整備や屋外トイレのほか、必要に応じて授乳室の設置を行う。 ・避難時の生活支援のため、トイレやかまどの機能を有する防災ベンチを公園に設置する。 ・避難所用の資機材の充実を図る。 <p>(避難所や避難生活に関する周知・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等を進め、緊急の避難場所と避難所の区別を明確にし、住民へ周知する。 ・避難場所等の標識、誘導標識を設置する。 ・避難場所等の誘導標識、案内板等の維持管理及び修繕を実施する。 ・災害時におけるペットの同行避難についての啓発を行う。
国		<p>【取組例】 (財務省関東財務局横浜財務事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に避難場所等で活用できる国有財産の情報提供リストを定期的に県内自治体に発送する。

事業者	<p>【取組例】</p> <p>(東日本電信電話株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所及び一時滞在施設（横浜・川崎）への特設公衆電話の事前設置を進める。 <p>(厚木瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所への移動式ガス発生設備やLPGボンベ、カセットコンロ等による仮設供給を速やかに行えるようにするとともに、防災かまど等の燃焼器具についても、速やかに配送できる体制を整備する。 <p>(秦野瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、高齢者施設等に移動式ガス発生設備の接続口をあらかじめ整備し、速やかにガスの仮設供給を行えるようにする。
-----	--

施策・事業の実施により期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速かつ円滑な避難所の開設、運営が行われることで、県民等が安心して避難ができる。 ○ 避難所施設の環境整備を行うことにより、避難者の生活における負担を軽減できる。

20 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

**施策・事業
の概要**

地震の影響による断水・停電の発生、物流の停滞などにより、水や食べ物などの入手が困難になる可能性があります。さらに、医療の現場では生命維持に必要な水が不足するという事態も起こりかねません。自治体等の備蓄だけでは不足する可能性もありますし、被災地外からの支援物資の到着は大幅に遅れる可能性があります。

地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進します。

■ 飲料水・食料・生活必需品等の備蓄・調達・供給体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	自宅や事業所等における備蓄の推進に向けた普及・啓発を実施する。
	環境農政局 農業振興課	応急食糧の協定・協力 21 団体等対象の情報伝達訓練応急食糧在庫量等調査と応急食糧情報伝達訓練を実施する。
		物資保有数量等の調査を実施するとともに災害時における物資調達の手順を周知する。
	産業労働局 商業流通課	災害時における生活必需物資の確保のため、生活必需物資の調達に関する協定を締結する。
企業局 計画課	県営水道の管轄区域では、災害時における生活用水等を確保するため、応急給水体制の整備を図るとともに、県営水道給水区域内市町との災害時の応急給水に関する訓練等を実施する。	
市町村	<p>【取組例】 (物資の補強、備蓄の拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えて、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄を行う。 ・長期保存食や避難用照明器具などのほか、女性の視点や子ども、高齢者等に配慮した生活必需物資等の備蓄を行うなど、備蓄の拡充を図る。 ・被害想定の見直しに合わせて飲料水や食料の必要数を見直し配備する。 ・各避難所の備蓄食料等の配備の充実を図る。 ・配水池・配水塔への緊急遮断弁の設置や、非常用飲料水貯水槽を設置する。 ・孤立集落地域対象住民に対して、防災備蓄の推進を強化する。 <p>(協定、連携の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係業者との調達協定による流通備蓄の拡大を図る。 ・民間企業、公的機関と随時協定の締結先の拡充を行う。 ・災害時の生活の早期安定を図るため、事業者との間に生鮮食料品等の供給について要請するための協定を締結し、相手方に変更等があった場合、速やかに更新を行う。 ・災害用指定配水池等により、応急給水に必要な水を確保し、県企業局、管工事組合の協力を得て、被災者に供給する体制を整備する。 	

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・着実に災害時の生活用水の確保を行うため、防災井戸の指定に加え、指定防災井戸における手動式ポンプの設置に対し補助を行う。 ・災害発生時における避難所等への円滑な救援物資の搬送を行うため、個人又は事業所等が所有する車両を物資搬送活動等に活用する。 ・商業者や事業者の責務として、防災対策等の地域貢献に努めることを条例に規定し、大規模小売店舗については、地域貢献に関する計画の提出を義務付け、その内容をホームページで公開する。
国	<p>【取組例】 (農林水産省関東農政局神奈川支局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係業者、関係機関との連絡体制を確立し、被災地方自治体からの供給要請に対する迅速化を図る。
事業者	<p>【取組例】 (日本赤十字社神奈川県支部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時に速やかに救援物資を被災者へ届けるため、県西部を中心に災害救援物資倉庫の設置を進め、物資を備蓄する。

施策・事業の実施により期待される効果

- 備蓄の充実とともに、関係事業者等からの供給体制の強化により、時間が経過するに従って必要な物資がニーズに沿って配給され、被災者の生活への負担を軽減することができる。

21 災害対策本部等組織体制の拡充

**施策・事業
の概要**

地震による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるために、各組織・団体が災害時の活動体制を迅速に確立することが不可欠です。

そこで、災害対応能力を向上させるため、日頃の訓練やシステムの構築を通じて、活動体制や組織体制の強化を進めます。

■ 災害時の活動体制の強化

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	大規模地震発生時を想定した各局等の初動対応等の検証を行い、災害対策本部の機能強化を図る。 勤務時間外の発災を想定し、配備編成計画に基づき、職員緊急参集訓練を実施する。
	安全防災局 危機管理対策課	業務継続計画の必要に応じた見直し及び研修等を実施するとともに、市町村の業務継続計画の策定を推進する。 既存 AV システムの老朽化に伴う機器更新と、「テレビ会議システム」や「映像伝送システム」など連携するシステムも含め、「災害対策映像システム」全体の再構築を行う。 (平成 28 年度実施予定)
		県内各地の震度情報を収集する「震度情報ネットワークシステム」の運用機器更新にあわせて、総合防災センターへのバックアップ機器の整備や市町村向け情報配信機能の追加などの機能改善を実施する。 (平成 28 年度実施予定)
		災害情報の収集機能強化、効率・効果的な情報共有、県民等への情報提供機能の強化等、システムの高度化を図るため、「災害情報管理システム」の再構築を行う。 (平成 29 年度まで実施予定)
	各地域県政総合 センター	地震災害発生直後の初動対応及び現地災害対策本部の設置・運営についての確認・検証を行い、現地災害対策本部の円滑な運営能力及び対応力の向上を図る。
	警察本部 危機管理対策課	災害用備蓄食としてアルファ米の減耗更新及び補食の整備を行う。
市町村・ 消防本部	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時を想定し、非常参集訓練、災害対策本部設置訓練を実施する。 ・災害対策本部要員を対象に図上訓練を開催する。 ・実効性のある業務継続計画の作成・見直しを行う。 ・職員が迅速かつ確実に災害応急活動が実施できるように、必要に応じて職員行動マニュアルを見直す。 ・職員の危機管理に対する知識及び意識を向上させ、危機管理体制の充実・強化を図る。 ・災害対策本部の本会議室資機材の更新等による機能拡充を行う。 ・総合防災情報システムの機能強化を図る。 ・現地対策班の位置づけがある地区の公民館に非常用発電設備を整備する。 	

国	<p>【取組例】</p> <p>(農林水産省関東農政局神奈川支局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備え業務分担の強化を図る。 <p>(経済産業省関東経済産業局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季及び冬季における電力需給ひっ迫時の連絡体制を構築し、電力安定供給に支障を生じる可能性がある場合、自治体や関係機関にひっ迫警報を周知する体制を構築する。 ・災害時等に電力が不足した場合に、一定規模の自家発電設置者に対して、法令上、供給勧告ができる体制を整備する。 <p>(経済産業省関東東北産業保安監督部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内災害対策本部の設置及び政府の現地対策本部等への派遣を行う体制を整備する。 <p>(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害初動期に実施しなければならないと想定される活動項目を定めた「初動対応マニュアル」を継続的に見直し、初動体制の強化を図る。 ・「業務継続計画」を継続的に見直し、体制の強化を図る。 ・事務所の業務を継続的に実施できる体制を確保し、円滑な災害復旧を行うために、業務継続に必要な食料・飲料水を備蓄する。 <p>(海上保安庁第三管区海上保安本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の地震・災害体制の変更や見直しを行い、マニュアルの更新作業を行う。
事業者	<p>【取組例】</p> <p>(中日本高速道路株式会社東京支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部運営のための停電対策として、自家発電設備の拡充を行う。 <p>(首都高速道路株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて体制を見直し、本部の適正化・充実化を図る。

施策・事業の実施により期待される効果	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関や防災関係機関が、災害発生時から早期に初動体制を確立できるようになる。 ○ 被災者の救出・救助活動、応急復旧活動を迅速に行うことができ、被害の拡大を抑制することができる。

22 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

施策・事業 の概要	<p>地震発生後、建物の倒壊や橋りょうの損壊による通行止めが発生したり、停電による信号の消灯や移動車両の殺到による交通渋滞が発生したりすると、救助・救急や消火などにあたる緊急通行車両の通行に支障をきたすことになります。</p> <p>こうした事態を避けるため、道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。</p>
----------------------	--

■ 道路の通行・交通規制体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	県土整備局 建築安全課	<p>地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路のうち、県を越える広域ネットワークを形成する路線について、地震による倒壊等で通行障害を引き起こすおそれのある沿道建築物に耐震診断を義務付け、耐震診断、耐震改修事業に対して県が直接支援する。</p> <p>(平成 31 年度まで実施予定)</p>
		<p>地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路のうち、緊急輸送の骨格をなす第 1 次緊急輸送道路について、地震による倒壊等で通行障害を引き起こすおそれのある沿道建築物に対して市町村が実施する耐震診断・耐震改修への補助事業に対して支援を行う。</p> <p>(平成 31 年度まで実施予定)</p>
	警察本部 交通規制課	<p>大規模災害発生時の交通の混乱を防止し、緊急通行車両等の円滑な運行を確保するため、緊急交通路における交通規制に必要な資機材を整備する。</p> <p>災害時における交通の安全と円滑を確保するため、停電時における信号機の滅灯対策に必要な機器を整備するなど、災害に強い交通安全施設等の整備を推進する。</p>
市町村		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急交通路及び緊急輸送路等である街路の整備事業を進める。 ・ 緊急通行車両等の交通を確保するため、緊急輸送路の沿道建築物の耐震性を高める。 ・ 緊急輸送路上の橋りょうの耐震補強を行う。(再掲) ・ 緊急輸送路の交通確保を目的に下水道施設の耐震診断(液状化診断を含む)を実施する。(再掲) ・ 緊急輸送路下の下水道管のマンホール浮上対策を継続して行う。(再掲)
国		<p>【取組例】</p> <p>(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の物資輸送等を早期かつ円滑に実施することを目的に緊急河川敷道路の整備を実施する。 ・ 市街地及び陸路の物資輸送が遮断された場合にも、水上輸送及び緊急河川敷道路の活用による緊急物資の輸送を早期かつ円滑に実施するため、緊急用船着場の整備を実施する。 ・ 大規模被災時の河川の活用計画の策定を沿川自治体と一体となり推進する。

事業者	<p>【取組例】</p> <p>(中日本高速道路株式会社東京支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく道路啓開訓練によるスキルの習熟を図る。 <p>(首都高速道路株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して道路啓開を迅速に行うための体制を確立する。
-----	---

施策・事業の実施により期待される効果

- 緊急通行車両の運行が早期に開始されることにより、応急復旧活動や医療活動が円滑に実施できるようになり、被害の拡大が抑止されるとともに、復旧日数の短縮につながる。

23 ライフラインの応急復旧対策

施策・事業 の概要	<p>地震時には、上水道や電気、ガスなどのライフライン施設は大きな被害を受け、日常生活の維持が困難になる上に、ライフラインの運営に携わる事業者も被災をすることにより、迅速な復旧もままならないといった事態になりかねません。こうした状況に陥ると、県民の生活に多大な影響を与えることとなります。</p> <p>そこで、施設や設備の被害状況の把握や応急復旧を速やかに行うため、県や市町村、関係する事業者は、日頃から連携体制を構築するとともに、早期復旧のための資機材等の確保に向けた対策を進めます。</p>
----------------------	--

■ ライフラインの応急復旧体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	産業労働局 スマートエネルギー課	災害時に電気を供給することができる電気自動車や燃料電池自動車の普及促進を図る。
	県土整備局 下水道課	下水道施設の機能確保を図るため、復旧用資機材の備蓄や近隣都県及び事業者と連携を進める。 相模川・酒匂川流域下水道が災害時にもその機能を維持または早期に回復できるようにするため、事業継続計画（BCP）を基に関係機関と連携を図る。
	企業局 計画課	県営水道の管轄区域では、新たに水道管復旧用資機材を購入し備蓄を進めるとともに、応急復旧に関する災害対策訓練を実施する。
市町村	【取組例】	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・ポンプ等の運転継続のための非常用発電設備を設置する。 ・日本水道協会神奈川県支部と協定を締結し、水道施設の復旧体制を確保する。 ・協定協力業者との災害時の点検調査・応急復旧に係る連携体制の強化を図る。 ・災害発生時に備え、市内契約給油所や保有する自家用給油取扱所の供給体制を確保する。 ・ハード対策及びソフト対策の進捗に応じた、下水道BCPの見直しを行う。 ・BCPに基づき、復旧用資機材の備蓄、国や県、事業者との連携を実施する。 ・災害時協力協定等の締結による燃料確保を促進する。
国	【取組例】 (経済産業省関東東北産業保安監督部)	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等他省庁と連携した電力設備の復旧迅速化を推進する。 ・業界団体の救援措置による復旧迅速化を推進する。 ・移動式ガス発生設備等による非常時のガス供給体制を整備する。
	(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の燃料不足に備え、燃料確保のための協定締結などによる受供給体制を確保する。

事業者	<p>【取組例】</p> <p>(東日本電信電話株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種災害対策機器の取扱いの習熟に努める。 <p>(小田原瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内対応基準に準じた訓練を実施する。 ・移動式ガス発生設備設置訓練を実施する。 <p>(厚木瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内マニュアルに沿った訓練を実施する。 ・移動式ガス発生設備、カセットコンロ等による非常時の応急ガス供給体制を整備する。 ・導管修理にかかる資器材等を整備する。 <p>(秦野瓦斯株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有設備のメンテナンス及び老朽移動式ガス発生設備の入替を行う。 <p>(公益社団法人神奈川県LPガス協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県、市町村と災害時LPガス応急供給協定を締結し、協定に基づき防災訓練等へ参加し、応急供給体制の維持・確認を実施する。 ・災害時に交通状況等によりガスを避難所などに届けられないことを想定し、事前に避難所になる施設にLPガスを導入する事業を推進する。
-----	--

施策・事業の実施により期待される効果

- ライフラインの復旧が早期に実現できるようになり、避難者がより早く自宅での生活に戻ることが可能となる。

24 建築物等対策（危険度判定）

施策・事業 の概要	地震によって建物や宅地が大きな被害を受けた場合、これらの崩壊等による二次災害を防止するために、被災した建物や宅地に対して、応急危険度判定活動を的確に実施できるよう体制を整備します。
----------------------	--

■ 応急危険度判定体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	県土整備局 建築安全課	震災時における人的二次災害を防止するための応急危険度判定活動を的確に実施できるよう、判定士の養成・訓練を実施するとともに、県内市町村及び他の都道府県との連携を含めた判定実施体制の整備を行う。
市町村	【取組例】 ・新たな判定士を育成・確保する。 ・防災訓練、県下講習会を通じ、判定士の知識・能力を維持向上させる。 ・関係団体と協議を行い、判定士の連絡体制の整備について検討を行う。 ・応急危険度判定の参集・模擬訓練を実施する。 ・応急危険度判定の参集の情報発信を行うためのシステムを構築する。 ・旧耐震建築物の特定、判定資機材の備蓄状況や保管場所などの把握と優先順位の明確化を行う。	

施策・事業の実施により期待される効果

- 建物や宅地が被災した場合の二次災害を防止することで、人的被害の拡大を抑制することができる。
- 避難者の住居を早期に確保することで、被災者の生活安定、心身の負担の軽減を早期に実現することができる。

25 災害救援ボランティア活動の充実強化

施策・事業 の概要	<p>地震や津波により甚大な被害を受けた後、県内外からボランティアが被災地に参集し、復旧・復興の支援活動を行うことが想定されます。</p> <p>そこで、災害救援ボランティア活動が効率的に実施されるよう、ネットワークづくりやボランティアの養成を行います。</p>
----------------------	---

■ 災害救援ボランティアの活動体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 消防課	<p>市町村が行う災害ボランティアの資機材整備・防災訓練・研修に対し、財政支援を行う。</p> <p>(平成 32 年度まで実施予定)</p>
	県民局 かながわ県民活動サポートセンター	<p>災害時のボランティア支援体制が円滑に機能するよう、平常時から訓練の実施などの実践的な備えを行うとともに、関係機関・団体との連携協力体制づくりに努める。</p>
市町村		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの運営マニュアルの見直しや点検、災害ボランティアセンター設置訓練などを実施する。 ・災害ボランティアセンター開設時に運営を担う関係団体の情報交換や活動の広報等を実施する交流会を運営する。 ・災害対応医療訓練に地域のボランティアを活用する訓練を実施する。 ・日頃から訓練等にボランティアの協力・参加を求め、意識啓発を図るとともに、連携を深める。 ・災害時の専門職ボランティアの登録制度を開始し、医師、看護師、介護職などの専門職ボランティアの登録を継続して行う。 ・災害時ボランティアコーディネーターの養成講座を開催する。 ・ボランティアの育成や支援のあり方について、社会福祉協議会等の関係機関と協議する。 ・災害時に活動できる人材育成を行うために、防災教室等の開催や災害ボランティア養成講座を通じた防災意識や行動力の向上、事業所防災訓練の呼びかけを行い、地域防災力の向上を図る。 ・災害発生時における指定避難所等への円滑な救援物資の搬送を図るため、災害時の協力車両を事前に登録する制度により、個人または事業所等が所有する車両を物資搬送活動等に活用する。
事業者		<p>【取組例】</p> <p>(日本赤十字社神奈川県支部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内を 8 ブロックに分け、赤十字防災ボランティアの養成を引き続き行い、活動の充実・活発化を図る。

施策・事業の実施により期待される効果

- ボランティア活動が効率的に展開されることにより、被災者の生活支援が進み、被災者の心身の負担軽減、被災地の復旧・復興の加速につながる。

26 文教対策

施策・事業 の概要	<p>被災により家族を失った児童・生徒や、学校施設の被災や避難所としての利用により授業の再開が遅れ、友人たちと再会できずにいる児童・生徒にとっては、心身の負担は非常に大きなものとなります。</p> <p>このため、災害発生時の児童・生徒等の心身の安全確保を図るための応急措置や、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施などの文教対策を推進します。</p>
----------------------	--

■ 応急教育対策の実施

実施主体、施策・事業の内容		
県	教育局 総務室	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、児童・生徒の保護に必要な備品等を県立学校に整備する。</p> <p>特別支援学校児童・生徒用及び、児童・生徒の保護のため、職務として学校に留まる県立学校教職員用の3日9食分の備蓄食料・飲料水を県立学校に整備する。</p> <p>児童・生徒や来館者を安全に保護する必要がある教育施設において、災害時における生徒等の安否や教育施設の対応等について、学校等と教育局との間で報告や指示、情報提供が迅速・確実に行える連絡体制を確保する。</p>
	教育局 高校教育課 特別支援教育課 子ども教育支援課	<p>災害時において学校教育の実施に万全を期すため、応急教育の円滑な実施を図る。</p>
市町村		<p>【取組例】</p> <p>(応急教育に関する計画・マニュアル整備、周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校防災アドバイザーを小中学校に派遣し、避難訓練の様子から改善点等を指摘してもらい、校内の防災計画や設備等の状況について改善を図る。 ・小中学校共通の防災計画の内容を確認し、各校の状況を踏まえた内容を加えて、学校ごとの防災計画を策定し、ホームページ等において公開する。 ・災害発生時の教職員の役割分担や対応について計画し、保護者等への周知を行う。 ・各学校・園において策定した地震等緊急時の対応マニュアルを、教員及び保護者へ周知し防災対策を図っていく。 ・学校の防災担当者会議を継続して開催し情報交換を行う。 <p>(物資、資機材、設備の補強)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校に配備されている留め置き児童・生徒用の備蓄品を、使用期限等に合わせて更新する。 ・小学校及び特別支援学校小学部に防災ヘルメットを配備する。 ・小学校トイレの洋式化を順次実施する。 ・小学校に災害対応型太陽光発電設備を導入し、災害時の電力供給に活用する。 ・災害時における燃料として使用できるよう、プロパンガスを貯留するためのバックタンクを設置し、管理する。

■ 文化財の保護

実施主体、施策・事業の内容		
県	教育局 文化遺産課	<p>東日本大震災を契機に、県と市町村が連携して文化財の震災対策を進めるために設置した大規模災害対策検討分科会での協議に基づき、次の取組を進める。(平成 23 年度より継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開中の「文化財防災マップ」により、引き続き所有者等の減災・防災の意識向上を図る。 ・文化財所有者宛に、日常の取組や災害発生時の行動、市町村の連絡先を記載した文書を送付し、減災・防災の意識向上及び災害発生時における所有者等と市町村との連絡体制を確保する。(平成 28 年度、以降適宜送付) ・被災時のレスキュー活動を含めた対応や文化財防災マニュアルの作成等を行う。
		文化財所有者が行う耐震化等の防災対策工事等に対し、引き続き補助を行う。
市町村	【取組例】	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時の文化財所有者と市町村及び国、県との連絡体制を確認するとともに、分科会を通じて、被災時における県や博物館施設等との連携による文化財レスキューや事後の保存措置等に係る検討を行う。 ・文化財を火災・地震災害等から守るための訓練を実施する。 ・収蔵施設の耐震、免震化を行う。 ・他市町村との協定に基づき被災時の協力を図る。 ・文化財防災連絡協議会を通じ、文化財所有者との連絡体制を整備する。
所有者	【取組例】	<ul style="list-style-type: none"> ・平時における文化財の保管場所を把握し、また、転倒防止などの対策を講じる。 ・被災時における移動場所など対応をあらかじめ定めておく。 ・被災時における市町村との連絡体制を確認する。

施策・事業の実施により期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の安全確保が図られるとともに、早期の学校再開により、児童・生徒の心身の負担軽減につながる。 ○ 文化財の保護が図られることで、貴重な地域財産の災害による喪失を防ぐことができる。

27 広域応援体制等の拡充

施策・事業 の概要	<p>大規模地震の発生により、甚大な被害が発生して、被災自治体だけでは対応できない場合は、県内・県外を問わず、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要となります。</p> <p>一方、神奈川県や県内市町村が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応えて活動を行うことも想定されます。</p> <p>こうした受援・応援を円滑に行うために、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。</p>
----------------------	---

■ 広域応援・受援体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	<p>九都県市合同防災訓練・図上訓練を実施し、県域を超えた近隣都県との連携を図る。</p> <p>広域防災活動拠点等における応急対策用資機材等を整備し、大規模地震等に備えた対応力の強化を図る。</p>
	安全防災局 消防課	<p>市町村が行う消防広域応援に必要な施設・資機材の整備等に対し、財政支援を行い、一市町村の消防力を超えた災害発生時の県内消防広域応援体制の強化を図る。</p> <p>(平成32年度まで実施予定)(再掲)</p>
市町村・ 消防本部		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震で被災した際に、円滑に他機関からの応援を受け入れるために受援計画を策定する。 ・大規模地震災害等による同時被災を回避し、災害時の応援態勢を確保する観点から、遠方にある自治体等と相互応援協定について検討する。 ・災害時に他県等からの支援を受け入れる物流の拠点として、民間の物流施設と災害時における協力協定を締結し、広域的な応援に対応できる体制を整える。 ・他市の市立総合病院と、災害時の対応について協定ないしは覚書を締結する。 ・他都道府県の市区町村との災害協定の締結による相互応援体制の強化充実を図る。必要に応じて協定締結先との平時における訓練及び情報交換等を行う。 ・災害対策山静神連絡会議の構成市町村との広域連携に関する情報伝達訓練を実施する。 ・中核市防災協定に基づく情報受伝達や応援要請、旧軍港市等ゆかりのある遠隔都市との防災協定に基づく情報受伝達や応援要請の訓練を行い、連携の強化を図る。 ・県域を超えた近隣都県と連携した津波避難訓練を実施する。 ・大規模地震時医療活動訓練に参加する。 ・災害時に使用できるヘリポートの確保やヘリサインを整備する。

国	<p>【取組例】 (厚生労働省関東信越厚生局) ・厚生労働省各部署からの指示に基づき職員の派遣を行う体制を整備する。</p> <p>(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所) ・被災した地方公共団体等に対して、迅速かつ的確な災害活動を支援するため、各種情報の交換を行う「災害対策現地情報連絡員（リエゾン）」を派遣する体制を確立する。 ・自治体等が行う復旧活動に対し、技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、平時より「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」を組織し、災害時に被災地などへ派遣する。 ・災害時における災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車、衛星通信車、災害対策本部車など）を保有し、被災した各地方公共団体等の要請により派遣する体制を強化する。</p>
事業者	<p>【取組例】 (東日本電信電話株式会社) ・他事業者と締結している通信復旧機材の保管場所としての土地利用に関する覚書を継続する。</p> <p>(日本赤十字社神奈川県支部) ・広域応援体制を整備し、被災地外からの救護班応援の強化を図る。</p> <p>(中日本高速道路株式会社東京支社) ・災害時に高速道路休憩施設を利用客の保護や、地域に進出する警察・消防・自衛隊等の部隊の進出拠点としての整備を行う。</p> <p>(秦野瓦斯株式会社) ・地震・洪水等非常事態における救援措置要綱に基づく対応及び訓練を継続する。</p> <p>(公益社団法人神奈川県LPガス協会) ・関東ブロック（1都10県）のLPガス協会において災害時の相互支援体制を整備しており、これを継続する。</p>

施策・事業の実施により期待される効果	
	<p>○ 他の自治体からの支援を迅速かつ的確に受けることで、円滑な応急活動が可能となり、被害の拡大を抑制できる。</p>

28 災害廃棄物等の処理対策

施策・事業 の概要	<p>地震による倒壊や火災による焼失によって生じる建物のがれきや、津波によって流された堆積物など、地震後には大量の災害廃棄物が発生することが想定されます。</p> <p>こうした事態に対応するため、災害廃棄物等処理計画の策定や広域処理体制の確立など、災害廃棄物等の処理体制の整備を進めます。</p>
----------------------	---

■ 災害廃棄物等の処理体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	環境農政局 資源循環推進課	大規模災害で発生する災害廃棄物等を適切・迅速に処理するための仕組みづくりを進める。
市町村	【取組例】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等処理計画の内容について、災害廃棄物等の発生量調査や国・県等からの最新の情報に合わせた更新を行う。 ・災害廃棄物等処理業務マニュアルをより実効性の高いものにするため、随時内容を更新する。

施策・事業の実施により期待される効果

- 災害廃棄物等の処理を迅速に行うことによって、被災地の復旧・復興を加速することができ、被災者の早期の生活再建にもつながる。

1-4 復旧・復興対策

29 被災者支援対策

施策・事業の概要	<p>地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のごとや生活復興に関すること、事業の再興に関する事など、県民から多種多様な相談・要望等が寄せられることが想定されます。</p> <p>県民から寄せられるこうした相談等に対応するため、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進めます。</p> <p>また、被災者の心身の負担を軽減するために、被災者の健康管理やメンタルケアの対策を進めます。</p>
-----------------	---

■ 被災者支援対策の実施

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会との協定に基づき、市町村が開催する被災者の相談会に相談業務従事者を派遣する際、手続が円滑に行えるよう平常時から関係機関との連携・協議を行う。
市町村		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性や外国人への配慮を含め、住民生活の安定確保のため、災害相談の実施体制を整備する。 災害時の健康維持を目的として、薬の管理や口腔ケア等の啓発チラシの常時配付を実施する。
事業者		<p>【取組例】</p> <p>(日本赤十字社神奈川県支部)</p> <ul style="list-style-type: none"> こころのケア体制の充実を図るため、救護員に対し実施している「こころのケア研修」の実施回数を増やす。

施策・事業の実施により期待される効果

- 被災後の県民からの様々な相談に、迅速かつ的確に対応することで、県民の生活の安定が図られる。
- 被災者の健康管理・メンタルケアの対策を実施することにより、被災者の心身の負担軽減につながり、震災関連死の予防につながる。

30 復旧・復興対策

施策・事業 の概要	<p>地震発生後、復旧・復興に向けた地域の将来像を共有し、行政、県民、事業者が一体となって復興を推進する必要があります。</p> <p>復興整備事業を迅速に進めていくために地籍調査を早期に実施したり、各種土木施設の早期復旧に向けた体制・拠点整備、復旧用資機材の確保や関係事業者との連携の強化などを実施します。</p> <p>また、事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組みます。</p>
----------------------	---

■ 地籍調査事業の促進

実施主体、施策・事業の内容		
県	県土整備局 技術管理課	<p>市町村が行う地籍調査（土地の所有者、地番、地目、境界、面積を明らかにする）事業の促進を図る。</p> <p>大規模地震発生時に津波による浸水が想定される相模湾沿岸の都市部を「緊急重点地域」と位置づけ、沿岸市町による集中的、効率的な地籍調査（土地の所有者、地番、地目、境界、面積を明らかにする）事業の促進を図る。 （平成 33 年度まで実施予定）</p>
国		<p>【取組例】 （国土交通省国土地理院関東地方測量部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に資するため、被災前の地理空間情報を含め、被災状況やその位置を示す空中写真や判読図等を整備・提供する。 ・復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言を行う。 ・地殻変動の大きかった地域を対象として三角点等の測量成果を改定する。また、公共測量成果を改定する補正パラメータを作成し提供する。

■ 復旧・復興体制の整備

実施主体、施策・事業の内容		
県	安全防災局 災害対策課	<p>被災後の復興対策を円滑かつ着実に実施するために策定した「神奈川県震災復興対策マニュアル」について、随時見直しを実施する。</p>
市町村		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難空間及び災害復旧用資材置場として活用できる農地をあらかじめ登録することにより、災害時における住民等の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る。 ・災害からの復旧・復興を迅速に進めるため、地域防災計画で復旧・復興に関する計画を定め、社会動向を踏まえた計画の拡充を図る。 ・被災者台帳や罹災証明書の発行等に係る被災者支援システムを導入する。 ・災害時に住民生活の復興を速やかに進めるための財源として、災害復興基金を創設する。 ・条例などによる減災の考え方や総合的な防災都市づくり、地域コミュニティのつながりを平常時から周知する。 ・防災都市づくり基本計画を基に、都市復興対策の検討を行う。 ・平常時から都市復興のプロセスについて、住民へ周知する。

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・復興イメージトレーニング等による復興の考え方等の事前検討を行う。 ・災害に係る経営再建融資（セーフティネット4号）の周知及び認定を実施する。 ・県と連携して臨時災害相談所を設け、生活の安定を支援する。
国	<p>【取組例】 （国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川施設の復旧を速やかに行うため、復旧資材の備蓄及び復旧活動を行うための拠点として、「防災ステーション」の整備を行う。 ・河川防災ステーションと連携した復旧資機材の備蓄施設として、「水防拠点」の整備を行う。 ・緊急事態に遭遇した場合に被害を最小限に食い止めるため、河川管理種としての危機意識の保持と、緊急対策技術の体系的に整理に基づく技術水準の維持・向上を目的として、堤防決壊時の緊急対策についてシミュレーションを実施する。 ・河川施設の応急復旧を速やかに行うため、復旧資材の備蓄を行う。 ・建設会社と災害時における河川施設の復旧に関する協定を締結し、建設資機材・労力を確保し、迅速な道路啓開や応急復旧を行うための体制を確立する。
事業者	<p>【取組例】 （中日本高速道路株式会社東京支社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設会社等と「災害協力協定」を締結し応急復旧を行うための体制を確立する。 ・管理する道路の応急復旧用資機材・備品の拡充を行う。 <p>（首都高速道路株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設会社等と協定を締結し、応急復旧を迅速に行うための体制を確立する。 <p>（東京ガス株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年において、被害甚大地区を除き発災後30日以内の復旧完了を目指して、新規ブロックの形成、既存ブロックの細分化、ガバナ（整圧器）の遠隔再稼働システムの導入を進める。 <p>（厚木瓦斯株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存災害ブロックの細分化を進める。

施策・事業の実施により期待される効果	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興計画を事前に検討・策定しておくことで、被災者の生活再建や地域の復興を早期に実現することができる。 ○ 地震により被害を受けた道路・河川施設の早期復旧を図るための体制、拠点をあらかじめ整備・確保しておくことで、河川の氾濫や津波による被害の軽減を図ることができる。

参考資料 2 減災効果算出の考え方

重点施策の数値目標が達成された場合の減災効果（被害軽減量）算出の考え方は、次のとおりです。

なお、減災効果算出にあたっては、地震被害想定調査（平成 27 年 3 月）の被害想定手法（以下「県被害想定手法」という。）を前提として、可能な限り明確な根拠に基づいて施策の効果を設定していますが、「シェイクアウト訓練の参加者数の増加」の減災効果や「新耐震基準の建物では死者が発生しない」など、新防災戦略に位置づけた施策に、政策的に定量的な効果を与えているものもあります。

2-1 揺れによる死者数の減災効果算出の考え方

1 建物被害による死者数の減災効果算定の考え方

(1) 揺れによる建物被害算出の考え方

揺れによる建物被害は、メッシュ別の構造別建築年次別の建物数と計測震度を、全壊率及び全半壊率曲線に当てはめて算出する。

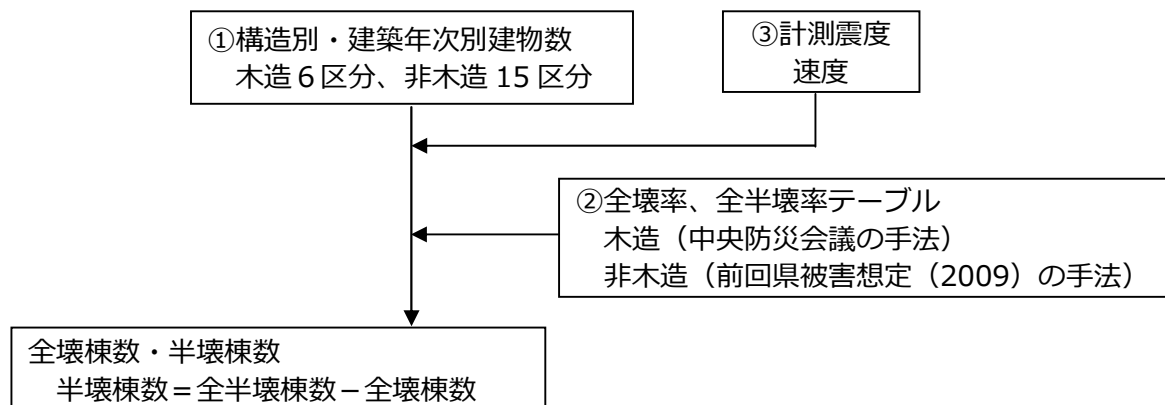


図 揺れによる建物被害算出の流れ

全壊棟数（木造 6 区分、非木造 15 区分）＝①建物棟数（木造 6 区分、非木造 15 区分）
×②③メッシュ震度に対応した全壊率（木造 6 区分、非木造 15 区分）

全半壊棟数（木造 6 区分、非木造 15 区分）＝①建物棟数（木造 6 区分、非木造 3 区分）
×②③メッシュ震度に対応した全半壊率（木造 6 区分、非木造 15 区分）

半壊棟数＝全半壊棟数－全壊棟数

① 構造別・建築年次別建物数

構造別・建築年次別建物の区分は、県被害想定手法と同じものを用いている。

耐震化率が向上した場合、構造別・建築年次別の建物数データを更新することになる。新防災戦略では、現状評価及び目標達成時の減災効果の算出にあたって、1971 年以前の旧建築基準の建物は各区分一律の数量で、新建築基準（最新の建築年次の区分）に建て替わると想定した（すなわち、木造建物の場合、下表の「旧築年」の建物が、「新築年③」に建て替わる。）。これにより被害が発生しにくい建物数が増加し、全壊建物が減少することになる。

表 構造別・建築年次別建物

構造		建築年次	階数
木造	旧築年（1962年以前）		/
	中築年①（1963～1971年）		
	中築年②（1972～1980年）		
	新築年①（1981～1989年）		
	新築年②（1990～2001年）		
	新築年③（2002年～）		
非木造	RC造	1971年以前	1-4F
			5-6F
			7F-
		1972～1981年	1-4F
			5-6F
			7F-
	S造	1981年以前	1-2F
			3-4F
		1982年～	5F-
			1-2F
1982年～	3-4F		
	5F-		

② 全壊率、全半壊率

全壊率、全半壊率のテーブルは、県被害想定手法と同じものを用いている。

<木造建物の場合>

○木造建物の全壊率

○木造建物の全半壊率

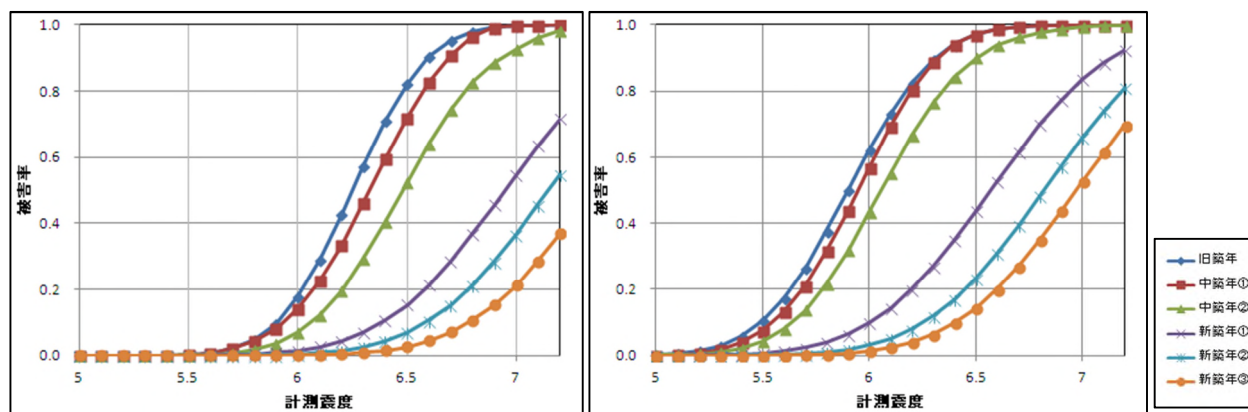


図 木造の被害率曲線

※震度7以上の被害率については、被害関数を推測し、算出した。

<非木造の場合>

非木造建物の被害率は、次の被害率関数で与えられる被害率を用いる。これは、1995年兵庫県南部地震の被害実態を基本として作成された愛知県（2003）による最大速度に関する被害率関数である。

$$\text{被害率} P = \Phi((\ln(V - V_0) - \lambda) / \xi)$$

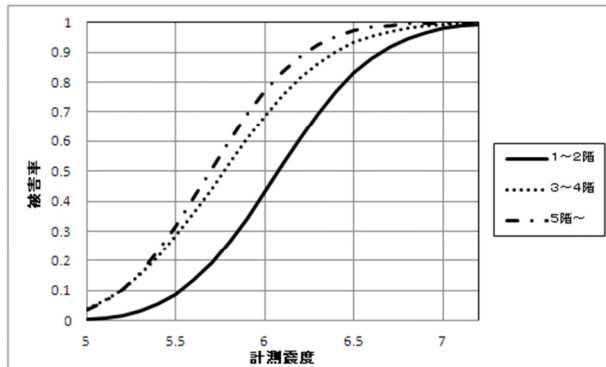
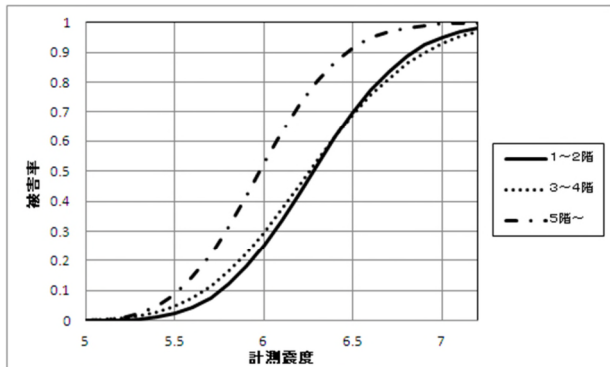
※Φは正規分布の累積分布関数、Vは最大速度。V₀は被害が発生する最大速度の下限値、λ、ξは分布関数のパラメータ。

なお、揺れの入力値については、木造建物の入力値と合わせるため、上記の最大速度を計測震度に変換する。変換式は以下を用いる。

$$\text{計測震度} = 2.68 + 1.72 \times \text{LOG}(\text{最大速度})$$

※司・翠川（1999）による変換式

築年：～1981年



築年：1982年～

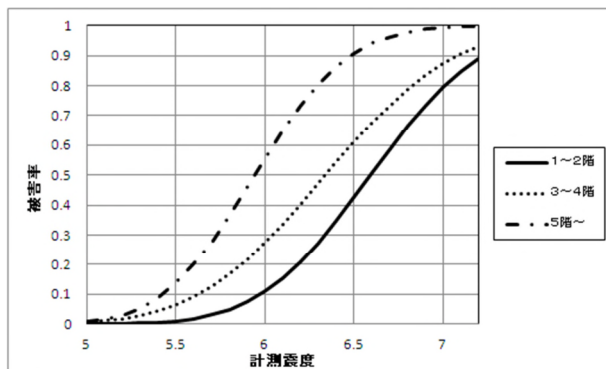
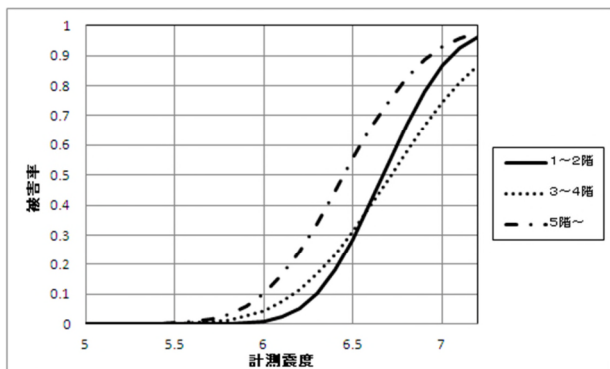
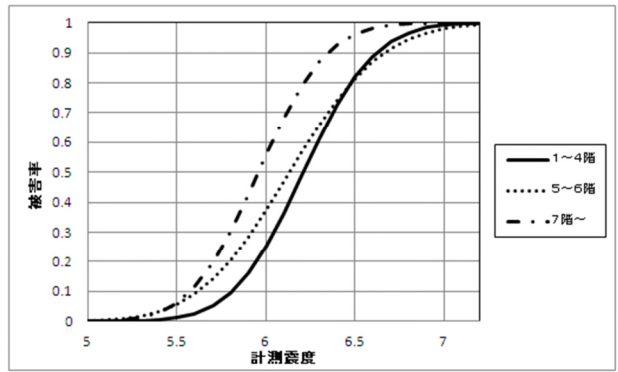
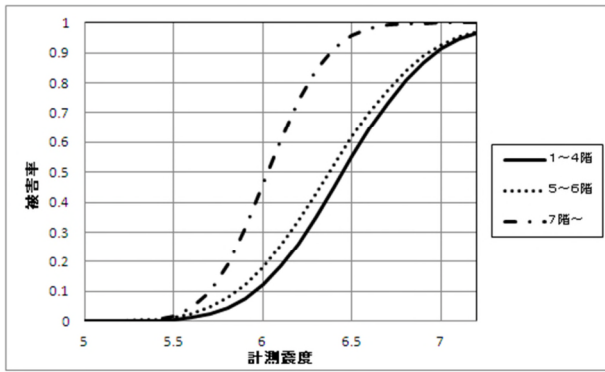
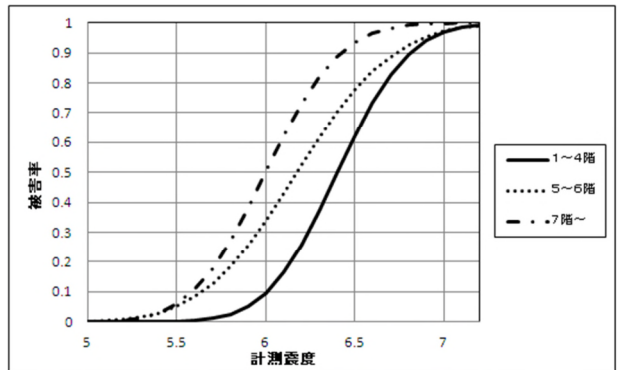
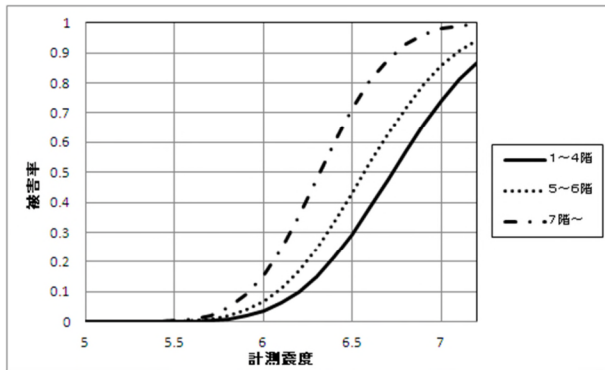


図 S造の被害率曲線（左：全壊率 右：全半壊率）

築年：～1971年



築年：1972～1981年



築年：1982年～

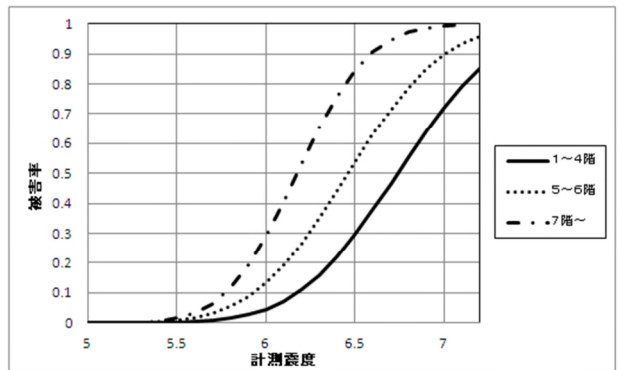
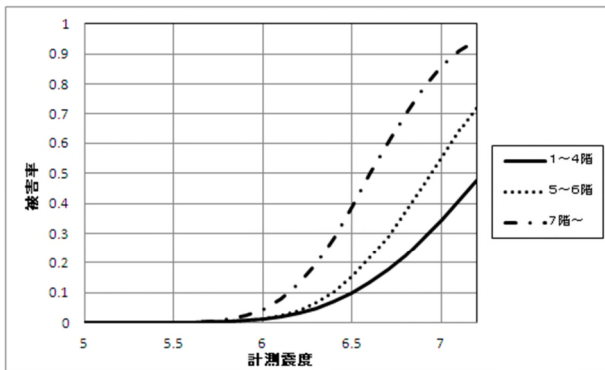


図 RC造の被害率曲線（左：全壊率 右：全半壊率）

（2）建物被害による死者数算出の考え方

建物被害による死者数の算出にあたり、計算の流れは県被害想定手法を基本的に踏襲しているが、目標達成時の減災効果については、新たに3つの計算条件を考慮した。

まず、過去の地震では全壊建物のうち倒壊した建物から多くの死者が発生していたことに基づき、木造・非木造の死者発生率を、倒壊建物と倒壊以外の建物の2つに区分して新たに設定した。そして、今後建物の耐震化や適切な維持管理が進むことで、倒壊しなかった新耐震基準の建物では、構造を問わず死者が発生しないという条件を考慮した。最後に、シェイクアウト訓練への参加者が増加することで、揺れにより被害を受けた建物内部でも、倒壊していなければ県民が生存可能な空間へ避難して、救出される可能性が高まるという条件も考慮した。

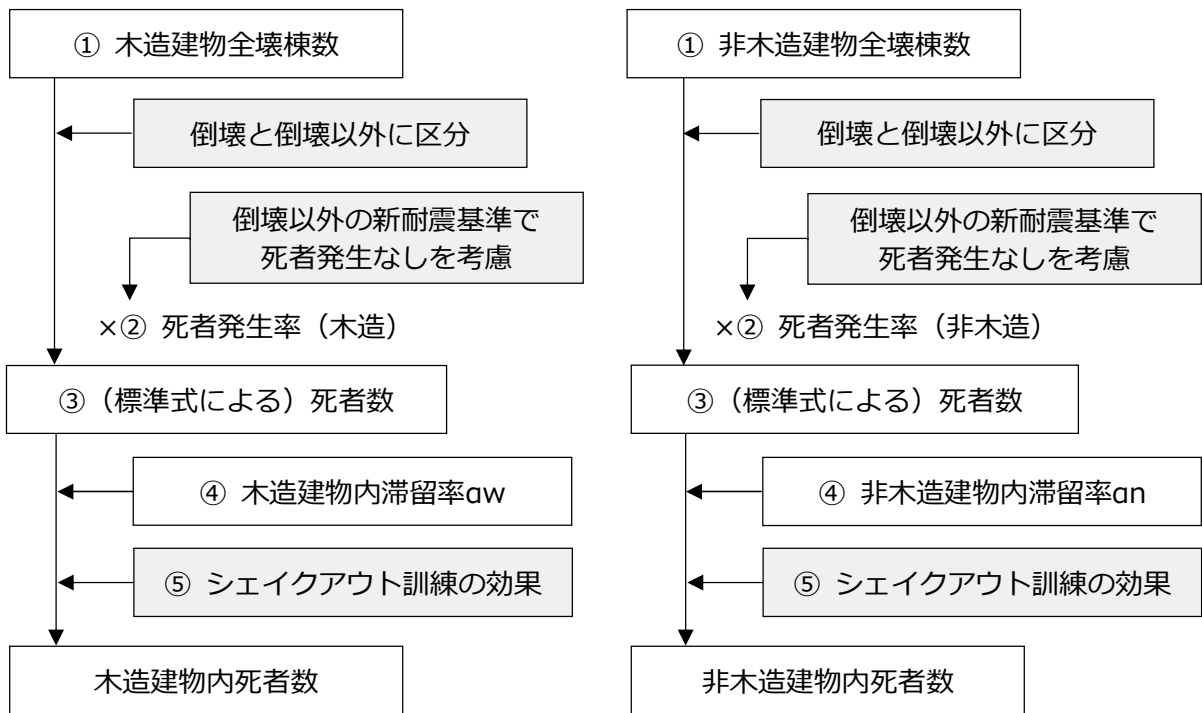


図 建物被害による死者数算出の流れ

$$\begin{aligned}
 \text{木造建物内死者数} &= \text{④ } \alpha w \times \text{③ (①②) 標準式による死者数 (木造建物)} \\
 &\quad \times \text{⑤ シェイクアウト訓練の効果} \\
 \text{非木造建物内死者数} &= \text{④ } \alpha n \times \text{③ (①②) 標準式による死者数 (非木造建物)} \\
 &\quad \times \text{⑤ シェイクアウト訓練の効果}
 \end{aligned}$$

② 死者発生率

新防災戦略では、新たに倒壊以外の新耐震基準で死者が発生しないことを考慮したため、倒壊建物の死者発生率と倒壊以外の旧耐震基準の建物の死者発生率を、木造・非木造別に設定した。

これにより、③（標準式による）死者数は倒壊・倒壊以外別、新耐震・旧耐震基準別、木造・非木造別にそれぞれ算出される。

⑤ シェイクアウト訓練の効果

目標達成時（シェイクアウト訓練に 200 万人の県民（全県民の 2 割）が参加）には、地震発生時に安全な場所や生存可能な空間に逃げこむことができる人が 2 割増加し、建物内死者が 2 割減少するものとした。ただし、シェイクアウト訓練の減災効果は、参加者数が 200 万人までは、その人数に応じた割合で効果を見込むが、200 万人以上が参加した場合でも 2 割を限度とする。

2 屋内収容物の転倒・落下等による死者数の減災効果算出の考え方

新防災戦略での屋内収容物の転倒・落下等による死者数の算出の流れは、県被害想定手法と同じであるが、家具固定率が向上した場合に『阪神地区との転倒防止実施率の差による補正』の値を更新するとともに、シェイクアウト訓練への参加による死者の減少も考慮して、死者数の減災効果を算出する。なお、シェイクアウト訓練の効果については、建物被害による死者数の減災効果算出の考え方と同じである。

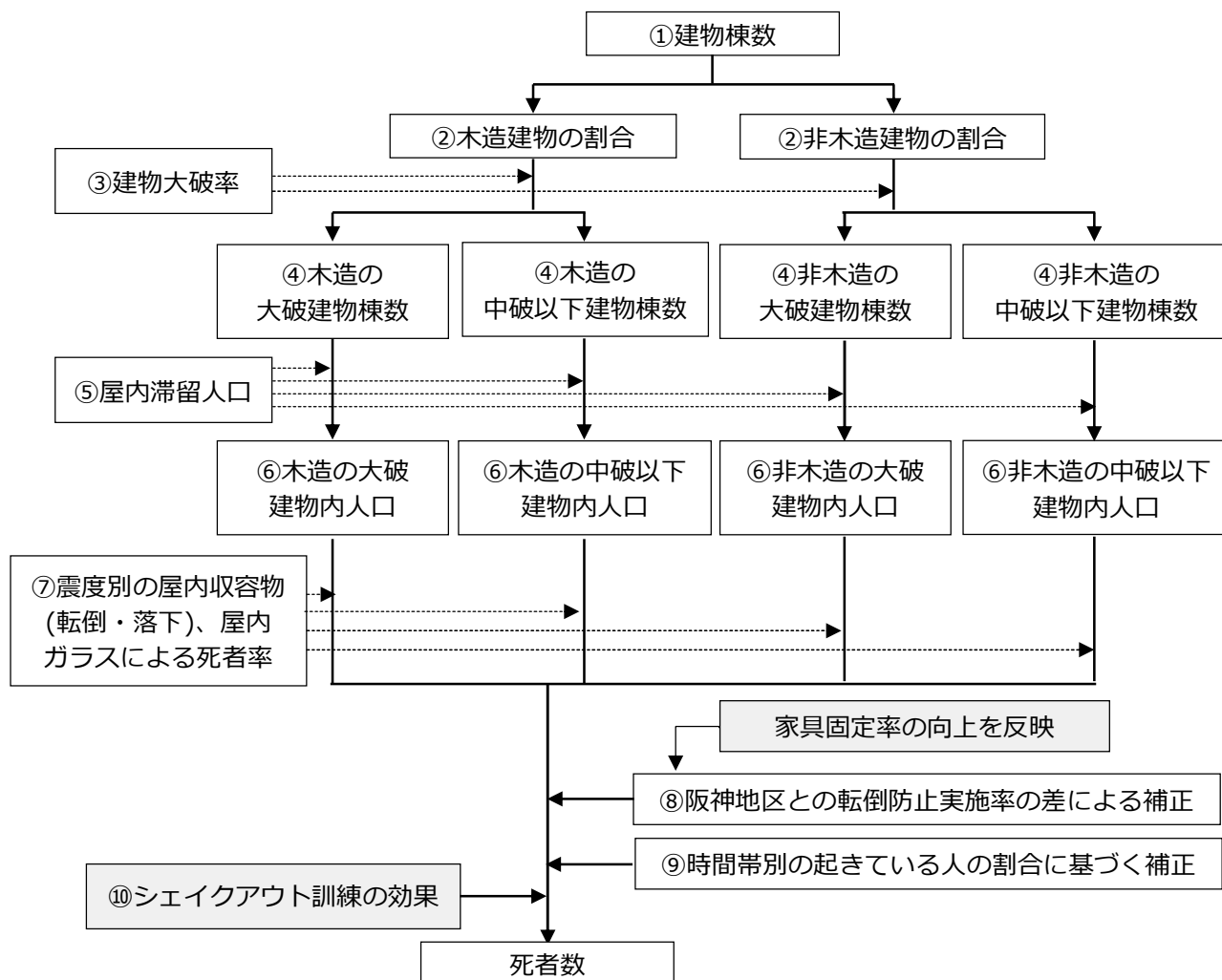


図 屋内収容物の転倒・落下等による死者数算出の流れ

$$\begin{aligned}
 \text{死者数} &= \text{補正前の死者数}^* \times \text{⑧阪神地区との転倒防止実施率の差による補正 (0.85)} \\
 &\quad \times \text{⑨発災時間に起きている人の割合に基づく補正 (深夜 1.0、12時・18時 0.82)} \\
 &\quad \times \text{⑩シェイクアウト訓練の効果}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{※ 補正前の死者数} &= \text{⑥被害建物内人口} \times \text{⑦震度別の死者率} \\
 &= (\text{④大破・中破建物棟数} \times \text{⑤屋内滞留人口}) \times \text{⑦震度別の死者率} \\
 &= (\text{②構造別建物棟数} \times \text{③建物大破率}) \times \text{⑤屋内滞留人口} \times \text{⑦震度別の死者率}
 \end{aligned}$$

3 急傾斜地崩壊による死者数の減災効果算出の考え方

(1) 急傾斜地崩壊による建物被害算出の考え方

急傾斜地崩壊による建物被害量は、急傾斜地崩壊危険箇所等のデータに基づき、その危険度ランクと危険箇所内の人家戸数と、震度に応じて決定される。

新防災戦略では、県被害想定手法の流れを踏襲し、急傾斜地崩壊防止施設の整備が進むことで、急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率が向上することを評価し、減災効果の算出を行っている。

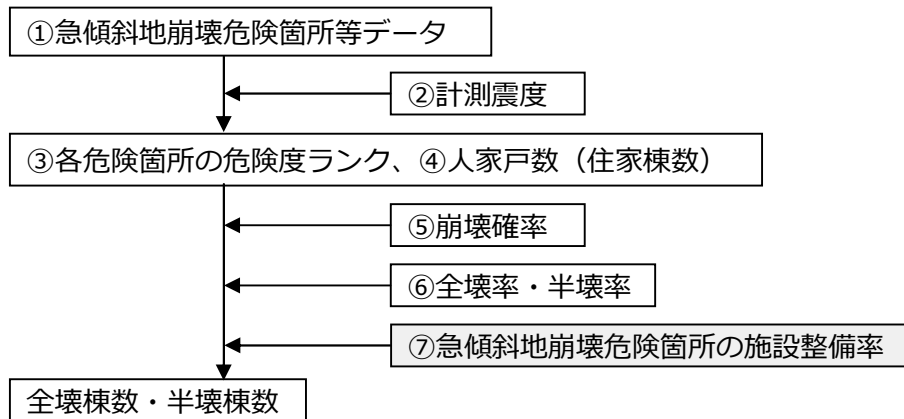


図 急傾斜地崩壊による建物被害算出の流れ

$$\begin{aligned} \text{急傾斜地崩壊による全壊棟数} = & \text{①④危険箇所内人家戸数} \times \text{⑤(③(①②))崩壊確率} \\ & \times \text{⑥(①②)崩壊地における震度別建物全壊率} \\ & \times \{1 - \text{(⑦急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率)}\} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{急傾斜地崩壊による半壊棟数} = & \text{①④危険箇所内人家戸数} \times \text{⑤(③(①②))崩壊確率} \\ & \times \text{⑥(①②)崩壊地における震度別建物半壊率} \\ & \times \{1 - \text{(⑦急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率)}\} \end{aligned}$$

(2) 急傾斜地崩壊による死者数算出の考え方

急傾斜地崩壊による死者数は、全壊棟数の中で死者が発生する可能性のある建物数に、死者率をかけることで、死者数を算出する。

新防災戦略における減災効果は、全壊棟数が減少することの影響を評価することに加え、県被害想定手法の流れにシェイクアウト訓練への参加者の増加の効果を加えて算出した。

シェイクアウト訓練は、本来、その場で適切な安全確保行動が取れるようになることを目的としているが、神奈川県シェイクアウト訓練では、並行して各種防災知識に関する啓発等が行われるケースもある。そこで、新防災戦略では、揺れによる被害全般に減災効果が期待できると考えて、急傾斜地崩壊からの危険回避者も増えると見込んだ。なお、シェイクアウト訓練の効果については、建物被害による死者数の減災効果算出の考え方と同じである。

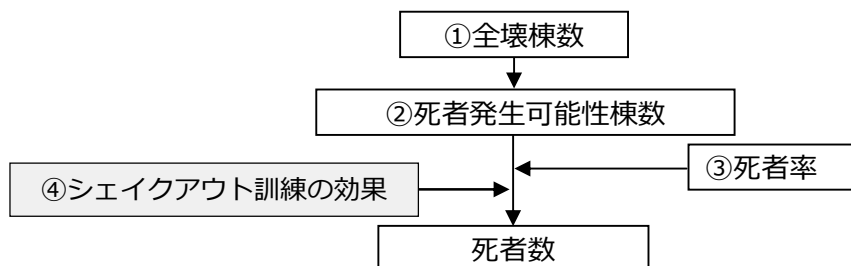


図 急傾斜地崩壊による死者数算出の流れ

$$\begin{aligned} \text{死者数} = & \text{③死者率 (0.098)} \times \text{②(①)死者発生可能性棟数} \\ & \times \text{(⑤発災時の住家屋内人口} \div \text{⑥夜間人口)} \times \text{④シェイクアウト訓練の効果} \end{aligned}$$

4 屋外落下物、ブロック塀による死者数の減災効果算出の考え方

新防災戦略における屋外落下物及びブロック塀による死者数の算出は、県被害想定手法と同じ流れで行うが、減災効果の算出には、シェイクアウト訓練への参加者の増加の効果を検討した。なお、シェイクアウト訓練の効果については、建物被害による死者数の減災効果算出の考え方と同じである。

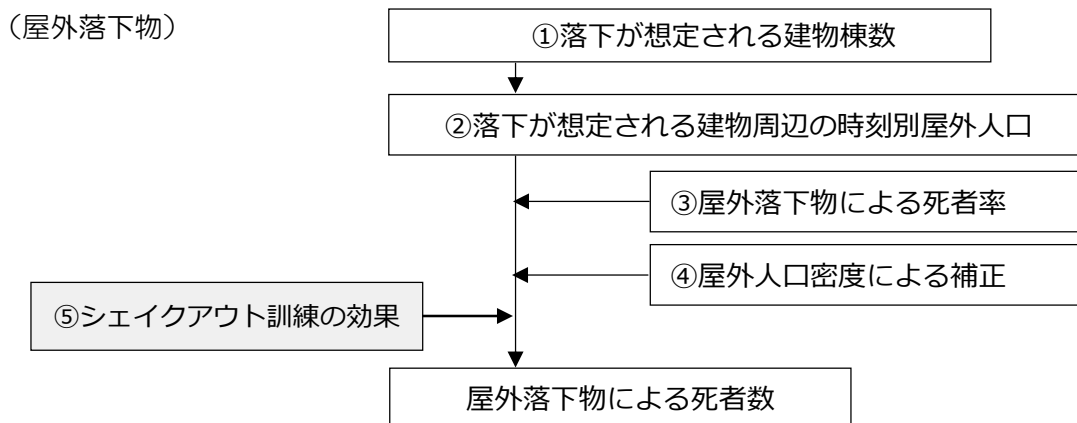


図 屋外落下物による死者数算出の流れ

$$\text{死者数} = \text{③死者率} \times \text{②} \text{ (①)落下が想定される建物周辺の時刻別屋外人口} \\ \times \text{④屋外人口密度による補正} \times \text{⑤シェイクアウト訓練の効果}$$

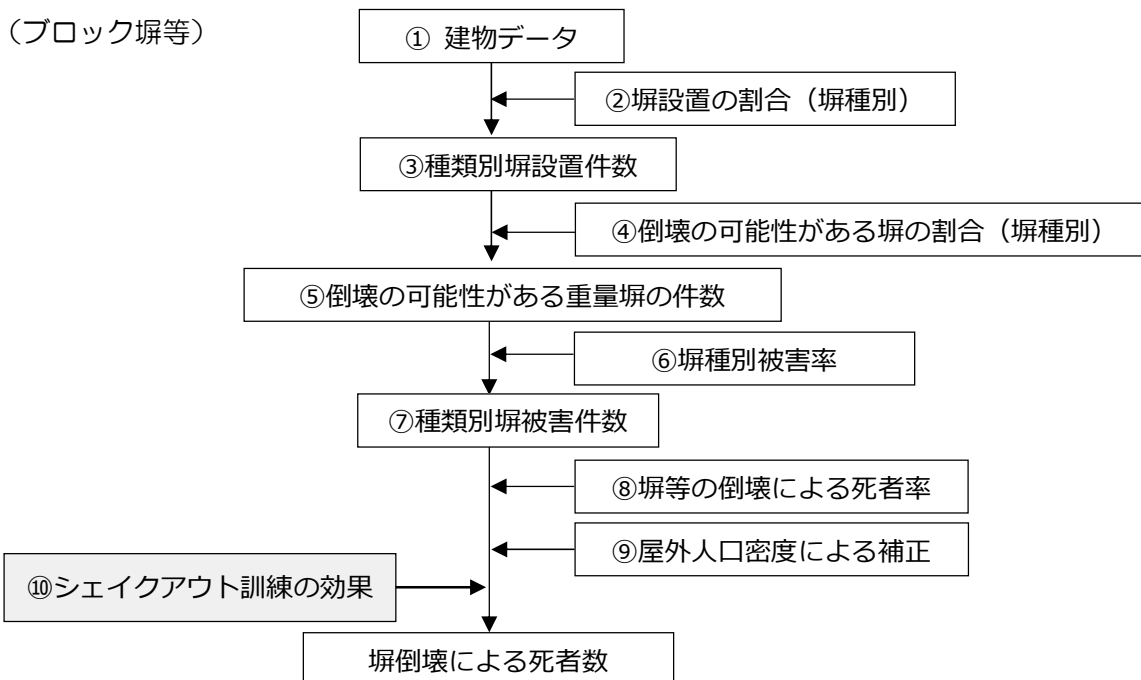


図 ブロック塀等の倒壊による死者数算出の流れ

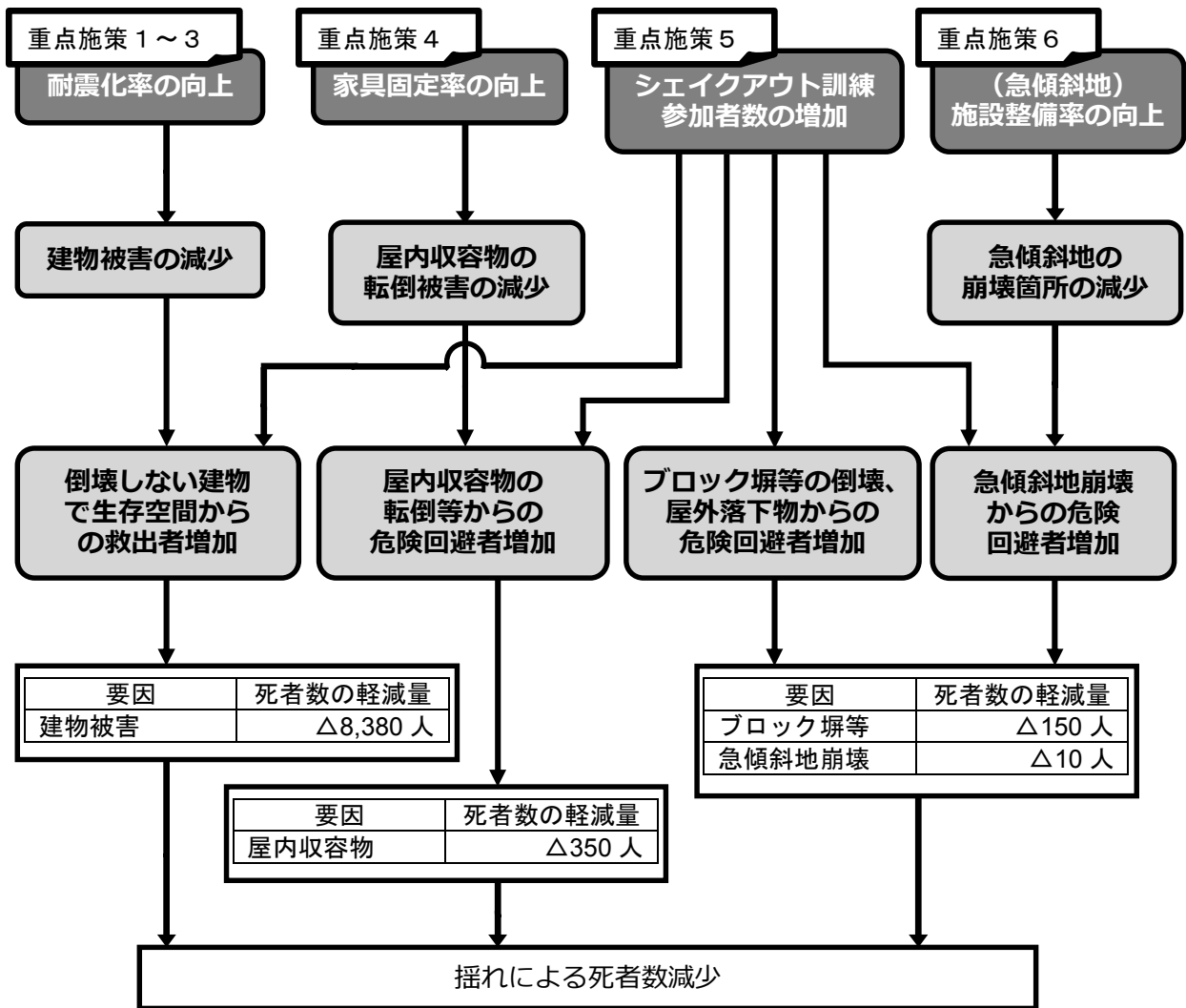
$$\text{死者数} = \text{⑧死者率} (0.00116) \times \text{⑦種類別塀被害件数} \times \text{⑨} \text{ (屋外人口密度/1689.16}^{\ast}) \text{ (人/km}^2\text{)} \\ \times \text{⑩シェイクアウト訓練の効果}$$

$$\text{⑦種類別塀被害件数} = \text{⑤倒壊の可能性がある重量塀の件数} \times \text{⑥塀種別被害率} \\ = \text{③種類別塀設置件数} \times \text{④倒壊の可能性がある塀の割合} \times \text{⑥塀種別被害率}$$

$$\text{③種類別塀設置件数} = \text{①木造住宅棟数} \times \text{②塀設置の割合}$$

※ 1689.16 人/km² は、宮城県沖地震当時の仙台市の屋外人口密度

5 揺れによる死者数減少のフロー図



要因	死者数 (被害想定)	死者数 (数値目標達成後)
建物被害	15,110 人	6,730 人
屋内収容物	1,770 人	1,420 人
ブロック塀等	750 人	600 人
急傾斜地崩壊	60 人	50 人
屋外落下物	10 人	10 人
揺れ合計	17,700 人	8,800 人

2-2 津波による死者数の減災効果算出の考え方

1 津波による死者数の減災効果算定の考え方

津波による死者数の減災効果については、津波避難意識が向上して、早期避難者が増加すれば、津波による死者数は減少することになる。下図に示す津波による死者数の計算の考え方の中では、直後避難者が増加し、切迫避難・避難しない者が減少すれば、死者数は減少する。

ただし、新防災戦略の策定にあたっては、県被害想定手法のように課税データ等の収集・整理を行っていないため、県被害想定手法と同一の手法は採用せず、県地震被害想定調査で実施した対策効果の分析結果を参考に減災効果を算出した。

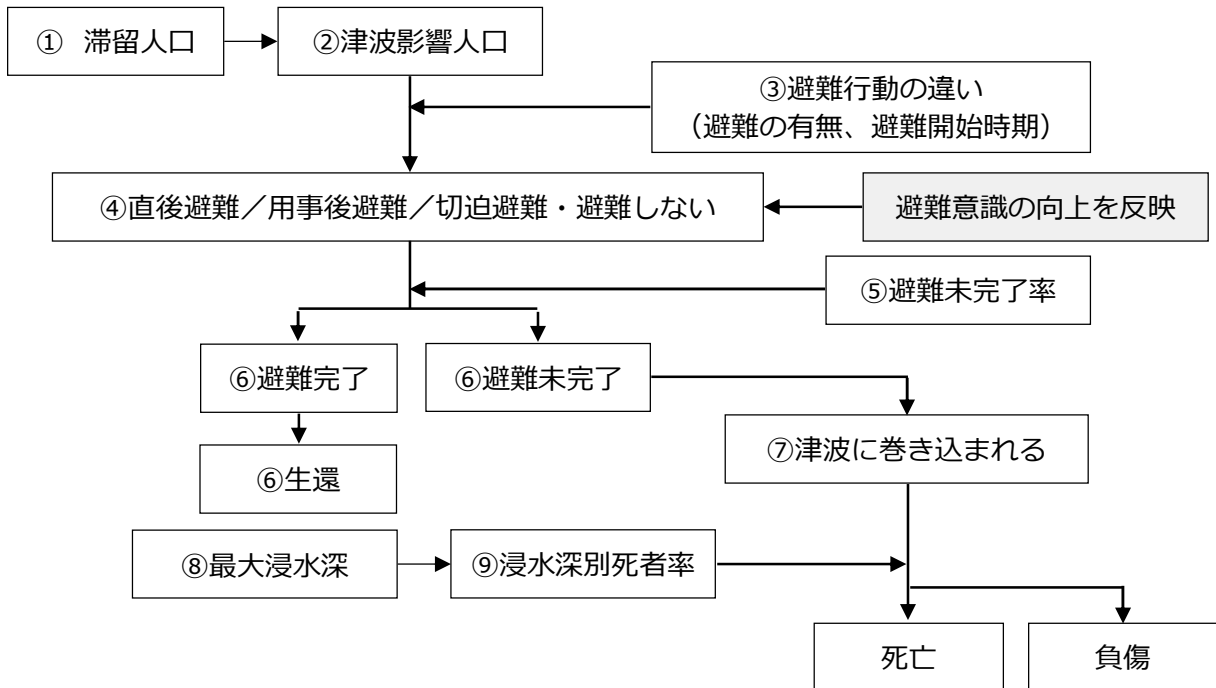


図 津波による死者数算出の考え方

県被害想定計算に用いられた津波避難意向率と、新防災戦略の津波避難に係る各種目標達成時の津波避難意向率は、下表のとおりである。

表 津波避難意向率

設定の考え方	避難行動別の比率		
	避難する		切迫避難あるいは避難しない
	すぐに避難する (直後避難)	避難するがすぐには 避難しない (用事後避難)	
地震後5分で避難	地震後15分で避難	避難しないか津波が 迫ってから避難	
地震被害想定調査で実施した県民アンケート調査結果に基づく設定	30%	60%	10%
新防災戦略の「津波による死者数を減らす」ための重点施策の実施により、津波避難意識が向上した場合の設定	80%	20%	0%

県地震被害想定調査の対策効果※では、地震後、「すぐに避難する人（直後避難）」の割合が30%から70%に上がると、死者数は12,530人から6,530人に減少するとしている。新防災戦略では、この減少率を外挿して、目標達成時の「すぐに避難する人（直後避難）」の割合80%の場合の死者数を算出した。

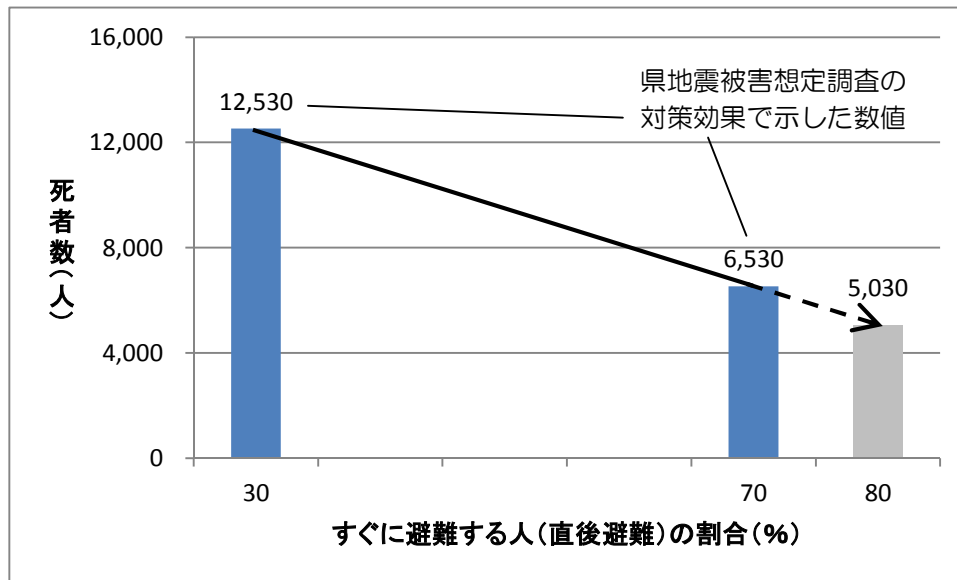
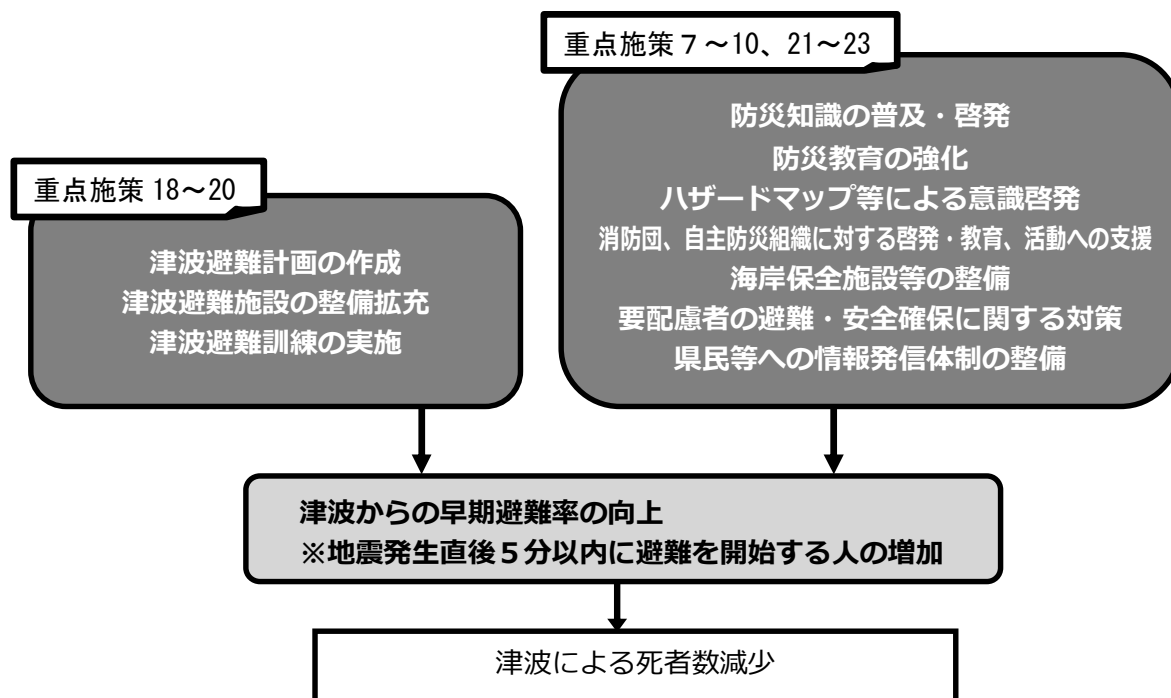


図 津波による死者数（減災効果）算出の考え方

※ 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）P309

2 津波による死者数減少のフロー図



要因	死者数（被害想定）	死者数（数値目標達成後）
津波	12,530人	5,030人

2-3 火災による死者数の減災効果算出の考え方

火災による死者数の算出は、出火件数の算出、延焼による焼失棟数の算出、火災による死者数の算出の3工程に区分される。出火件数の算出においては、耐震化率の向上や感震ブレーカー等の設置率の向上を評価するとともに、自主防災組織や消防団による活動が活性化することを評価して減災効果の算出を行う。火災による死者数の算出においては、シェイクアウト訓練への参加者数の増加と自主防災組織や消防団による活動の活性化によって、逃げ遅れや生き埋めになった場合でも火災に巻き込まれて死亡する前に救出される可能性が高まることを評価して減災効果の算出を行う。

なお、県被害想定手法で『圧壊』としている箇所は、類義の『倒壊』と置き換えて記載を行っている。

1 出火件数にかかる減災効果算出の考え方

出火件数の算出は、出火要因別に建物用途や初期消火率、時間帯別の使用率などを考慮して『炎上出火件数』を算出し、消防力の運用によって消火できる『消火可能件数』を減じて、『残火災件数』を算出する流れで行う。

(1) 炎上出火件数の想定手法

対象とする出火要因は、県被害想定手法と同じく、以下のとおりである。

- ア 火気器具・電熱器具からの出火（建物倒壊以外の場合）
- イ 火気器具・電熱器具からの出火（建物倒壊の場合）
- ウ 電気器具・配線からの出火
- エ 化学薬品からの出火
- オ 漏洩ガスからの出火
- カ 危険物施設からの出火

以下に、出火要因ごとの出火件数算出方法を整理する。

ア 火気器具・電熱器具からの炎上出火（建物倒壊以外の場合）

火気器具・電熱器具からの炎上出火（建物倒壊以外の場合）件数は、以下の式で算出する。減災効果は、用途別初期消火率に影響させている。

$$\begin{aligned} & \text{火気器具・電熱器具からの炎上出火件数（建物倒壊以外の場合）} \\ & = (1 - (\text{用途別初期消火率} \times \text{初期消火率の補正係数})) \\ & \quad \times \text{用途別の火気器具・電熱器具からの出火率} \times \text{用途別震度別建物棟数} \\ & \quad \times (1 - \text{街頭消火器による初期消火率}) \end{aligned}$$

※ 夏12時と冬18時の出火率は、「東京都第16期火災予防審議会答申」より設定。冬5時の出火率は「東京都第16期火災予防審議会答申」の器具別出火率と使用時間別出火率を用いて設定している。

用途別初期消火率を下表に示す。なお、新防災戦略では、自主防災組織の活動カバー率や訓練回数、消防団の装備の基準（消防庁告示 H26.2.7 改正）に基づく安全確保のための装備の整備率の数値目標を全て達成した場合、「川崎市地震被害想定調査報告書」（平成22年3月）を参考に、「住宅」の初期消火率0.67は0.8に向上すると想定した。

表 用途別初期消火率の設定

用途	映画館	キャバレー	飲食店	料理店	物品販売店舗	百貨店	旅館・ホテル 木造
	初期消火率	0.67	0.42	0.53	0.51	0.5	0.75
用途	旅館・ホテル 非木造	寄宿舎	共同住宅	病院	診療所	保育所	幼稚園
	初期消火率	0.62	0.67	0.67	0.67	0.66	0.66
用途	小学校	大学	公衆浴場	工場・作業所	事務所	住宅	—
	初期消火率	0.56	0.56	0.67	0.5	0.75	0.67

※ 出典：「直下の地震を踏まえた新たな出火要因及び延焼性状の解明と対策」火災予防審議会答申、1997

イ 火気器具・電熱器具からの出火（建物倒壊の場合）

火気器具・電熱器具からの出火（建物倒壊の場合）件数の算出は、県被害想定手法と同じ下式で行う。耐震化率が向上することで、全壊建物棟数（倒壊建物棟数）が減少し、当該の出火件数も減少することになる。

$$\begin{aligned} \text{火気器具・電熱器具からの出火件数（建物倒壊の場合）} \\ = \text{全壊建物からの出火率} \times \text{倒壊建物棟数（全壊建物棟数} \times 0.3 \text{）} \\ \times \text{火気器具の時間帯別使用率} \end{aligned}$$

ウ 電気器具・配線からの出火

電気器具・配線からの出火件数の算出は、県被害想定手法と同じ下式で行うが、減災効果の算出においては、感震ブレーカー等の設置による当該の出火件数の低減を評価する。

新防災戦略では、感震ブレーカー等の設置が、目標である10%に到達した場合は、電気器具・配線それぞれからの出火件数を10%低減するものとした。

$$\begin{aligned} \text{電気器具からの出火件数} &= \text{出火率（0.039\%）} \times \text{全壊棟数} \\ \text{配線からの出火件数} &= \text{出火率（0.024\%）} \times \text{全壊棟数} \end{aligned}$$

エ 化学薬品からの出火

化学薬品からの出火件数の算出は、県被害想定手法と同じ下式で行う。

$$\begin{aligned} \text{化学薬品からの出火件数} &= \text{化学薬品からの震度別出火率} \\ &\quad \times \text{高等学校・大学・研究機関（自然科学系）数} \end{aligned}$$

オ 漏洩ガスからの出火

漏洩ガスからの出火件数の算出は、県被害想定手法と同じ下式で行う。

$$\begin{aligned} \text{漏洩ガスからの出火率} &= \text{全壊以外の建物棟数} \times \text{灯内内管被害率} \times 1\% \times 0.15\% \\ &\quad + \text{全壊建物棟数} \times (\text{灯外内管被害率} + \text{灯内内管被害率} \times 1\%) \times 1.3\% \end{aligned}$$

カ 危険物施設からの出火

危険物施設からの出火件数の算出は、県被害想定手法と同じ下式で行う。

$$\text{危険物施設からの出火件数} = \text{危険物施設からの震度別出火率} \times \text{危険物施設数}$$

【被害想定に用いた気象条件】

被害想定気象条件は、1994年から2013年までの最大風速（日別）の平均と、最多頻度の風向を用いた。

(2) 消防力運用（消火率の設定）に関する想定手法

消防力運用（消火率の設定）に関する想定手法は、県被害想定手法と同じ手法を採用した。

$$P = P_j + (1 - P_j) P_D + (1 - P_j) (1 - P_D) P_S$$

P：消火率、 P_j ：自主防災組織の消火率、 P_D ：消防団の消火率、 P_S ：公設消防の消火率

※ 自衛消防隊についても消火率の評価を行ったが、影響は小さいため、考慮しないこととした。

2 延焼による焼失棟数算出の考え方（減災効果は考慮していない）

延焼による焼失棟数算出では、減災効果は考慮していないため、県被害想定手法と同じ下式で計算を行った。

$$\text{焼失棟数} = (\text{木造建物棟数} + \text{低層非木造建物棟数}) \times \text{焼失率} \\ \times (1 - \text{揺れ・液状化による全壊率})$$

3 火災による死者数算出の考え方

火災による死者の発生要因として、以下の2種類を想定する。

ア 炎上出火家屋からの逃げ遅れ

イ 倒壊後に焼失した家屋内の救出困難者

新防災戦略での減災効果の算出にあたっては、シェイクアウト訓練への参加者数の増加と自主防災組織や消防団の活動の活性化によって、倒壊後に焼失した家屋内の閉じ込めの死者数が減少することを考慮した。

ア 炎上出火家屋からの逃げ遅れ

炎上出火家屋からの逃げ遅れによる死者数の算出は、県被害想定手法と同じ手法を用いるが、減災効果は、シェイクアウト訓練への参加者の増加の効果を加えて算出した。シェイクアウト訓練の効果については、建物被害による死者数の減災効果算出の考え方と同じである。

$$\text{炎上出火家屋からの逃げ遅れ死者数} = 0.055 \times \text{炎上出火件数} \times (\text{屋内滞留人口比率}) \\ \times \text{シェイクアウト訓練の効果}$$

※ 係数の0.055は神奈川県の前記平成15年～18年の「平常時住宅火災による死者数/平常時住宅出火件数」の平均値として算出したものである。なお、神奈川県における最新のデータを用いた場合もほとんど同じ値であったことから、この係数を用いている。

イ 倒壊後に焼失した家屋内の閉じ込め

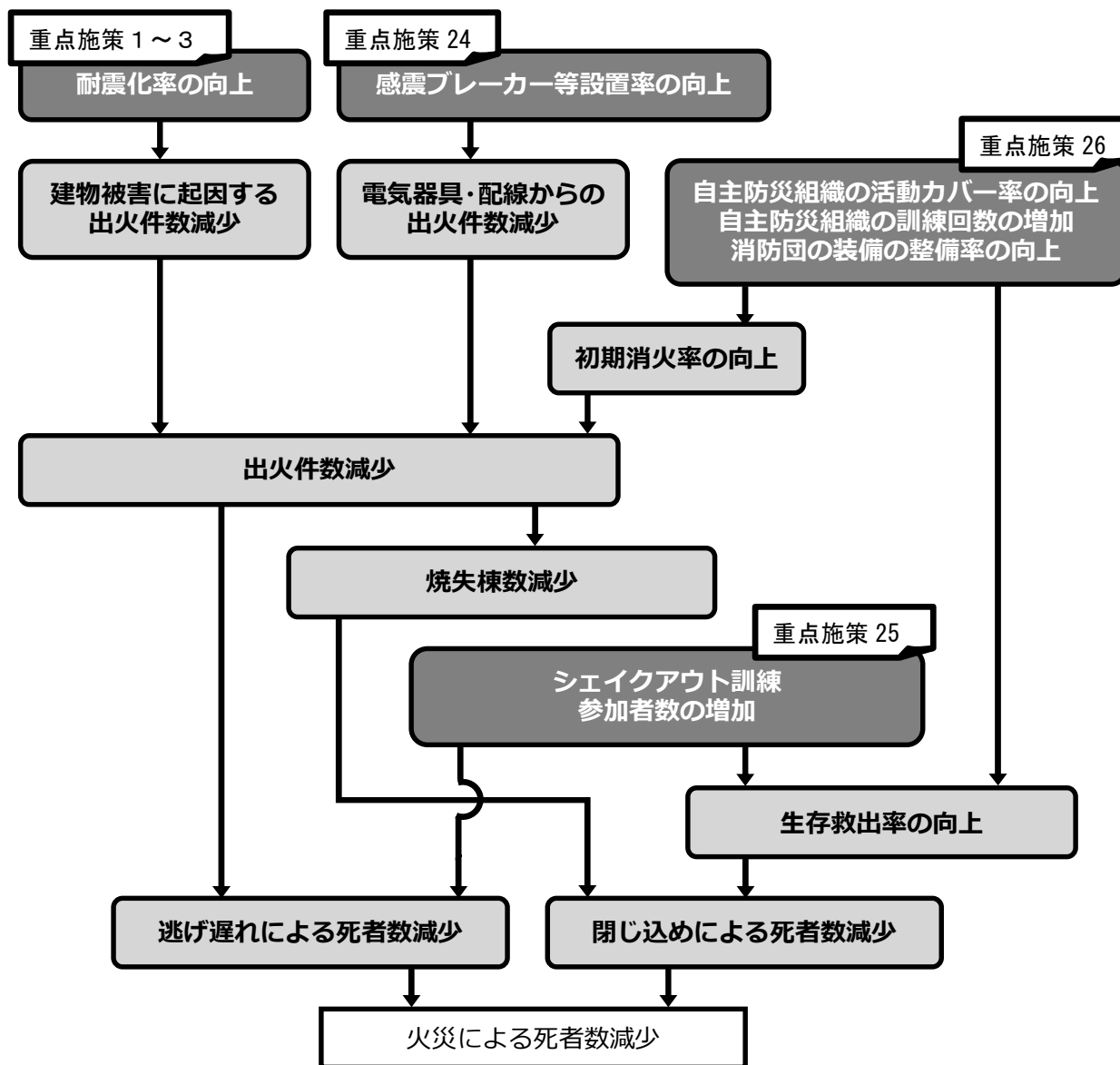
倒壊後に焼失した家屋内の閉じ込めによる死者数の算出には、県被害想定手法と同じ手法を用いるが、減災効果は、シェイクアウト訓練への参加者の増加と自主防災組織や消防団の活動の活性化による効果を加えて算出した。

新防災戦略では、各種施策の目標達成によって生存救出率が向上することを評価したが、その効果については、シェイクアウト訓練による建物被害の死者数の減災効果の半分と仮定した。すなわち、シェイクアウト訓練参加者200万人達成かつ、自主防災組織の活動カバー率100%達成かつ、自主防災組織の訓練回数7,400回達成かつ、消防団の装備の基準（消防庁告示H26.2.7改正）に基づく安全確保のための装備の整備率100%達成の場合、生存救出率が0.1向上すると想定した。

$$\text{閉じ込めによる死者数} = \text{全壊かつ焼失家屋内の救出困難な人} \times (1 - \text{生存救出率 } 0.387)$$

※ 生存救出率は、阪神・淡路大震災における消防団による生存救出人員の割合を用いる。

4 火災による死者数減少のフロー図



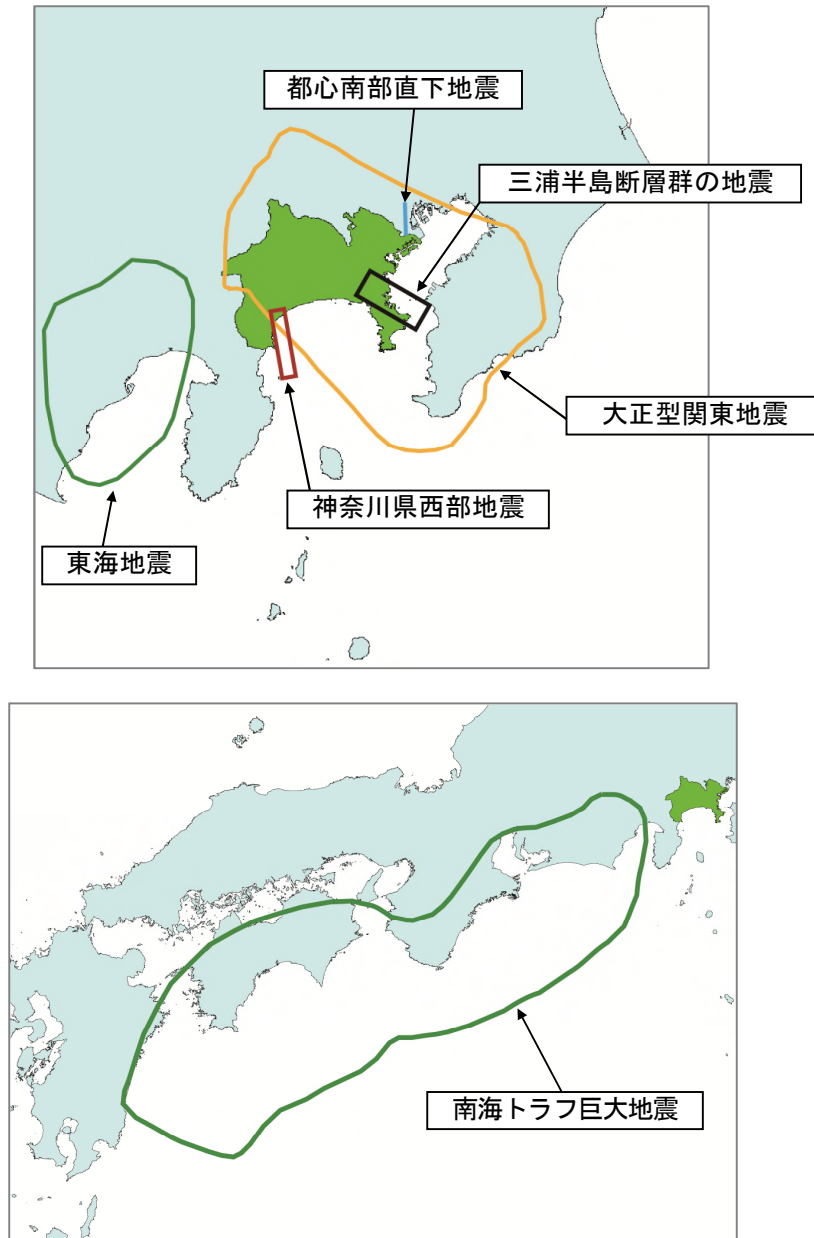
要因	死者数 (被害想定)	死者数 (数値目標達成後)
火災	1,330 人	350 人

参考資料3 「大正型関東地震」以外の5つの地震の減災効果

減災目標の対象地震とした「大正型関東地震」以外の5つの地震について、重点施策の数値目標が達成された場合の減災効果は次のとおりです。

「大正型関東地震」以外の5つの地震	
都心南部直下地震 (Mw7.3)	三浦半島断層群の地震 (Mw7.0)
神奈川県西部地震 (Mw6.7)	東海地震 (Mw8.0)
南海トラフ巨大地震 (Mw9.0)	

図 震源断層モデル (震源断層域) の位置

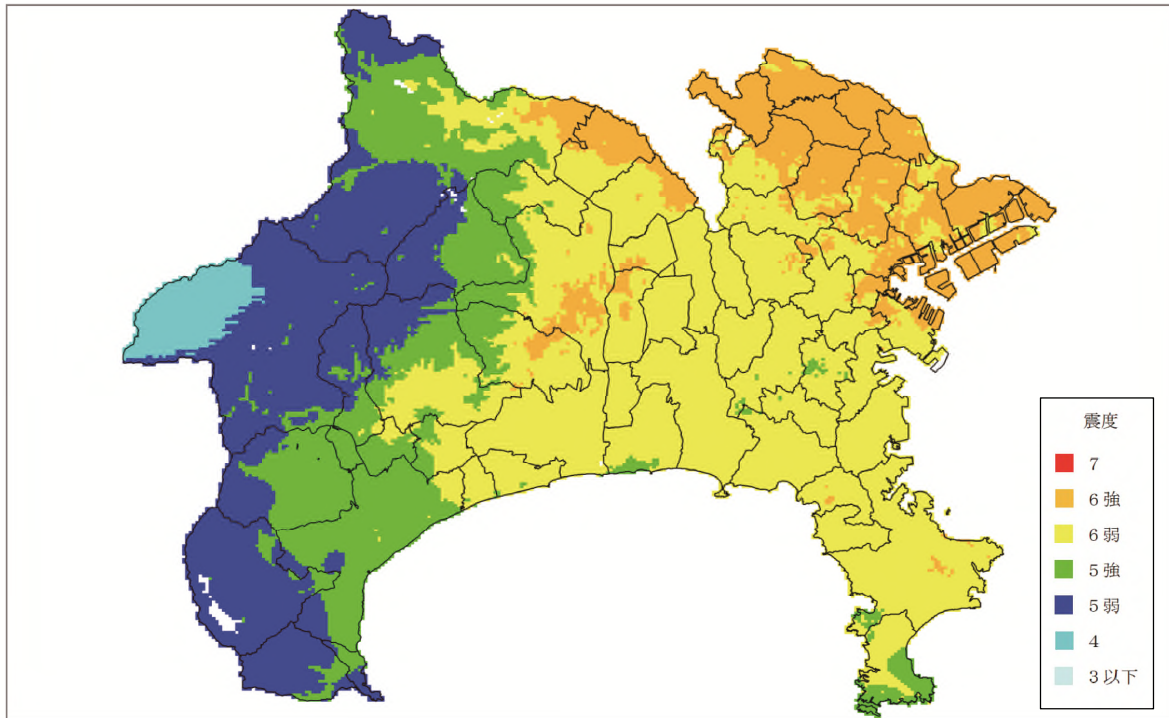


1 都心南部直下地震 (Mw7.3)

(1) 地震の概要

都心南部直下地震は首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震です。

(2) 震度分布図



(3) 重点施策の数値目標達成による減災効果

		被害想定	数値目標達成後
揺れによる死者数		2,890 人	1,460 人
内 訳	建物被害	2,160 人	870 人
	屋内収容物	310 人	250 人
	ブロック塀等	380 人	300 人
	急傾斜地崩壊	40 人	30 人
	屋外落下物	0 人	0 人
津波による死者数		0 人	0 人
火災による死者数		100 人	20 人
総死者数		2,990 人	1,480 人
			(軽減率 51%)

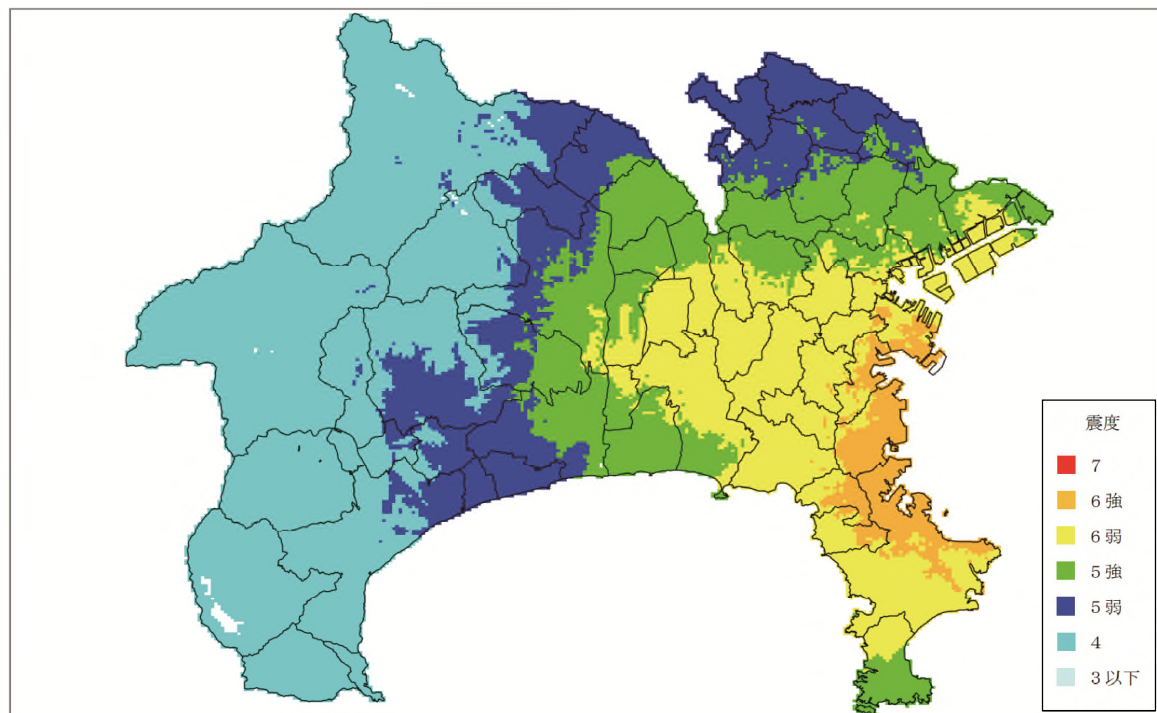
※ 各欄の数値は1の位を四捨五入している。そのため、揺れによる死者数と内訳の合計は一致しない。

2 三浦半島断層群の地震 (Mw7.0)

(1) 地震の概要

三浦半島断層群の地震は、三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。

(2) 震度分布図



(3) 重点施策の数値目標達成による減災効果

		被害想定	数値目標達成後
揺れによる死者数		1,100 人	540 人
内 訳	建物被害	770 人	280 人
	屋内収容物	90 人	70 人
	ブロック塀等	200 人	160 人
	急傾斜地崩壊	40 人	30 人
	屋外落下物	0 人	0 人
津波による死者数		0 人	0 人
火災による死者数		30 人	10 人
総死者数		1,130 人	550 人
			(軽減率 51%)

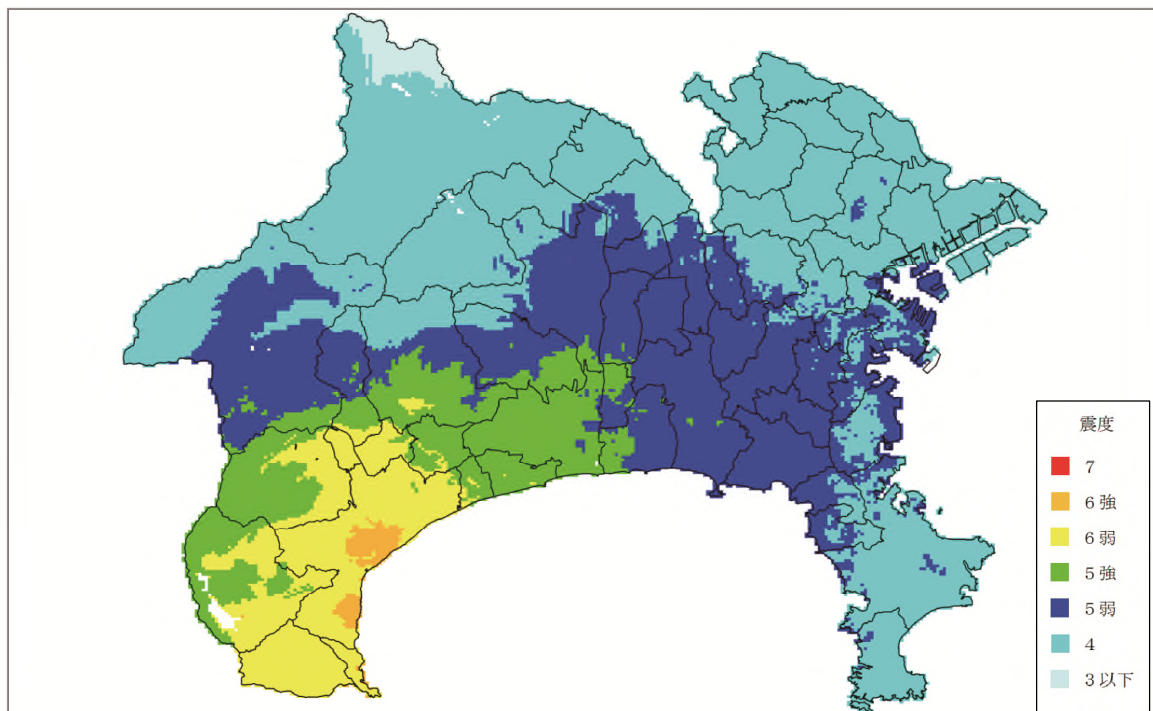
※ 各欄の数値は1の位を四捨五入している。

3 神奈川県西部地震 (Mw6.7)

(1) 地震の概要

神奈川県西部地震は、神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。

(2) 震度分布図



(3) 重点施策の数値目標達成による減災効果

		被害想定	数値目標達成後
揺れによる死者数		200人	80人
内 訳	建物被害	170人	60人
	屋内収容物	10人	10人
	ブロック塀等	20人	20人
	急傾斜地崩壊	*人	*人
	屋外落下物	0人	0人
津波による死者数		680人	240人
火災による死者数		*人	*人
総死者数		880人	320人
			(軽減率 64%)

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入している。そのため、揺れによる死者数と内訳の合計は一致しない。

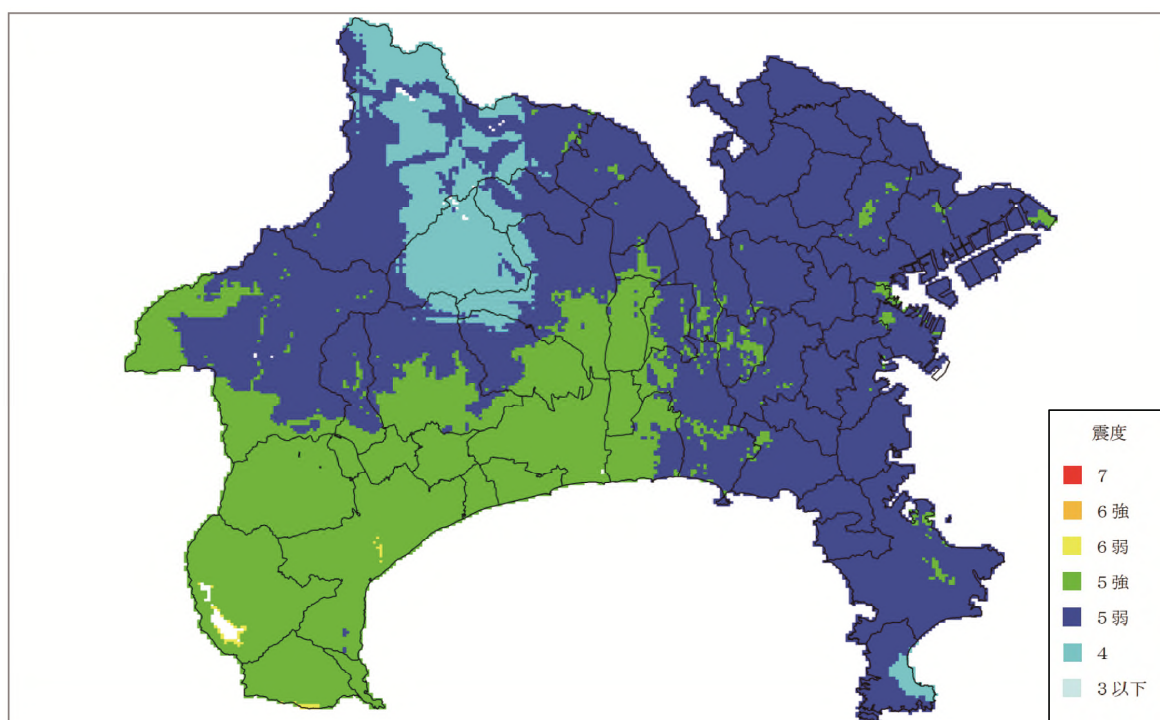
※ * は1以上10未満を示す。

4 東海地震 (Mw8.0)

(1) 地震の概要

東海地震は、駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震です。県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されています。

(2) 震度分布図



(3) 重点施策の数値目標達成による減災効果

		被害想定	数値目標達成後
揺れによる死者数		* 人	* 人
内 訳	建物被害	0 人	0 人
	屋内収容物	* 人	* 人
	ブロック塀等	* 人	* 人
	急傾斜地崩壊	0 人	0 人
	屋外落下物	0 人	0 人
津波による死者数		810 人	280 人
火災による死者数		0 人	0 人
総死者数		820 人	280 人
			(軽減率 65%)

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入している。

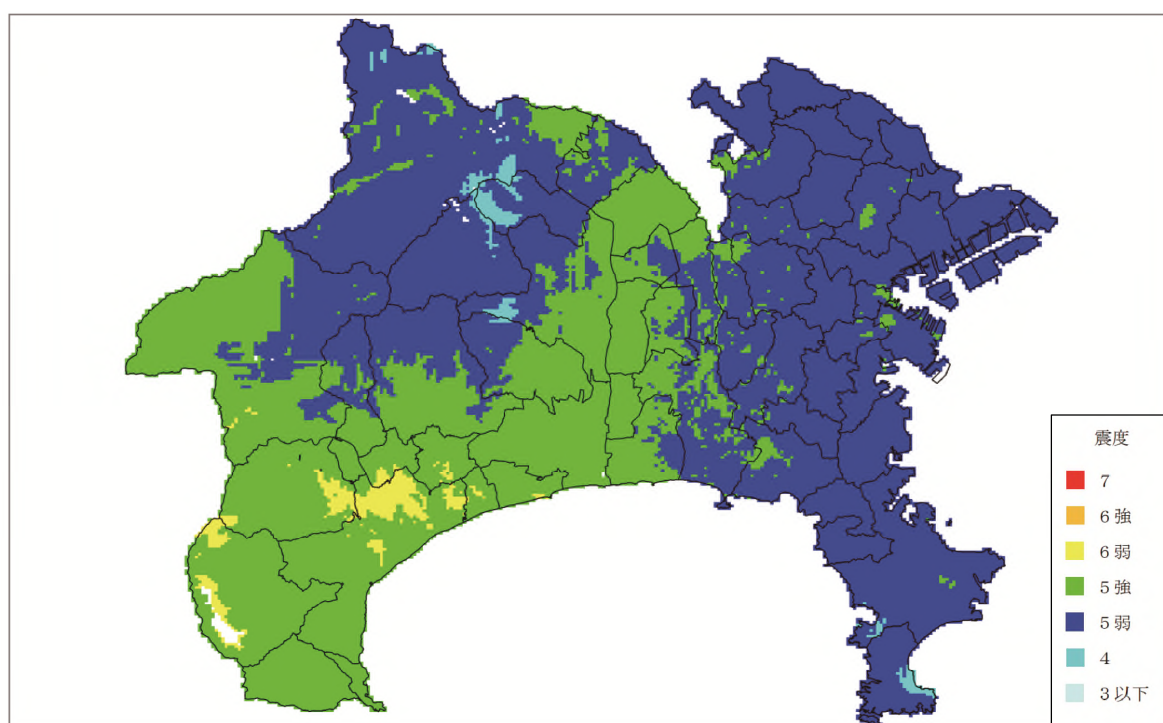
※ * は1以上 10 未満を示す。

5 南海トラフ巨大地震（Mw9.0）

（1） 地震の概要

南海トラフ巨大地震は、南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

（2） 震度分布図



（3） 重点施策の数値目標達成による減災効果

		被害想定	数値目標達成後
揺れによる死者数		30人	20人
内 訳	建物被害	*人	*人
	屋内収容物	*人	*人
	ブロック塀等	20人	20人
	急傾斜地崩壊	0人	0人
	屋外落下物	0人	0人
津波による死者数		1,710人	600人
火災による死者数		0人	0人
総死者数		1,740人	620人
（軽減率 64%）			

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入している。そのため、揺れによる死者数と内訳の合計は一致しない。

※ * は1以上 10未満を示す。

参考資料 4 神奈川県地震防災戦略策定検討委員会 委員名簿

神奈川県地震防災戦略策定検討委員会は、地震防災戦略の策定にあたって、有識者より専門的、技術的観点からの助言・指導等を受けるために、県が平成 27 年 6 月に設置したものです。

所属・役職	委員名	備考
東京経済大学名誉教授	吉井博明	【委員長】
神奈川大学工学部教授	荏本孝久	
東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター准教授	加藤孝明	
山梨大学大学院総合研究部工学域准教授	秦康範	学識経験者委員
東京工業大学大学院総合理工学研究科教授	翠川三郎	
横浜市立大学大学院医学研究科主任教授	森村尚登	
横浜市総務局危機管理室危機管理課長	森正人	市町村委員
川崎市総務局危機管理室震災対策担当課長	須田俊彦	
相模原市危機管理局危機管理課長	石原朗	
横須賀市市民安全部次長	小貫和昭	
鎌倉市防災安全部次長	長崎聡之	
藤沢市総務部防災危機管理室長	渡邊博明	
小田原市防災部副部長	石塚巖	
厚木市危機管理部危機管理課長	梅津昌信	
政策局総務室企画調整担当課長	篠原仙一	
総務局総務室企画調整担当課長	焼石隆	
安全防災局総務室企画調整担当課長	深谷尚志	県機関委員
安全防災局安全防災部災害対策課長	杉原英和	
安全防災局安全防災部危機管理対策課長	佐川範久	
安全防災局安全防災部消防課長	原田潔	
安全防災局安全防災部工業保安課長	穂積克宏	
温泉地学研究所長	里村幹夫	
県民局総務室企画調整担当課長	杉山正行	
環境農政局総務室企画調整担当課長	山本洋一	
保健福祉局総務室企画調整担当課長	水町友治	
産業労働局総務室企画調整担当課長	竹村洋治郎	
県土整備局総務室企画調整担当課長	大島伸生	
教育局総務室企画調整担当課長	河鍋章	
企業局総務室企画調整担当課長	柏木真吾	
警察本部警備部危機管理対策課長	青山利史	

神奈川県地震防災戦略
～県民総ぐるみアクションプラン～

平成28年3月

発行 神奈川県防災会議

編集 神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045(210)1111(代表)

